令和4年第4回定例会

西川町議会会議録

令和 4 年 12月 5 日 開会 令和 4 年 12月 9 日 閉会

西川町議会

令和四年 第四回 [十二月] 定例会

年 第四回〔十二月〕定例会

西

Ш

町

議

会

会

議

録

令

和 四

西川町議会会

議録

令和4年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号(12月5日)

○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者····································
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議会諸報告
○行政報告····································
○議案の上程····································
○提案理由の説明1 €
○人事案の審議・採決
○請願の常任委員会付託
○散会の宣告····································
第 2 号(12月6日)
○議事日程
○出席議員····································
○欠席議員
○説明のため出席した者1 6
○事務局職員出席者······1 6
○開議の宣告····································
○一般質問····································
荒 木 俊 夫 議員
菅 野 邦比克 議員3 6

後 藤 一 夫 議員48
佐 藤 幸 吉 議員
佐 藤 仁 議員80
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 号(12月7日)
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○欠席議員
○説明のため出席した者100
○事務局職員出席者
○開議の宣告····································
○一般質問
佐 藤 光 康 議員
伊 藤 哲 治 議員
○散会の宣告····································
第 4 号(12月9日)
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
○欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
○開議の宣告····································
○日程の追加····································
○議案の審議・採決
○請願の審査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議員派遣について169
○閉会中の継続調査申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○閉議・閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・170

○署名議員	7	-	1

令 和 4 年 1 2 月 5 日

令和4年第4回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月5日(月)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について

議第55号 財産(給食運搬車)の購入について

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第57号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)

議第58号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第59号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第60号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第61号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について

日程第 8 請願の常任委員会付託

出席議員(10名)

2番 荒木俊夫議員 1番 後藤一夫議員 3番 佐藤 仁 議員 4番 佐 藤 光 康 議員 5番 菅 野 邦比克 議員 奈 美 議員 6番 大 泉 耕二議員 7番 佐 藤 幸 吉 議員 佐藤 8番 伊藤 9番 哲 治 議員 10番 古 濹 俊 一

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 雅孝君 前 田 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木真也君 会計管理者 出 納 室 長 兼 町民税務課長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 産業振興課長 商工観光課長 補 佐 兼農委事務局長 工藤信彦君 柴 知 弘 君 田 建設水道課長 病 院 長 隆 君 眞 壁 正 弘 君 武 田 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安 達 晴 美 君 奥山純二君 生涯学習課長 監查委員 髙橋 將 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田一弘君 議事係長 鬼越晃一君 書 記 柴田 歓那君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町 議会第4回定例会を開会します。

◎開議の宣告

〇古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

〇古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、8番、佐藤幸吉議員、 9番、伊藤哲治議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月9日までの 5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月9日までの5日間に決定しました。

◎議会諸報告

〇古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

10月24日、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が山形市で開催され、本町議会の全議員10人が出席しております。研修会では、上智大学法学部教授、三浦まり氏から、「政治分野におけるハラスメント防止」と題して、深刻な影響を与えるハラスメントの防止策について、三菱総合研究所主席研究員、松田智生氏から、「逆参勤交代が創る山形の未来」と題して、地方創生と働き方改革を同時実現する逆参勤交代という発想について、それぞれ講演をいただき、興味深く研修してまいりました。

11月1日には、山形県主催の県及び市町村長議長会議が山形市で開催され、県政運営の基本的考え方や市町村関連施設などの説明があり、意見交換を行いました。

11月4日には、大江・西川両町議会議員協議会総会が西川町で開催され、全議員が出席しております。総会に先立ち、両町議員で主要地方道貫見・間沢線の沼山・沢口地内の改良工事現場と、大江西川線の大井沢地内の道路地滑り工事終了箇所の現地視察を行いました。

その後、総会では、改めて主要地方道貫見・間沢線の沼山地内の改良促進、大江西川線の 道路整備促進に関する県への要望事項が決定され、来賓として出席された小野幸作氏、楳津 博士氏、松田敏男氏の3県議に要望書を提出しております。

なお、県知事並びに関係機関への要望活動について、今後予定しているところであります。 11月7日には、西村山地方議長協議会議員研修会が西川町を会場に開催され、全議員が出 席しております。研修会では、参集した管内の議員に対し、本町の菅野町長から、『「人と 人をつなぐ」積み重ねこそ最高のプロモーション!』と題して、対話、現場、人脈、熱意の 大切さなどをご講演いただきました。

11月9日には、東京NHKホールで第66回町村議会議長全国大会が開催され、出席するとともに、翌日の10日には町村議会議長行財政セミナーが全国町村議員会館で開催され、参集してまいりました。セミナーでは、「脱炭素社会に向けて 風力発電等のメリット・デメリット」と題して、匠習作技術士事務所代表、匠習作氏から、県内の電力事情と経済状況など

の話も含めてご講演をいただき、研修してきております。

また、先日の夕方には、5名の県選出国会議員との交流懇談会が開催され、喫緊の課題や 重点要望について要望活動を行ってきたところであります。

11月15日には、西川中学校PTA、17日には、西川町総合建設業組合との町民と議会の対話の集いを開催しました。対話の集いは、平成22年から開催しており、通算10回目の開催となります。

現在、皆様から出された貴重なご意見について取りまとめを行っており、詳細につきましては、議会だよりにおいて報告をいたします。

11月18日には、村山地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が河北町で開催され、令和5年度の事業計画及び予算案などについて協議されました。

11月19日には、主要地方道大江西川線、貫見・沢口間の供用開始に伴う開通式典が開催され、出席いたしました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

3番、佐藤仁議員。

[3番 佐藤 仁議員 登壇]

〇3番(佐藤 仁議員) おはようございます。

西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月31日に開催されました令和4年第2回定例会の報告をいたします。

認第1号では、令和3年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入 総額14億9,112万1,165円、歳出総額14億7,947万6,762円、実質収支額1,164万4,403円の黒字 決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、財政調整基金に1,000万円を積み立て、残る164万4,403円は翌年度に繰越しされました。

認第2号では、令和3年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額10億6,627万481円、歳出総額10億3,264万52円、実質収支額3,363万429円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に3,200万円を積み立て、 残る163万429円は翌年度に繰越しされました。

認第3号では、令和3年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算に

ついて、歳入総額1,118万9,989円、歳出総額1,094万4,859円、実質収支額24万5,130円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、全額、翌年度に繰越しされました。

議第15号では、西村山広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、職員の育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため、条例の一部を改正することを賛成 多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

〇古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

〇古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。 菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年度第4回定例会、啓翁桜議会、こちらを招集いたしましたところ、全員の 出席を賜りまして、ありがとうございます。

初めに、行政報告をさせていただきます。

初めに、第7次総合計画についてで、申し上げます。まちづくり町民会議を9月20日に2回目、10月19日に第3回目のワークショップを行ってまいりました。町民会議は地域力創造アドバイザーの進行の下、町民の皆様とワークショップ形式による西川町のSWOT分析を踏まえた提案型の事業づくりを行ってまいりました。

一昨日の12月3日、今年度第2回目の総合政策審議会を開催し、町民会議などから提案された意見に基づき、第7次総合計画の素案に対して、意見交換がなされました。

総合計画は、今年度中の策定を目指し、審議会の内容を踏まえ、事業等の肉づけ作業を進めてまいります。

また、まちづくりの様々な課題解決のため、町外の民間の力を生かすため、4つの連携協定を結んでおります。

9月12日は、空き家の活用などのため、株式会社CASEと、10月3日には、月山和牛な

どや特産品の販路拡大に取り組むために株式会社福寿館及び奈良中央信用金庫と、10月3日 当日、西川町職員の人材育成などを進めるため一般社団法人地域活性化センターと、11月21 日には、サウナ事業や林業振興を図るため、日建設計コンストラクション・マネジメント株 式会社とそれぞれ包括連携協定を締結いたしました。

これらの企業の皆さんと一緒になって、それぞれの得意な分野の力をお借りして、町の課題解決、そして稼ぐ町になるための具体的な事業に取り組んでまいります。

また、10月からは、西川町では初となります地域活性化企業人2名が着任されました。空き家を生かしたコミュニティビジネスなど、地域課題の解決をビジネスづくりに生かすような取組を行っていただきます。

次に、西川菊まつり実行委員会が開催しました第87回西川菊まつりについて申し上げます。 交流センターあいべ駐車場に特設会場を設け、10月25日から11月8日までの15日間にわた り開催されました。来場者は2,300人を超え、コロナ禍で落ち込んだ昨年より928名多い状況 と報告を受けております。

小学4年生による玉菊や、企業、議員の皆様からのご出展があり、600鉢の菊の花が展示されたほか、11月11日に交流センターあいべを会場に菊花品評会の表彰式を執り行いました。 開催に当たり、ご尽力いただきました多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

今後の開催については、これまで4回の対話を重ねてまいりましたが、現在、実行委員会のほうで具体的、具体策を模索していると聞いています。

次に、今回で第52回目となる西川町文化祭について申し上げます。

本年は10月29日から11月3日までの6日間にわたり開催いたしました。

「キラリと光る西川の宝、地域とともに進める歩み」をテーマに、書道、絵画、写真をは じめ様々な作品展とステージ発表を開催しました。作品数は969点の出品で、来場者は685人 の入場者をお迎えしたところでございます。

コロナ禍の中で満足な準備ができない状況にあっても出品されたすばらしい作品群、ステージ発表の様々なジャンルのレベルの高い発表の数々に、町民の皆さんの芸術文化に対する 意識の高さ、技術の高さを改めて感じることができました。

また、ステージ発表では、小中学生の参加が数多くあり、会場内では活気に満ちた雰囲気に包まれました。それぞれの立場で制作、企画、出演いただきました町芸術文化協議会を中心とする方々、ご観覧いただいた町民の皆様に感謝を申し上げます。

次に、スポーツ大会についてご報告いたします。

11月3日に開催されました第68回西村山地区駅伝競走大会ですが、本町からは2チームが参加しました。結果は全9チーム中でAチームが3位入賞、Bチームは6位という好成績を残していただきました。今回の大会では、中学生、高校生の活躍が目につきましたが、どの選手も自己記録を更新するなど約2か月に及ぶ厳しい練習の成果が発揮されました。

ご尽力いただいた西川町陸上競技会、関係者各位に対し心から御礼を申し上げるとともに、 今後さらなる競技力の向上、選手育成の取組に期待をいたします。

続いて、晩秋の月山山麓ONSENガストロノミーin西川についてご報告申し上げます。 この事業は、観光庁の地域独自の観光資源を生かした地域の稼げる看板商品の創出事業の 第2次募集に応募し、採択を受けて実施することができました。

ONSENガストロノミーとは、その土地ならではの食や自然、文化を楽しみ、日本でも 人気のあるイベントでございます。

県内では、鶴岡市に続いての開催となります。出羽三山信仰の伝承や、山菜収穫、カヌー体験を盛り込んだ西川町ならではの企画を盛り込み、11月19日から2日間、モニターツアーを開催いたしました。当日の参加者は、連携協定先や首都圏を中心に一般参加者83名、町民参加者17名、計100名で西川町文化歴史資料館かわどい亭をスタートし、月山トラヤワイナリー、山竹商店、役場で休憩しながら、ゴールの交流センターあいべまで歩いてまいりました。

希望者は白装束を身にまとい、かつての山伏の雰囲気を体感していただきました。休憩スポットでは、山菜料理や3酒、新ブランドの月山和牛を使用した芋煮などを振る舞いました。 これに対し、参加者は西川町の自然や食文化の価値を深くご理解いただきました。

道中では、月山や寒河江川が見える場所で三山電車ゆかりのある自転車道路に撮影スポットを設置したことで、多くの皆様がSNSを使用して町の魅力を発信していただきました。

2日目は、弓張平公園のコケの道を巡った後、ナメコ収穫体験とカヌーに分かれ、晩秋の 寒さを忘れるような体験をし、楽しんでいただきました。

初開催ということもあり、課題や反省点も多々ありますが、お客様満足度は97%と想像以上に高い評価をいただきました。町民のボランティアスタッフ62名も我が町の価値を再認識いただくとともに、このイベントを成功させようとの志の下、老若男女がワンチームで取り組めたことは現在の西川町に必要な取組となりました。

本町では来年度から5年間、春と秋の2回、合計10回、国の交付金を活用して開催することを企画しております。

次に、西川小学校についてご報告いたします。

このたび、西川小学校が優良PTA文部科学大臣賞表彰を受賞いたしました。町内全戸の 方々が賛助会員となって、コミュニティスクールとして地域の方々が地域とともにある学校 づくりを協働しているなどの活動が評価され表彰をいただきました。PTA活動を支えてい ただいた町民の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

続きまして、事業策定に当たり最も重視しているニーズベースの事業かどうかを確認する ために対話が重要です。これまで20回以上の対話を開催し、水の文化館の活用や、入間地区 での次世代型農業の実践にチャレンジしていくような様々な対話会が開催されております。

また、昨今、おかげさまをもちまして、連携協定やデジタル名刺など、新しいことに取り組むことによって、マスコミ等の露出が増え、動いている町というような印象が根づいてきたかと感じております。この結果、民間企業からの事業提案は100件を超え、多岐にわたるご提案をいただきました。

また、10月の全国道の駅シンポジウムでは、地方自治の代表として、また11月に開催された国土交通省主催のまちづくりサミットでは、東北の代表として動いている町ということでパネラーの機会をいただくことができました。今後も様々な講演・出演依頼、連載依頼を受けておりますが、可能な限り対応して、西川町の情報発信に尽力いたしたいと考えております。

役場の政策目標について申し上げます。ふるさと納税 2 億円とマイナンバーカード75%の 達成でございます。早期達成を目標にしておりました。前者は取組中でございますが、後者 については郵便局との包括連携協定を足がかりに、役場 O B の力、また民間事業者の力を合 わせて目標を達成し、マイナンバー75%を達成いたしました。デジタル田園の新たな交付金 を受ける自治体として名のりを上げることができました。

なお、4月のつなぐ課設置を目指す、つなぐ課準備室は民間採用1名を行い、現在6名体制で準備を進めております。町内で、区を越えて、また町内外をつなぐため、まちづくり団体補助金を制定し、またその中でサバイバルゲームの事業企画やRVパークへのチャレンジ、イルミネーション事業が行われるなど、理想とする地区を越えた活動がなされていると認識しております。

以上、申し上げまして、第4回定例会の行政報告といたします。

〇古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

〇古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について、議第55号 財産(給食運搬車)の購入について、議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)、議第58号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議第59号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第60号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第61号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)、以上8議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第4号につきましては、西川町教育委員会委員の任命についてでございます。

西川町教育委員会委員、松田光子さんは、令和4年12月22日をもって任期満了となります。 その後任として、髙橋美保さんを任命するため提案するものでございます。

議第55号につきましては、財産(給食運搬車)の購入についてでございます。

給食運搬車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものでございます。

議第56号につきましては、西川町町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する費用に係る限度額を引き上げるため、提案するものでございます。

議第57号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,014万6,000円を追加し、歳入歳出の 予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,487万3,000円といたすものでございます。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人件 費の組替え補正、新型コロナウイルス感染症対策及び急を要する事務の経費に係る補正でご ざいます。

人件費以外の歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正について申し上げます。

第2款総務費につきましては、テレワーク用職員端末を整備するためパソコン整備業務委託料1,323万7,000円、都市部の駅なかに月山カフェをオープンするための出店準備委託料534万6,000円をそれぞれ追加し、1,858万3,000円を追加するものでございます。

第3款民生費につきましては、町内の社会福祉事業者を支援するため、原油価格等物価高騰対策支援事業補助金760万円を追加するものでございます。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種案内郵便料29万4,000円、原油価格物価高騰に対応するための病院事業会計不採算地区病院の運営に要する経費612万円をそれぞれ追加し、641万4,000円を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、水沢温泉館にテレワーク環境を整備するため、整備工事請 負費104万5,000円を追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、西川小学校の感染防止のためにパーティションを購入する ための備品購入費5万2,000円を追加するものでございます。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額3,369万 4,000円を追加するものでございます。

次に、急を要する事務事業の経費に係る主な補正について申し上げます。

第2款総務費につきましては、地域活性化起業人企業負担金420万円、弓張平公園支障電柱移転工事負担金370万1,000円、役場庁舎光熱水費183万2,000円、特産品販売促進業務委託料110万円、郵便料100万円などをそれぞれ追加するものでございます。

第3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計財政安定化支援繰出金486万2,000円、 子育て支援医療給付費300万円、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業返還金 207万6,000円、重度心身障がい(児)者医療給付金200万円、にしかわ保育園光熱水費170万 円などそれぞれ追加するものでございます。 第4款衛生費につきましては、病院事業会計建設改良に要する経費1,800万円などをそれ ぞれ追加するものでございます。

第5款労働費につきましては、新規学卒者雇用奨励金10万円を追加するものでございます。 第6款農林水産業費につきましては、経営所得安定対策推進事業補助金173万6,000円を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、産業振興複合施設基本設計業務委託料154万円などをそれ ぞれ追加するものでございます。

第8款土木費につきましては、除雪車両修繕料2,000万円、公共下水道事業特別会計事務費254万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、西川小学校光熱水費420万円、西川中学校光熱水費271万円、西川交流センターあいべ大ホール音響設備改良工事請負費246万5,000円、廃校施設光熱水費119万3,000円などをそれぞれ追加するものでございます。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費といたしまして、総額8,645万2,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第10款地方交付税1億1,309万1,000円、第14款国庫支出金341万9,000円、第15款県支出金363万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

議第58号につきましては、令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,982万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業に伴う委託料 1万2,000円、被保険者からの申請に伴う傷病手当金32万円、令和3年度山形県国民健康保 険給付費等、交付金の額の確定に伴う返還金1,337万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1万4,000円、特別調整交付金6万7,000円、一般会計繰入金486万2,000円、繰越金876万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

議第59号につきましては、令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を

歳入歳出それぞれ1億8,244万1,000円といたすものでございます。

補正の内容は、物価高騰による西川浄化センターの需要費254万9,000円を追加するもので ございます。

議第60号につきましては、令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

既定の歳出歳入予算の総額に歳入歳出それぞれ440万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億847万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては、西川町介護給付費準備金条例に基づき、令和3年度の保険料剰余金の基金積立て440万5,000円を追加するものでございます。歳入につきましては、介護給付費準備基金繰入金337万4,000円を減額し、繰越金777万9,000円を追加するものでございます。

議第61号につきましては、令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収支については、既決予定額のうち医業外収益に612万を追加し、同額を医業費用に追加し、支出総額を7億6,842万1,000円といたすものでございます。

資本的収支については、既決予定額の一般会計出資金に1,800万を追加し、建設改良費に71万3,000円を追加し、歳入歳出総額を7,161万1,000円とするものでございます。

補正の内容については、第3条では、医業外収益の他会計負担金にコロナ禍における原油 価格・物価高騰対応分として612万円を追加し、支出の医業費用経費に612万円を追加するも のでございます。

第4条では、資本的収入の一般会計出資金に1,800万円を追加し、支出の有形固定資産購入費にシステムバックアップ用サーバー購入に要する経費71万3,000円を追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細については担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎人事案の審議・採決

〇古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

〇古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第4号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願の常任委員会付託

〇古澤議長 日程第8、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しておりますとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

〇古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまです。

散会 午前10時15分

令 和 4 年 1 2 月 6 日

令和4年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和4年12月6日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

2番 荒木俊夫議員 1番 後藤一夫議員 3番 佐 藤 仁 議員 4番 佐藤光康議員 5番 菅 野 邦比克 議員 大 泉 奈 美 議員 6番 耕 二 議員 7番 佐藤 幸 吉 議員 佐藤 8番 9番 伊藤哲治議員 10番 古 澤 俊 一

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 前 田 雅 孝 君 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木 真 也 君 会計管理者 出 納 室 長 兼 町民税務課長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 産業振興課長 兼農委事務局長 工藤信彦君 商工観光課長 土 田 浩 行 君 真壁 正 弘 君 建設水道課長 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安達晴美君 生涯学習課長 奥山純二君

事務局職員出席者

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議員

〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

〔2番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○2番(荒木俊夫議員) おはようございます。2番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に対応されております医療、福祉、教育関係者の 方々、予防に努められている町民の方々に感謝を申し上げます。

今議会は啓翁桜議会ということで、今日は町長のパソコンが啓翁桜になっておりますけれ ども、初めに、今冬の雪対策について質問をしたいと思います。

4月に就任された菅野町長が初めて迎える降雪期であります。菅野町長の公約であります 安心・安全な暮らしを守る、この項目の中に、町外とつながる、地域で支える、雪対策を全 力でサポートしますとあります。また、今回の町民アンケートでも対策が必要だと回答して いるのが除雪・排雪対策についてであります。このことについて質問いたします。

質問1です。例年、除雪業者の方々のご協力により、通勤や通学など生活に支障がないよう、道路や歩道の除雪を行っていただいております。今年の冬の町道や歩道等の除雪につい

て伺います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 荒木俊夫議員の町道の除雪に関するご質問にお答えします。

町道の除雪については、出動基準は、新雪が10センチメートル以上または気象状況から10センチメートル以上になると判断される場合及び雪崩等で通行不能になった場合に出動します。

早朝除雪については、朝、午前8時までに完了することをめどとし、豪雪になった場合であっても、最低1車線は確保することを目標にしております。

除雪作業については、16台の除雪機械で作業の効率化に努めるとともに、早朝除雪の充実 を図ってまいります。

作業時間については、午前3時より開始し、午前8時には除雪を完了できるようにしてまいります。

なお、去る6月に実施した西川町第7次総合計画策定に係る町民のアンケートの結果、除雪・排雪等対策については「とても満足している」というアンケートが71.7%、これからの重要度、「とても重要」という回答が98.3%となっております。この結果から、本町の除雪は町民の皆様から一定の評価をいただいているとともに、とても重要な事業であることを再認識して取り組んでまいります。

- **〇古澤議長** 荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 町長がおっしゃるように、非常に重要な事項だというふうに町民の 方は思っているわけでございます。

今回、除雪に関しては業者の方と契約をなさったと思いますけれども、業者の方は、今おっしゃったように、早朝より除雪を行っていただいております。こういった時間短縮のために、除雪車の台数や区間を増やすというような検討はなされたのかどうかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **〇眞壁建設水道課長** 荒木俊夫議員のご質問にお答えします。

除雪車の台数及び工区の受持ちについては、前に検討しまして、以前に1台増強した経緯がございます。そのほかは、今のところ台数の検討は行っておりません。ただ、受持ちの路線については適宜、毎年検討は行っているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 昨年の冬と同じ台数と工区間ということで実施するということでありますけれども、実際、昨年の除雪を行って、住民の方々から改善の要望や相談、苦情ですね。細かいところはいろいろあると思いますけれども、主立った点があれば教えていただけますか。
- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- ○眞壁建設水道課長 町民の方からの要望等あったかということでありますが、細かいことを申し上げれば様々ありますけれども、やはり気象条件によって除雪の時間が遅くなったりする場合はございますので、そういう朝方4時頃から降った雪の場合の遅いんじゃないかというような苦情、あとは通勤のために、住宅・団地ありまして、その地域の方から、うちのところはちょっと早くできないかというようなご要望は受けたことがございます。以上です。
- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

業者の方は早朝よりやっていただいているんですけれども、やっぱりこれを解決するには、区間を増やしてやるしか住民の方の要望に応えることというのは非常に難しいと思うんですよ。今も2時過ぎからもう機械を動かしてやっていただいているんですけれども、これをもっと早くやったとしても、また雪が降ってきます。そういった面でいけば、工区を短くして区間を設けて対応していくしか、住民の方が早朝、通勤・通学に間に合うためには難しいのかなというふうに思いますので、ぜひ今年の冬も検討していただいて、見ていただいて、必要であれば区間を増やしていただくか、そういった対応を、除雪車を増やすとか、ぜひ雪を見ながら検討していただきたいというふうに思います。

それで、住宅や工場がある町道の除雪について、羽龍線については今年度対応していただいておりますけれども、宮下・若林線と高瀬・ウトヤシキ線、これについては住宅があるわけですけれども、町道として除雪を行っていないと。昨年は地元と検討するという回答でありましたけれども、今年度はどのように対応されるのかお聞きいたします。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **○眞壁建設水道課長** 沼山の町道高瀬・ウトヤシキ線につきましては、住宅が1軒ありまして、 そこまでは20メートルぐらいの町道がございます。ただ、やはり除雪車が入っていけないと いうような状況もありまして、住民の方というか、そちらの方とも一回話はしましたけれど

も、それはやむを得ないんじゃないかというようなことで話をしたところでございます。

月岡の宮下・若林線につきましても、地元の代表の方と相談しましたけれども、やはり近くに住宅がございまして、それに雪が積もると町道に落ちてくると、そういうような状況もありまして、逆に屋根に雪止めをつけていただくか、それとも除雪のほうはそんなにまめにしないかというようなことで、住民の方と地域の代表の方と相談しましたけれども、この現状のまま。というのは、掃かないでいいというようなことで去年回答をいただいたところでありますので、今年度もそのようなことで対応していこうというようなことで考えているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) そして、町道として認定をしているということでありますので、そこにお住まいの方々は、どこの町道に住んでいようと、同じように行政サービスを受ける権利もあるわけでございます。そういった面で、物理的に難しいんであれば、できる方法をぜひ考えていただきたい。生活に困窮しないように、生活しやすいように、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思いますけれども、この辺については地区の方、もちろんご本人のこともありますので、そういった面について、ぜひ今年もお話をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- **〇古澤議長** 答弁は眞壁建設水道課長。
- **○眞壁建設水道課長** 今年度もお話のほうはさせていただきたいと思います。 以上です。
- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ぜひご理解をいただきながら、行政を進めていただきたいというふうに思うわけです。

今年度の降雪につきましては、例年より、また昨年よりも初雪が遅かったわけです。ただ、 今後どうなるかは分かりませんけれども、令和元年度、この年は少雪でありまして、生活は 非常にしやすかったのですけれども、除雪業者の方は非常に待機したり苦労なされました。 町としては、除雪契約を変更して待機料をお支払いしたという経過がございます。

今年度の契約について、こういった待機料というのを考えて契約なさっているのかどうか お聞きしたいと思います。

〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 以前にそういうふうなことを、荒木議員がおっしゃったように、最低の 補償料ということで契約をし直してお支払いしたというような経緯がございました。

その後ですけれども、特に業者からそういった要望等、承ってございませんので、その後は、今年度も同様ですが、そういうふうなことを考慮しないで契約をさせていただいております。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 西川町においては、冬は雪が降るものだというもので進んでいるわけでございますけれども、過去にも少雪のときもありました。もし、町民の皆さんは少雪で生活はしやすいけれども、業者の方が大変だという場合にはぜひ変更契約をして、待機料等負担にならないようにしていただきたいと思うのですが、いかがですか。町長、いかがですか。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ニーズを踏まえて対応します。
 以上です。
- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ありがとうございます。やっぱり状況に応じて判断をしていただければというふうに思うわけです。

それで、除雪や排雪対策に非常に有効だというのが、これまでも町で整備をしていただい ております流雪溝だというふうに思っております。この流雪溝の計画というのは現在どうな っているのか、まずお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **○眞壁建設水道課長** 先日、地域づくりヒアリングがございました。そのときにご要望があったのが間沢地区でございます。

間沢地区については、以前、流量観測を行っておりましたけれども、それを踏まえて、もう一度間沢区のほうと話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 地域の要望ももちろんあると思いますし、生活しやすい計画というかそういった面でこれまで整備したところもあると思うんですけれども、それを延長すると

か、ほかの地域にもつないだ経緯もございます。そういった面で、できるだけ町民の負担が ないような流雪溝の整備という、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思うんで すけれども、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **〇眞壁建設水道課長** 荒木俊夫議員がおっしゃったように、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

ただ、水量、水が、水源の町と言いながら、なかなか使える水がないというのは承知しているところでございます。町長の柔軟な発想の下に、例えば寒河江川の水を使えるようにできればいいなというふうに思いますし、いろいろ課題はあると思います。しかし、それにぜひ挑戦しながら、生活しやすい道路条件、流雪溝整備を行っていただきたいというふうに思います。

質問の2番に入らせていただきます。町道及び公共施設等の除排雪に係る融雪遅延対策についてであります。

町道除雪の時間短縮や経費削減、つまり排雪場があるということは、その雪を運ぶ必要もないし、処理に持っていく必要もないと。これはもちろん住民のために時間短縮にもなりますし、経費もその分かからないわけであります。これは住民の方々のご協力によって、無償で土地をお借りして排雪場所を確保している状況にあります。

ところが、場所によっては春の農作業等で排雪した雪処理を町内会や区が行ってきています。財源は2分の1が町の補助でありますけれども、残りは町内会や区が住民の会費から公道除雪の排雪分を処理しているわけでございます。

これまで、公道である町道除雪の処理は町が責任を持って行うべきだということで、過去 3回にわたり一般質問でも申し上げてまいりました。昨年度の回答では、町が責任を持って 実施するよう検討しますということでありました。今年度は町が責任を持って対応されるの かお伺いいたします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えさせていただきます。

町道や公共施設等の除排雪に係る融雪遅延対策でご質問があったので、お答えします。

融雪遅延対策補助事業は、平成23年3月施行で豪雪対策本部が設置され、3月1日時点の 積雪が過去10年平均を上回った場合、各区が行う事業費の2分の1を補助する形で開始しま した。その後、ご要望を受けまして、平成31年4月に見直しを行いました。豪雪対策本部の 設置がなされなかった場合などについても10分の2以内の額とし、大井沢区については10分 の3以内の額で補助を行っているところでございます。

しかし、町道の除雪で雪を下ろす場所は田畑などの農地がほとんどでございまして、春先の遅い時期まで残雪があれば農業に影響すると。耕作される方にはご迷惑、ご心配をおかけすることになります。

また、荒木俊夫議員も、この問題に関しては町のほうに問題認識を、重大さを認識させていただきましたし、こういった何度もご質問いただいて、その都度状況に応じて町に考える時間をいただいたというのは大変感謝しております。また、町内会長会議などでも補助の見直しなどのご要望をいただいております。

このため、豪雪対策本部の有無、これまで要件でしたけれども、有無にかかわらず町内一 律3分の2の補助をすることで令和5年度予算を編成してまいります。ご指摘ありがとうご ざいました。

- 〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 今までよりは前向きに検討していただいたというふうに思っております。ただ、全額ではなくて3分の2ということなんで、3分の1はどうしてなのかなと非常に疑問を持つところでございます。

この融雪支援対策の今年度の予算というのは150万であります。昨年度の決算は126万 8,600円であります。2分の1でいくと、250万あると処理できるわけですね。その分という のは、町内会とか区の皆さんから集めている会費で行っているわけです。地区は町税を取る というようなことはできませんし、会費を頂きながらやっていると。

公道であります。公道はどなたが通ってもいいわけであります。町は、町道を維持するための財源としては交付税等で算入されているわけでございます。だからこれを、先ほど申し上げたように、除雪に対してはかなりお金がかかるということで、短い距離でそこにためておいたほうがトラックで運ぶ必要もないし、短時間で除雪も完了すると。これは、やはり両方が住民の協力によってできている、町の財源も負担も少ないというところで非常にいい関係だと私は思っております。ところが、その処理を地区の方々に、これは全地区でないわけですね。あるところの地区に負担をさせるというのは、若干これは違うのではないかという

ふうに思うわけです。

これから来年度の予算についてはつくるんでしょうけれども、ぜひ、補正ももちろんできますし、今の金額からいって、町にそんなにダメージを与えるような大きな金額では私はないと思っています。ただ、税金を使うわけですから、皆さんのご理解が必要だというふうには思います。ただ、こういった面について、ごく一部の地域の方の会費を使ってやるというのは、行政としてはあまりいいことではないのではないかと。あくまでも公道であります。こういった面を考慮して、来年からはぜひ町で行うということはできないんでしょうか、もう一度お聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 町は3分の2に補助を上げますと申し上げたんですけれども、さらにどうなのか というご質問だったかと思います。

行政の事業を行うに当たっては、一番何を気にするかというと、フリーライダーとモラル ハザードです。この事業に関しては、雪の対策というのは切りがないところでございますの で、特にモラルハザードのところは気をつけなくちゃいけない事業なのかなと感じておりま す。

例えば、どうせただだからということでこれもお願いする、あれもお願いするというふうになれば、公共財のモラルハザードが発生しかねない可能性があります。このモラルハザードが起きないようなことをするために一部負担をいただく、それがこれまでの2分の1から3分の1に減ったということは、まずの第一歩としては、私としてはまず正しいのかなと思っております。

これまで地区のほうで、融雪支援対策のほうは変動費になるかと思います。会費、その年 その年の変動があるということで、少しでも負担を減らしたいということで、今回は3分の 2とさせていただきます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 2分の1よりは3分の2、確かにこの部分は進んだのかとは思います。

ただ、町長がおっしゃるように、モラルハザードと申しますけれども、これの雪は町道の 除雪をした雪だけでございます。住家のうちの雪を捨てているわけでもございませんし、目 的は町道の除雪による雪、町道の通行を確保するために、きちんと目的も行動もやり方も決 まっているものでございます。その場所についても建設水道課のほうと各町内会長さんが相 談して場所を決めているということで、住民の方からは協力をいただいているということで、 非常にそういう関係はいい関係でございますけれども、果たして財源負担まで求めるのがい いのかなというところについて私は疑問を持っているということでございますし、西村山管 内でも、市道や町道の除雪をして堆雪した雪を地区の住民にさせているというところはない んですね、負担させているところは。うちの町だけであります。

だから、そういった面においてきちんと、町長のおっしゃることは分かります。何でもかんでもというわけではなくて、これは決まったやつでございます。ほかの例えば自分のうちの雪をどこかにしてくれとか、そういうものではないわけでございまして、ぜひこの辺についてももう一度ご検討をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えいたします。

本件は町道の雪といえども、その持ち主、融雪支援先の田畑をお持ちになる方が心配だと、恐らく消えるかもしれないけれども心配だというときに、これもお願いしたいというふうになると、今まで町補助が二百数十万で収まっていたところが、もしかしたらそういった、どうせただだからということで、懸念を払拭するためにさらにお願いをいただくというようなことも可能性としてはあるわけでございます。ぜひこういったモラルハザードの対応策については、ご提案などをいただければしっかり考えてまいりますので、今のところ、どうしたらモラルハザードが回避できるかというのは案としてはございませんので、ぜひご提案いただきたいと考えております。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 場所はどこでもいいのではなくて、町内会の代表の方と建設水道課、オペレーターの方と相談をして場所を決め、そして、ご理解をいただいて協力をいただいていると。その方々が、例えば春先、自分でしなきゃならないと言えば貸していただけなくなるわけですよね。今は無償でいいですよと、お貸ししますよということで、お互いに負担をしながらやっているわけであります。ですから、ぜひ、せめて財源的な負担をなくしてあげたらいいのかなというふうに思いますし、昨年度の決算では120万なんですね。ですから、お金の多寡がどうだというわけではなくて、やはり責任を持って町、行政がやるべきことというのは行政がやらなきゃいけないのではないかというところを考えているところでございますので、今後もしっかり考えていただきたいというふうに思いますし、住民の方々からも、今後もご協力をいただきたいというふうに思っております。

この辺については、今後もまた勉強させていただきながら検討したいと思いますし、隣の 町、隣の市ではそういったことはないわけですから、うちの町だけということは私はないの かなというふうに思っていますので、ぜひもう一度検討というか考え、どうしたら一番いい のかというところを検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと中途半端になるかもしれませんけれども、質問3に入らせていただきたいという ふうに思います。住宅の雪下ろしや公道までの除雪対策についてです。

この補助事業の令和4年度の予算は300万で、県の補助が2分の1の150万です。今年度は、 高齢者による申請の困難さを考慮した補助事業の見直しを実施予定というふうに当初予算の 説明を受けております。今年度の対応についてお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 住宅の雪下ろしや公道までの除雪対策についてでございます。

今年度も、高齢者世帯等除雪支援事業により、屋根の雪下ろしや玄関から公道までの除排雪、敷地内の除排雪に係る費用負担を軽減し、高齢者の安心・安全な冬の生活を支援してまいります。

また、短期的に季節的な人手不足で困っている地域と、知らない地域へ行きたいと、仕事をしながら働くような旅をしたいと思う方をマッチングする「おてつたび」という民間のサービスがございます。こちらを地域おこし協力隊インターン制度を組み合わせることで、町の負担を少なく、本町のご高齢者の皆さんの住まいの雪下ろしや庭先などの除排雪についても支援できるようにチャレンジしてまいりたいと考えております。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 制度的にはこれまでのやつを継続していただけるということでございますけれども、手続ですね。今利用される高齢者の方がこの手続の困難さを考慮してということで、補助事業の見直しを実施する予定というふうに今年の当初予算ではお聞きしているんですけれども、これについてお伺いします。
- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

今年度の西川町高齢者世帯等除雪支援事業の中で、年度当初に申し上げました手続の煩雑 さを見直すということでございますけれども、最も大きいことにつきましては、これまで屋 根の雪下ろし、それから玄関から公道までの除排雪、それから住宅敷地内の除排雪という3 つの除雪について、それぞれ実績報告を非常に細かく、例えば玄関から公道までですと、ほ ぼ分単位ぐらいの実績を積み上げて、費用を割り出して補助金を交付するということをやっておりましたが、当然高齢者の方にはこんなことは無理な状況ではございまして、ほとんどが事業者の方が無償でやっておられたというふうな事実でございました。

そういったことを踏まえまして、作業者の方からのご意見なども承っておりましたので、 今年度につきましては、特に実績報告に関しては細かくそんな作業の内容までを問わず、費 用の積算の根拠だけをまず示していただければそれでよしと。例えば、雪下ろし1日何人掛 ける幾らというふうなことで出せるような感じでしていただきまして、それでも高齢者の方 はなかなか難しいので、これぐらいの簡易な実績報告であれば、頼まれた事業者の方も割と 引き受けやすいのではないかなというふうに思っているところです。その点が煩雑さを省く という意味では一番大きな内容でございます。

それから、もう一つ、補助金の支払いの関係がございます。除雪費用の半額助成ですが、 最初から除雪を頼んだ方が半額だけ作業者に支払って、残りの半額を補助金として町が作業 者に直接支払うというふうな少し変わった方法を取っておりましたが、これも事務のミスを 誘発する手続でございますので、それについては取りやめといたしまして、通常の補助金と 同じ、一旦支払っていただいて、その半額をご本人に交付するというふうな形に改めさせて いただくものでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 手続は本当に高齢の方には大変だなというふうに思います。目的は高齢者の方の除雪の負担を軽減するという目的でありますので、その目的に沿った内容で報告なり申請できるような、つまり、皆さんのように事務に長けている方がやるわけではございませんので、ぜひそういう面については趣旨をきちんと理解していただいて、ポイントだけでできるようにお願いしたいというふうに思います。

これを利用できる方、補助金を利用できる方の要件をもう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 荒木俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

この事業の対象者につきましては、今年度におきましては、町内に住所を有し、そこに居住する自力で除雪できない高齢者等で、3つほど条件がありますが、それに該当する低所得世帯の方としております。

1点、今年度見直しをしているところに、低所得世帯の定義につきましては、昨年度までの所得税非課税世帯から住民税非課税世帯に変更をしております。この理由の大きなものといたしましては、そのほかの福祉関係の支援におきましては、低所得世帯の定義については、ほぼ全て住民税非課税としているところによります。また、近隣の市町において同様の事業が行われておりますが、低所得世帯の定義として所得税非課税というものを選択している自治体はなく、全て市町村民税非課税または均等割のみの世帯としているところでございます。それらの例と同じにしております。

対象者ですが、この低所得世帯の方で65歳以上の高齢者のみの世帯、もう一つが重度障が い者のみの世帯、そして3つ目が65歳以上の高齢者と重度障がい者のみの世帯というふうに しております。

冒頭に申し上げましたとおり、居住するという点を付け加えさせていただきましたのは、 あくまでも高齢者の冬の生活の支援の事業でございますので、居住実態がない場合には支援 はできないというふうな判断をしております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 所得要件が今年度から所得税非課税から住民税非課税ということになったということでございますけれども、これは、言えば所得税非課税より住民税非課税のほうが所得は少ないですね。だから、厳しくなったということになるわけです。

そして、これは、住民税は均等割という、つまり会費制、地方自治体としてはある程度の 会費を頂こうということで均等割制度がございますけれども、この均等割もかかっていない 世帯ということでよろしいのか、まず確認したいと思います。

- 〇**古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

今、議員のほうからありましたとおり、均等割も非課税ということでございます。 以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** どこでラインを引くかでしょうけれども、そういった面でおけば、 昨年該当した方でも今年度は該当しないという方が出てくるということが予想されます。

また、居住の関係でございますけれども、例えば町内会にいて、冬場は非常に除雪が大変で、1人暮らしで大変だから冬の間だけ娘さんのところへ行くとかいう方もいらっしゃいま

す。ただ、雪は下ろさなきゃいけないので、雪下ろしはしなきゃならない。こういった方は 該当しないのでしょうか、するのでしょうか、お聞きします。住所はあります。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

住所があるものの、冬場は例えば息子さん、娘さんの家族のご家庭のほうに住まわれるというふうな事例でございますが、そういう場合については対象にはならないというふうに考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** なかなか厳しいなというふうに思っております。だから、例えば1 週間のうち1日でもいればいいのかとか、いろいろなると思うんですよ。

私は、先ほど言ったように、町長もおっしゃっていましたけれども、これは何の目的なのかということですよね。だから、例えばその方は仏壇とか何かもあって、全然来ないわけではないわけです。来て掃除をしたりするわけでございますけれども、ただ、家族が不安であるから、冬の間はどうかということでなっているんだと思います。その辺はもう少し優しく考えてもいいのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、制度上、どういうふうに表現するかというのが問題でありまして、居住していないというのであるか、その期間はどうするのかというのが問題なのかなというふうに思っています。住所があって、通常12か月の間9か月ぐらいは住んでいると、これを居住と言わないのかというところだと思うんですけれども、この辺についてもう少し検討していただけないかなというふうに思っているところでございます。やはり住宅は守って、自分もまた春から来て、一生懸命この町で生活していきたいという方でありますから、ここは検討していただきたい。

あと、雪下ろしの委託料というのは非常に高くなってきております。やはり行ってくださる方も少なくなってきたからだというふうに思っておりますけれども、住民税非課税ということでありますけれども、高齢や障がいを持っている方を扶養して懸命に働いている方もいらっしゃいます。それはケース・バイ・ケースだろうとおっしゃればそうかもしれませんけれども、屋根の雪下ろしができない方もいらっしゃるんですね。そういった高齢者、障がいを持った方を抱えて一生懸命生活しているんだけれども、ある程度住民税も納めていらっしゃると。ただ、屋根にも上れないと。だからお願いするんだけれども、非常に高額になるわ

けです。こういった実情を把握していただいて、ぜひ優しい除雪といいますか、補助といいますか、やっていただけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 荒木議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの居住実態、冬季間ずっといないと、誰もいないという状況であればほぼ空き家となりますので、そこは承知をしております。

また、冬期間、例えば何かの施設ではなく、息子さん、娘さんのお宅に身を寄せることができるというのは、その時点で何らかの支援を受けているというふうに理解することができますので、例えば、身を寄せているお宅の方で除雪はできないのかですとか、そういったことも考える必要はあるのかなというふうに思っております。

もう一点、高齢者あるいは障がい者はこちらに該当しない場合もあるというふうなお話で ございました。そちらにつきましては民生委員等とも話をしまして、状況を見ながら必要に 応じて審査を行いたいと思っているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ぜひ状況を把握していただいて、ご対応していただきたいというふうに思いますし、ただ、身を寄せたところでできるというのは、前、この補助金を最初やった頃に、西郡にお子さんがいらっしゃる家庭は該当しないというのがあったんですね。それは来て雪下ろしができるんじゃないかと、だんだん制度が戻ってしまうんではないかと、それは思うわけですね。一人の住民の方として独立して生活をなさっているわけですから、そういった面においては、また生活をできるように支援するというふうにぜひ考えていただいて、制度が前に戻るようなことのないようにお願いしたいというふうにしておきます。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

先ほど、町長のほうから、雪下ろしに関して地域おこし協力隊とありましたけれども、申 し上げているとおり、雪下ろしや除雪を行っていただける方が不足しています。マンパワー の不足であります。除雪ボランティアの充実や除雪インターン生についてお伺いをいたしま す。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 除雪のボランティアについてですけれども、9月の補正予算でご可決いただいた地域おこし協力隊のインターン制度を使った形で、2週間ないし3週間で旅をしな

がらその地域の課題解決にお手伝いをいただくという「おてつたび」という民間サービスの制度というか仕組みを使って、困っている高齢者の方の庭先の除排雪などを行えないかということで、こちらのほう、やはり雪がどれぐらい降るかということもありますので、せっかく「おてつたび」で募集したのに雪がなくて、何か活躍の場がないということになるのもなかなか大変なので、比較的西川町で雪が多く降る1月末から2月に当たって、かつ、必ず仕事があるような形で、例えば志津の雪旅籠の灯り、そちらのほうで制作するにも人手が必要ですので、そこに手伝っていただく方々で、ひとしきり雪旅籠の作業が終われば、2月の上旬あたりからでしょうか、里のほうの高齢者の方の庭先の雪掃きなどについてご支援できるような枠組みをつくっていきたいなということで、志津の温泉の方々などと今相談をしておって、その仕組みにつきましては、地域活性化起業人を派遣していただいている株式会社CASEさんなどともその枠組みについてご相談をしながら対策を取っていきたいというように考えております。

これらの連携については、先ほどの補助制度と、あと、それぞれの地域がつくっているボランティア組織などもありますので、どのような連携ができるのかということも併せまして考えていきたいというように今想定している、準備をしているところであります。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** この「じょせつたび」ですか、というのはイベントの助っ人なのか、 困っている高齢者の方々の除雪・排雪を行っていただけるボランティアなのか、どっちなん でしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- **〇荒木政策推進課長** ただいまのご質問につきましては、両方だと思っております。 以上です。
- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) そうしますと、これは先ほどの除雪の補助の該当者の方のところではなくて、手を挙げていただいた方のところにいらっしゃる、これから検討なんでしょうけれども、困っている方はたくさんいらっしゃると思うんですよね。だから、その辺については平等に行けるようにしていただきたいと思いますし、先ほど言ったような、冬の間自宅を守らなきゃならないけれども、なかなか来て守れないと、住所があって。そういった方のところを守ってあげるとか、そういったところをやっていただきたいなと思いますし、ただ、

なかなか皆さんご案内のとおり、雪を知らない人が簡単に除雪ができるかどうか、雪下ろしができるかといったら、これは皆さん疑問に思うところでありますし、一番心配なのは事故ですよね。こういった面については十分配慮していただきたいというふうに思います。

これから制度をつくっていくんでしょうけれども、「じょせつたび」については、ボランティアというよりも、こういった面で雪国を知っていただくというところが大きいのかなというふうに思いますけれども、事故のないようにお願いしたいと思います。

除雪ボランティアのほうはどうなんでしょうか、充実しているんでしょうか、お聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 除雪ボランティアにつきましてお答えいたします。

社会福祉協議会のほうで一応ボランティアの登録は行っておりますが、高齢者除雪支援事業の担い手として動いていらっしゃるボランティアもありますし、それに該当しない世帯を手伝っているというふうなボランティアも中にはございます。有償、無償、それぞれもありますし、それぞれできる範囲でやっていらっしゃるというのが事実かと思います。

また、除雪ボランティア、各地域でやっていらっしゃる方々の年齢もある程度上がってきておりますので、なかなか雪下ろしだけはちょっと難しいというところがほとんどかと思います。

今、地域福祉推進座談会のほうで、各区長、町内会長あるいは民生委員も含めてお話をしておりますけれども、除雪ボランティアに関してはなかなか難しいところではありますが、その担い手の育成についても、ぜひ地域のほうで頑張っていただきたいというふうに申し上げているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番**(荒木俊夫議員) 私も除雪ボランティアに登録しているんですけれども、なかなかやっぱり担い手がいないんですよね。ですから、このボランティアの在り方そのものも含めて、ぜひ今年の冬なんか見ていただいて、課長からも見ていただいて、いい方法をぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

安全に除雪や雪下ろし、排雪が行えて、生活しやすい冬であることを願っておりますので、 ぜひ検討とありましたんで、よろしくお願いしたいというふうに思います。

項目の2に入らせていただきます。スクールバスや路線バスの安全対策です。

通園バスやスクールバスの置き去り事故が発生しております。痛ましい事故もありました。 国は、幼稚園などの送迎バスに安全装置の義務づけを行うと、義務づけの対象としない 小・中学校に対しても設置費用の補助を行うという方針を明らかにしております。

質問1です。本町では、路線バスやスクールバスの運転業務を委託している会社が十分な 安全対策を行っておりますけれども、バス所有者の町としてどのように対策を行うのか伺い ます。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、路線バスについてでありますけれども、路線バスについては、運行管理者の下、 乗務員が運行開始時に車両点検、運転終了時には車両点検のほか、忘れ物の確認と併せて利 用者の乗車の有無の確認を行っております。

町といたしましては、このような委託先の対応が確実に行われるよう、定期的に委託会社 と連携を取りながら対応を進めているところです。

スクールバスについてでございますが、スクールバスについても、運転手が離れる際には 車内に子どもらが残っていないか、座席や椅子の下まで見落としなく確認しております。

特にコロナ禍の現状にあっては、感染対策ということも考慮しまして、利用者が下車した後、運転手が降車する前に必ずシート等の消毒を行っております。そして、車両のフロアについてもモップがけをして感染防止対策に心がけておりますので、置き去りにした子どもの見落としということがない状況になっております。これまでも、この辺は大変徹底していただいておりまして、小学生等が忘れ物をした際にもすぐご連絡を頂戴して対応できるというふうな状況になっております。

バスの委託先についての対応については、以上でございます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 運転業務を行っている会社が点検をしているということでございますけれども、山形県は安全装置の装着率というのは非常に低いんですね。3%ちょっとぐらいしかないんです。これから進んでいくと思います、この制度ができて。幼稚園等については義務づけ、小・中学校については義務づけではないけれども、補助対象にするということであります。

今おっしゃったように、運転する方が一番気をつけて点検をやっていただいておるわけで すけれども、その業務を補完するのが安全装置です。安全装置に頼るんじゃなくて、安全措 置は、その人が行うものに対して補完するものだというふうに私は捉えております。ですから、安全対策が二重であっても三重であっても私はよいのではないかと、そうやって子どもたちを守るべきではないかというふうに思うのですけれども、こういった対策を講じることはしないのかどうか、もう一度お伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** お答えいたします。

先ほど荒木議員のほうからもお話がありましたけれども、国のほうといたしましても、幼稚園のみならず、小学校等も含めた通学上の安全確保ということで、補助制度を今回の補正予算で請求しております。

町といたしましても、この辺の制度がどのようになるかということを確認しながら、委託 先とも連携して、対応のほうを前向きに進めるべき問題だというふうに考えております。

ただ、議員今お話しのように、ハードを整備すればそれでいいというものではございませんので、私どもの日常的な人的体制による確認という体制も堅持して進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 教育長言うとおり、人と安全装置と一体となって子どもたちを守っていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

質問の2でありますけれども、先日開催いたしました西川中学校PTAと議会との対話の集いで、この中で小学校下校の2便体制や、スクールバス利用対象外でも病気やけがのときはスクールバスを利用できるようにしてほしいというご意見がございました。スクールバスの対話会も実施していただいておりますけれども、今後のスクールバスの利用対策についてお伺いします。

また、6月に定例会で質問いたしましたカヌー練習場長沼へ、ここは急峻であって街灯もないと。この交通安全対策のためにスクールバスの利用を含めて検討を進めていくというご回答でありましたけれども、その進行状況も併せてお伺いいたします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** お答えいたします。

スクールバス利用に関わる柔軟な対応ということでございますけれども、例えば、けがなどで自転車で通学が難しい場合など、学校に相談いただければ、これまでもスクールバスで

の通学も対応可というふうにしております。実際対応が困難なケースには、柔軟に対応して いくことが基本だというふうに考えておるところです。

また、2便化という問題ですね。特に小学校の低学年児童等を含めた2便化ということについてでございますが、これについては、過日開催した対話会の中でも参加者の方から意見として出されました。ただ、その際、話し合われたことは、実は西川町の現状として、子どもたちが早く家に帰った場合に、周辺に友達もいなくて家の中でテレビゲーム、ゲームにもう埋没してしまうんじゃないかとか、人との関わりが非常に薄くなるんじゃないかというような危惧もありまして、本町では、西川小学校開校当時から子どもたちの関わりを密接にしていきたいということで、放課後の体制を吟味しながら、放課後子ども教室等も置いておりますけれども、子どもたちが関わって育っていく環境を大事にしたいというふうに考えて進めてきているところでございます。

ただ、いずれにせよ、子どもたちの実態によって、肉体的に対応が難しいという体力の問題などもないとは言えないわけですので、今後、その辺について保護者が判断できるような環境づくりということで、早く帰したい子どもさんについては帰すことを選択できるような環境づくりということも、今後研究していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、長沼に関するお問いですけれども、この件につきましては、先の議会でもご指摘を頂戴して、検討するというふうに申し上げましたけれども、アンケート等で、実はこの件について要望が上がってきていないという現状がございます。ただ、要望がないからということで済ますわけにはいかないので、対話会等でもその辺の話を対応していただいて、実際のところ、カヌー部に所属している子どもたち、保護者の方々がどのような要望があるのかということで、こちらについてはカヌー保護者会のほうにぜひ率直な状況を聞かせてほしいということで、お願いをしているところでございます。

現在、保護者会のほうから具体的にこのようにしてほしいという要望は上がってきておりませんが、今後、その辺に照らして体制を検討して、対応を研究していく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

- **〇古澤議長** 荒木俊夫議員、時間が参っておりますので、最後にしてください。 荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 非常にそんなに進んでいないのかなというふうに思うんですけれど

も、柔軟な対応をしていただきたいということと、学校側の教員の思いと父兄の思い、子どもの思いもあるわけです。ですから、そこのところをバランスよく取っていかないと、思いだけで進んでしまうところがあるので、ぜひ父兄のほうにも伝わるように、病気のとき、けがのときは利用できるんだということが父兄のほうにうまく伝わっていないのかなというふうに思うわけです。そういう面はやはり十分伝えていただくとともに、カヌー練習場についてはアンケートにないということでございますけれども、実際私はいろいろご父兄の方からお聞きをしているわけです。

ですから、言った、言わないじゃなくて、見ていただければ分かるとおり、街灯もなくて 急峻な道路で非常に危険性もあると。少し対応として安全対策を講じなきゃいけないんじゃ ないかなというふうに思うわけですので、そこをぜひ保護者会と話をしていただき、よろし くお願いしたいと思いますし、安全対策を第一にして、小・中学生や保護者の立場に立って いただいて運行していただくことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。ありがと うございました。

〇古澤議長 以上で、2番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菅 野 邦比克 議員

〇古澤議長 続いて、5番、菅野邦比克議員。

〔5番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○5番(菅野邦比克議員) 5番、菅野邦比克です。

まず最初に、コロナ感染者の態勢に関わっている皆さん、本当にご苦労さまでございます。

敬意を表したいと思います。

今日、2件のテーマについて質問させていただきます。

このケーシーフレームと志津会館については何回もここで質問させていただきましたが、ケーシーフレームについては、町長に対しては今回初めての質問というふうなことになりますので、私の考えと町長の考えを一つお聞きしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

平成25年1月にケーシーフレーム株式会社と契約した旧西部中学校の土地の無償貸与期間は、令和5年3月31日で10年が経過し、契約は更新されないと思います。建物については撤退するときに解体する契約になっていますが、いまだに解体されていません。自己破産申請についても3度連絡ありながら、何もなっていません。現況とグラウンドの管理など、今後の方針などについて質問します。

質問1、9月の定例会でも現状説明がありましたが、その後の折衝経過や現状について質問します。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 菅野議員から、令和4年9月以降のケーシーフレーム株式会社の状況についてご 質問がありましたので、お答えします。

議員ご指摘のとおり、令和4年9月7日の全員協議会において、町から同社の状況についてご報告いたしました。その中で、令和4年7月には金融機関から債権を譲り受けた債権者が、担保が設定されていない旧西部中学校体育館を除くケーシーフレーム株式会社並びに同社代表取締役個人の所有物件について競売の手続を進めておりますと報告しておりますが、その後、山形地方裁判所からは連絡はございません。

また、同社の破産手続については、依頼を受けている弁護士や山形地方裁判所からの連絡はありません。

町では、10月20日に破産手続の依頼を受けている弁護士宛て、訪問して状況を伺いたい旨、 文書を発出しております。しかし、返答はいまだございません。そのため、12月中に、私が その弁護士の事務所に飛び込み訪問したいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** この件についてはなかなか難しいケースで、全然進んでいないと

いうふうなことは分かりました。

3回も弁護士から自己破産しそうだという連絡を受けているというふうなことですけれども、この件について、こちらのほうから、今、町長のほうから話あったとおり、12月に踏み込み訪問したいということですけれども、今まで折衝経過がほとんどなかったというふうなものは、こちらも弁護士通じての話合いというふうなものに徹していたんだと思いますけれども、町としてやっぱり折衝経過を強めておく必要があるんでないかというふうに今までも申し上げてきたんですけれども、その点についてどうだったのか、もう一回再確認させていただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、当然のことながら、私ども町といたしましては、弁護士、代理人のほうに破産手続の状況について随時確認をいたしてまいりました。

確認方法については、電話等での確認ということでの確認を行ってまいりましたが、弁護士が不在、留守電というのが多々ございましたので、連絡はなかなか取れないという状況にはありましたけれども、議員からもただいまご指摘ありましたように、数回、今準備を進めている、間もなく出せそうだという弁護士からの回答というものも電話であったというのは事実でございます。

ただ、その後、破産宣告の手続はなされていないと、こういう状況にあるところでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 今の件について、弁護士のほうからは何もないというわけですけれども、こちらのほうから何でそうなっているんだという質問はしなかったんでしょうかね。 もう3回目も起こして、どうなっているんですかと、もうちょっと深く切り込んだ形での交渉というのはなかったんでしょうか。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えいたします。

当然、破産宣告の申請がなされていない理由というのは、電話でつながるたびに確認いた しております。その都度、弁護士から回答あった内容については、地方裁判所に申請する手 続の書類の中で、まだそろわないものがあると。来月中にはそろうだろうと、こういうよう な回答をいただいているというようなことで、当然のことながら、やり取りの中では、いまだ出せていない、破産申請をされていない事由については、問いただすと言うとあれですけれども、確認をさせていただいてきておるというのは事実でございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。

ネットでも調べているんですけれども、全然整理する状況もないし、何か見方によっては、 まだ社員募集しているのかなみたいなこともありますので。これ非常に、どっちかといえば 向こうの勝手なんでしょうけれども、載っているんですね。こういう状況です、技術はこう ありますよとか、何とかかんとかありますので、これ時々見ていただくと分かりますけれど も、間違いが、そこに詳しいものはここのボタンをクリックしてくださいとかとなっている んで、見ていながらちょっとおかしいなというような気がしているんです。

法務局にも行って確認していますけれども、27年5月ですか、代表者変更1人になってからは、全然何も変更届になってもおりませんので、そういう点でもちょっと問題かなというふうな考えをしております。

そこで、これを今どうこうで解決するわけでないですけれども、町の財産をこれから貸すとか譲渡するとかというときの考え方として、町の今後の方針として私思うのは、無償譲渡でなくて、無償の貸与とか、あと賃貸というふうなものが万が一の場合に対処するには早く解決できるというふうに思っておりますので、その点について町としてはどうお考えになりますか。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員ご指摘のとおり、今後、町の財産、これを第三者にいわゆるまち振興、まちづくりなどのために使用していただくと、こういう場合の財産の取決めでございますけれども、議員ご指摘の無償での貸与、そういった形でのやり方というのは、当然大いに取り組むべきものと私的には考えておりますので、町内部のほうでも、そういう機会があれば随時検討して、その方向で進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** 私、無償貸与と申し上げましたんですが、建物でなくて土地を無

償貸与して、もう個人の建物が建てられた場合は今と同じような状況になりますので、契約の内容については十分これから検討していただいて、いつでも返してもらえるよという状況にしていただかないと、また問題として残るかと思いますので、今後、ぜひ十分熟慮されていただいて、対応に当たっていただければというふうに思っております。

この件については、これ以上前に進まないと思いますので、2番目の質問に移ります。

現在、代表者もいらっしゃるし、会社も存続しています。その間にいろいろ、できれば話を持っていただいて、どっちみち債権回収ができないのであれば、やったんだから無償で返還していただきたい。そして、解体すれば、あそこも広大な土地ありますので、いろんなものに使えると思うんですが、現在、自己破産申請もまだ確定していないし、どこの段階でどうなっているか、私、分かりませんけれども、そういう考えも一つあるのではないかなというふうな気がしております。

というのは、どっちみちあそこはあのままいくと、非常に体育館もぼろぼろで、いずれ解体しなくちゃならないだろうというふうに思いますけれども、国土交通省の特別空き家という対策の基本方針にいろいろありますけれども、解体する場合の国の補助ありますけれども、その辺を利用した形での、時間はかかると思うんですが、なるべく地区のあの辺の美化のことも考えて対策を立てていただければなというふうに思っておりますけれども、その辺はいかがでございますか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

[「ちょっと待って、2番目」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 2番目で。2番目と言った。

[「あれ、2番ですか」と呼ぶ者あり]

- 〇古澤議長2番と言った。菅野町長。
 - 13/1X₀
- ○菅野町長 いいですか。
- 〇古澤議長 はい。
- ○菅野町長 美化活動については、要望があったら対応します。
- ○古澤議長 2の質問に対して、ご回答を続けて。
- **〇菅野町長** すみません、美化活動に関してのご質問だと思いますので、美化活動はご要望がありましたら対応いたします。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。

○5番(菅野邦比克議員) じゃ、2でもう一回いきます。

平成27年5月に変更登記があってから、令和7年5月21日で10年が経過します。何も変更なければ法務局で法人登記が抹消されます。そうなれば交渉相手はいなくなります。会社が存続している間に無償で返還譲渡してもらう交渉などできないか質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 この点、私も法律の専門家のほうに聞いてみましたけれども、相手がある話なので、無償譲渡できるかどうか、できないと聞いております。
 以上です。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 多分所有権の関係で、個人物ですので、勝手に行政としては口は 出せないという理解はしておりますけれども、あのままでいきますと、土地は返ってくるけれども、体育館はそのままずっと何十年もこのままになるというようなことで、先ほどちょっと先走って質問しまして申し訳ありませんが、国土交通省の補助金制度もありますので、その辺の特定空家に認定される期間がどれぐらいあるのか、まずお聞きしたいと思います。認定を受けるまでの間。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えさせていただきます。

旧西部中学校体育館の所有形態が現在のままで将来的に続いていくということになりますと、当然建物自体は年々老朽化してくるというのは事実でございますので、議員ご指摘のとおり、危険な建物になる時期というのは将来的には出てくるというふうには認識してございます。

ご指摘の国土交通省の補助金のことについてもご発言ございましたけれども、そうなっていきますと、町といたしましては、空き家対策特別措置法あるいは本町で制定しております空き家対策の条例、これに基づいた中での建物の管理、注視して管理といいますか、建物として注視していく必要があるというふうに考えております。そうしたときに、空き家住宅の危険建物と、こうなってきますと、空き家対策審議会というものを町で設置しておりますので、その審議会のいろいろ議論、協議、検討いただきながら、危険空き家というような形で認定していくということになろうと思います。

ただ、旧西部中学校の体育館は鉄筋コンクリート造りというようなことにもなってまいりますので、昭和56、7年の建設というふうに認識してございますので、40年を経過している

というようなところでございます。そういったことで、そもそもの鉄筋コンクリートの造りの耐用年数等については60年というふうに定められておりますので、やはりあと20年ぐらいの先になるのかなというふうにも思いますけれども、申し上げましたとおり、空き家対策法律、そして条例に従って、町としては注視していくということで考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 水沢小、中学校の体育館については、地方自治体対象では危険廃屋解体撤去補助金とかなんとかいうものが多分これに該当するんだと思いますけれども、倒壊の著しく、著しく保安上危険となるおそれがある状態とか、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、それから著しく景観を損なっている状態、放置することが不適切な状態である、4項目のいずれに該当するかというふうなことでの指針はありますけれども、いずれ、今の話で20年もこのままにしておくというのはちょっといかがなものなのかなというふうに思っておりますので、そうすると、こっちの校舎を解体するにしても、グラウンドをずっとして、あそこだけは危険物でフェンスでも張って運用するのか、ないのかどうか、ただ、そこまではまだ考えていないと思いますけれども、あそこもグラウンドを含めると相当な広さですので、水沢地区もあそこに就業の場所をつくってくれというような話も以前ちょっと聞いたんですが、今後、町としてあそこをどういうふうな形で運用していきたいというふうな考えがあれば、なければまだないでいいです。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- 〇佐藤総務課長 お答えいたします。
 現段階では、計画等はございません。
 以上であります。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。いずれ、ああいう状態で長く公共物を――公共物ではないですけれども――しておくというのはいかがなものかと思いますので、ぜひ住民といろいろ話をさせていただいて、解決に向かっていただければ大変ありがたいというふうに思っております。あそこは国道から丸見えですので、体育館は民間のものだよと言っても町としてはどういう、何なんだと言われかねませんので、ぜひその辺についてもよろしくお願いしたいと思います。

次、3番の質問に移ります。土地の無償貸与期間終了後、管理担当課はどこなのか、また、 グラウンドや建物の管理をどうしていく予定なのか質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 西部グラウンドの無償土地使用貸借契約終了後の管理担当課についてご質問がありましたので、お答えします。

旧西部小学校の体育館が建設されている土地及びグラウンドに関するケーシーフレーム株式会社との無償契約の無償土地使用貸借契約については、令和5年3月31日で終了となります。その後、管理担当課については、普通財産を担当しております総務課となります。また、体育館の所有権については、平成26年6月5日付で同社に移転しているところでございます。あと、もう一つが、その後の管理をどうしていくかということに関しましては、地元のニーズを踏まえて聞いておりませんので、今、地元から全く要望は来ておりませんので、それを聞いてから対応します。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 元西部中学校のグラウンドを見てくると分かると思いますけれども、非常に木も大きくなっているし、カヤもすごくグラウンドの真ん中頃まで来て、非常に荒れていますよね。秋というか11月頃見に行くと、乾燥していますので、火災あった場合なんかは非常に大きな問題になるかと思います。貸与しているんで町は関係ないよと言うかもしれませんけれども、ちょっと分かりませんが、万が一の場合、所有者の責任というのはどうなるんですか。火災が起きていろいろ災害があったという場合の対応についてはどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 旧西部中学校グラウンドで火災が発生した場合ということでありますけれど も、当然、自然発火というようなことになった場合については、やはり自然災害というふう に認識いたしております。

以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 自然災害というのは、責任はどうなるんでしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** 自然災害についての責任というのは、ないというふうに認識してございます。 以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** だって、あそこ火災あって、周りの住宅が焼けても町は知らないよという、こういう回答、冷たい言い方ですとそういう形になるんでしょうか。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ただいまご指摘いただいたような考えというのは、当然、町としてはさらさらございません。

これまでも、あのグラウンドについては、近隣の方から草が生えているというようなことでの連絡をいただいて、草刈りを町のほうで行ったという経過もございます。当然のことながら、そういった近隣の方へ迷惑を及ぼさないように、そして、本日、議員からご指摘いただいているような火災と、そういったものについても発生しないように、私どものほうとしては注視しておりますし、今後とも注視しながら対応していくということで考えております。以上であります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) そうしていただければ大変ありがたいですが、できれば10月頃、 刈れるんであれば刈っていただければ地元の住民も安心しますし、万が一、たばこをぽんと 投げられるとすぐ発火状態になるというふうな状態ですので、いつ危険を及ぼすか分からな いという地域住民もあると思いますので、ぜひこの辺は、地元で草刈りしていただける状態 であれば頼んでいただいて、何とか貸している期間だけでもやってくれないかというような お願いはできるかと思います。できないかどうか、それでいかがですか。

沼山小学校の跡地は草刈りしていますよね、きれいに。だから、そういう状態で、地区でやっていらっしゃるんでしょうけれども、水沢小学、中学校もそういうふうにしてお願いしてやって、あまり伸びると非常にみっともないし、これまでも地区にお願いしたというのもあったんですけれども、今年は全然――町でやったのか。そうですか。ありがとうございます。草刈りなど、もうちょっと伸びる前に、冬になる前に刈っていただくとありがたかったなと思っております。町でそういうふうに注意していただければ、地域住民の方にとっても大変助かろうかと思うし、安心だと思いますので、ぜひ今後も注意していただいて、お願いできればなというふうに思っております。

これは、ケーシーについては今までも何回もして、町長もヒアリングを何回も町では受けていらっしゃると思いますので、一応確認だけさせていただいた件でございますので、これ

からもひとつよろしくお願いしたいと思います。

じゃ、2番目の質問にまいります。

志津公民館建設の見通しについてというふうなことで、志津公民館については現在中止しています。今までは志津会館としての位置づけで話合いをしてきましたが、今後は公民館としての建設予定をしていますということなんですが、現在、どのような状況になっているのか質問します。

問い1、建設場所については、本道寺地区会さんや志津町内会さんに任せているというようなことですけれども、見通しは立っていますか。また、話合いは進んでいるのかどうか質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** 志津会館の建設の場所についてでございますけれども、現在のところ見通しが立っておりません。地元のほうでお話合いを続けられている、明日も話合いが続けられると聞いております。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) この前、国の補助金と民間の資金で解体された建物があって、きれいになっている。私も確認はしておりますけれども、そこも、その場所については今回の会館に含まれるかどうかというのはまだ分からないですよね。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 本不動産につきましては、他人の持ち物でございますので、承知しておりません。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 建設の地盤が軟弱だというようなことは以前にも何回か質問させていただきましたんですが、地区の方に選ばせるのも何でしょうけれども、こちらで前も質問したと思うんですが、地盤調査で何か所かして、この辺だと大丈夫だというふうなものには持っていけないのかどうか、その辺、ちょっと質問したいと思います。本来は地元でやるんでしょうということなんでしょうけれども、なかなか費用も相当かかると思いますので、その辺の整合性、どうなのかを聞きたい。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 私は、対話を通じて行政を行ってまいります。行政が勝手にここがいいだろう、 こうしたほうがいいだろうという無責任なことは行いません。ニーズをベースに対応してい きます。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 民間の土地ですので、そういう回答だと思いますけれども、地区の方は、岩盤がここがいいとか弱いとかというのは、地盤調査はなかなかできていないですので、今後の話合いの中で地盤調査だけはやってくれないかとかという意見も出てくるかとは思いますけれども、その辺は、いや、町はしないよと、全部地区の方でやってくださいというふうになるのかどうか、ちょっとその辺も確認させていただきます。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 どこの場所に建てるか、調査費用を負担してほしいか、地元のニーズに対応して 対応します。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** 地元のニーズに対応してやっていただくというようなことでございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、質問の2、会館建設の時期や使用開始について質問します。これはまだ決まっていないでしょうけれども、見通しあればお願いしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 地元のニーズに応じて対応しますので、ニーズが確定しておりませんので、特にありません。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) ここの会館については、以前から消防ポンプ庫やトイレの使用というふうなことがあって、いろいろ話をしてきたわけですけれども、できれば、ここ1年間使用がなかったわけですけれども、早めに着工というふうなことは望まれておりまして、志津を散策する方とか、ブナの一本道への来られる方、観光施設を中心に、いろいろとウオーキング等で使用される方もいらっしゃいますので、ぜひ今後の話合いによっての解決というふうなことにはなろうかと思いますけれども、今の段階では全く未定と、来年度も建てるかどうかは分からないというような状況、話だとそういう形になろうかと思いますけれども、そういう考えですよね。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** なりますけれども、地元のニーズ、何が必要か、ポンプ庫が先に必要なのか、それも踏まえてご検討いただいています。ニーズに基づいて対応します。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。

○5番(菅野邦比克議員) ほとんど話合いがこれからで決まっていくんだなというふうには 思っておりますけれども、できるだけ早く観光客のためにも整備を進めていただければ大変 ありがたいというふうに思っております。なかなかトイレの問題もあるし、ポンプ庫の問題 もあるし、いろいろ配慮していただければありがたいというふうに思っております。

次、3番の質問に移ります。9月の定例会において公民館としての位置づけがありましたが、また志津会館として整備することはあるのかどうか質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 町からああしろ、こうしろということはしません。地元のニーズに基づいて対応 します。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 地元のニーズ、公民館というのは町内に13の公民館がありまして、 志津地区での会館の整備というのは公民館でなくて多分集会場だろうと思います、本道寺地 区会も公民館としてありますので。そうすると、集会場であっても、志津地区の10軒でこの 維持管理費を払っていくというのは非常に大変だろうと思いますので、できれば以前からあ った観光施設やいろんなポンプ庫、それからトイレなども含めた会館建設としての整備が望 まれるのかなというふうな気がしておりますけれども、そういう点についてもちょっとお伺 いしたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** 繰り返しになりますけれども、地元が求めているものを造ります。 以上です。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) そうすると、会館であれば会館でもいいということ、結論、地区 としてそういうものをしていただきたいというものであれば、そういう形で造るという考え でよろしいですね。地区から会館として造ってくれというふうなことであればそれでいいと いう、確認させてください。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** そのとおりでございます。ただ、地元の方がまとまって、どこにどんな機能をというのはしっかり書面で頂きたいと思っています。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。

今の答弁を集約しますと、志津地区、それから本道寺地区会の話の要望と町とですり合わせしますけれども、地区の方々の考え方がこうだというふうなことがあれば、そういう方向で整備していくということを確認させていただきましたんですが、最終的にはそれでいいことというんですね。地区でこういうふうにして整備していただきたいということであれば、それを、要望を受けてそういうふうに整備すると、もう一回確認させてください。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 そのとおりです。ただし、財政的な制約、補助金取れるかどうかという機能面での課題というか、すり合わせは必要だと思っています。青天井にということは考えていません。
- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。そういう点で志津町内の方々にも、ぜひそういう 会館の建設が話ずっとありますので、地区にとっても、それから観光客にとっても有意義な 形で整備されていただければよろしいかなというふうに思っております。

私の今回の質問の2つについては、今までの経過の確認でございましたので、これで今回 の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、5番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

◇後藤一夫議員

〇古澤議長 続いて、1番、後藤一夫議員。

〔1番 後藤一夫議員 質問席へ移動〕

○1番(後藤一夫議員) 1番、後藤一夫です。本日は、教育関係について質問いたします。 全国的な少子化の中で、小・中学校の在り方も変化してきております。校舎分離型・一体型の小中一貫校に移行する自治体が増えております。

西川町においては、小学校、中学校それぞれ統合が行われ、各1校の教育体制となっております。そして、小中一貫教育の研究と実践が続けられてきました。さらに、義務教育の9年間と幼児期の3年間を一体的な教育期間と捉えた西川学園構想を令和元年度にスタートしております。

これらを踏まえ、今後の西川町の教育のあるべき姿、また、具体的な教育方針等について

質問いたします。

第1の質問です。西川町の特色ある保育園、小学校、中学校の一貫した具体的な教育について、基本的な教育方針、考え方を含め質問いたします。

私は以前、西川小学校と中学校で業務員、そして、学校と地域をつなぐ学校支援地域コーディネーターとして勤務させていただいた経験があります。学校勤務に当たり、最初に西川小学校で授業風景を拝見させていただきました。とてもすばらしい授業でありました。そして、1年生から6年生まで全学年2クラスで、その様子を見たとき、この2クラス体制でずっと続いてほしいと強く思いました。2クラス体制で推移できれば、西川町は輝き続けていけるとまで感じました。

しかし、その当時の就学前の子どもの人数の現状を考えたとき、年々1クラスになっていくことは分かっており、そう考えると複雑な気持ちになったところであります。

それでは、最初に、3点まとめて質問いたします。

1点目です。西川町における今後の教育について考えていく場合、全体に通じる事項、確認しておかなければならない点として、子どもの人数を把握しておく必要があります。

教育委員会で出されている資料等によれば、小・中学校で現在2クラスあるのが西川中学校の2年生のみで、あとは1クラス、令和6年度からは小・中学校全ての学年が1クラスになるようであります。

初めに、小学校入学前の子ども、今年度の出生予定者数も含めてお答え願います。

質問第1の2点目です。西川町が目指す学校教育の基本的な方針についてお伺いします。

西川町の教育関係の資料を拝見すると、教育方針の中で「確かな学力」、「生きる力」、 そして「人間の根っこを育む」と示されております。教育の根幹をなすもので、人が生きて いく上で重要なことと感じます。よく理解するためにも、教育的見地から具体的にご説明願 います。

3点目です。事業やイベント、計画策定も同様ですが、その内容について話を聞いたとき、 頭を突き抜けるような強いテーマ性を感じないと人は共感しないと私はよく言われてきました。これからの児童・生徒数を踏まえて、西川町の保育園、小学校、中学校を通した1本の 柱として貫く西川町の特色を生かした教育は何か、あわせて、具体的な町の特色ある教育に ついてお伺いします。

第1の質問として3点まとめて質問させていただきましたが、ご回答よろしくお願いします。

- ○古澤議長 後藤議員、この質問1、2、3、まとめてという意味ですか。問い1……
- ○1番(後藤一夫議員) お答えそれぞれ、できましたら1、2、3、分けて回答いただければと思います。ただし、まとめたほうがいいというものについては、まとめてご回答いただいてもいいと考えたところでありました。
- **〇古澤議長** まず、質問1と分けて回答をいただきますので、よろしくお願いします。
- ○1番(後藤一夫議員) 分かりました。よろしくお願いします。
- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 ただいまの後藤議員の質問についてお答えいたします。

最初にいただきましたご質問ですけれども、小学校入学前の子ども、今後の出生予定者数も含めてというふうなことでございますが、現在、私どもで把握している入学予定者数を申 し上げます。

来年度、令和5年度は23名、以降、20名、15名、16名、22名、15名、そして、令和11年度は13名というふうに把握しております。

開校時の平成24年度の約280名全校生がおった状況に照らしてみますと、全校児童数は101 名というふうになりまして、開校当時の36%ほどになるという状況でございます。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 就学前の児童数につきまして、来年ですか、20名、そのほか1歳児が22名ですかね。そのほかは、あと10名台ということで、今年度の予定者数については13名ということで、大変厳しい状況だなというふうに捉えているところでございます。

児童数については、まず確認ということで捉えさせていただきたいと思います。 2点目につきまして、ご回答よろしくお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 教育方針の中でお示ししております「確かな学力」、「生きる力」、「人間の根っこ」というふうなことについてでございますが、「確かな学力」については、課題を見つけ、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力までも含めたものというふうに捉えております。つまり、私たちが大学受験、高校受験等で取り組んでいたような知識をただ単に蓄積するということではなくて、何ができるようになるか、そういったことを概念として捉えた学力感でございます。

それから、「生きる力」につきましては、この確かな学力と豊かな人間性、健康と体力の

3つの総合力というふうに考えております。

「人間の根っこ」ということについては、文部科学省等が定義しているものではございません。町独自の考え方でありますが、これの意味するところは、人間性と社会性、目標や意欲、興味関心を持って、粘り強く仲間と協力して取り組む力や姿勢を中心とする力、いわゆる非認知能力もこれに当たるというふうに捉えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 分かりました。非常に人としての基本的な教育内容だと思いますので、大切にしていただいて、西川町の教育を進めていただきたいと思ったところであります。 それでは、3点目の質問についてご回答をお願いしたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 1本の柱として貫くものというふうなことでございますけれども、本町では従前から3本柱ということを大事にして教育を進めてまいりました。その1本目の柱は、「子どもの未来につながる土台を構築する教育」です。2つ目は、「地域との結びつきを大切にした教育」です。そして3本目の柱は、「世代をこえかかわわりあう教育」です。

これを1本にというふうなことであれば、次のようなことになるかと思います。町全体を 教室として、共有・協働・共生をキーワードに、町民総がかりで次世代を育むということに なろうかと思います。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 1本の柱ということにつきまして、大変よく私なりに理解できたなというふうに思ったところでございます。大変すばらしい考え方だなというふうに思います。それで、具体的に進められている地域学習があるわけなんですが、西川小学校では、教育長が西川小学校長時代に、平成29年度に立ち上げられた「ふるさと楽行」が一つの大きな柱となる地域学習かなというふうに思っております。

このふるさと楽行は、各地区を1年から6年まで、それぞれ各地区を1日学校にして、各地区の方々に先生になっていただいて、地域の宝、また、地域の資源を学習するというものでございます。そうしますと、6年間を通して各地区で学ぶと、内容的には、町で発行しております「にしかわじまん」であったり、町のお宝マップ等々に掲載されているものは、ほぼ網羅して学習することができるなというふうに私は感じているところであり、町を理解し、

町を愛する心に最も近づく、すばらしい取組だなというふうに感じているところでございます。ぜひ継続して進めていっていただきたいと思っております。

あと、西川中学校のほうでも、地域学習については様々取り組まれておるのを承知しております。その中で1点、気になっている点があるんですが、毎年、これまで2年生が立志月山登山ということで、月山登山を行ってきました。西川町のシンボルであり象徴である月山、この月山登山については、15歳になる2年生が毎年登ってきたところであり、実はうちの母、今年3月に93歳で亡くなったんですが、母が川土居小学校だったんですけれども、小学校のときにも月山登山を行ってきたというふうなことで、何十年という歴史がある学習であると思っています。

また、斎藤茂吉も15歳のときにお父さんと一緒に月山登山を行っております。さらに、斎藤茂吉の息子さんである茂太先生と一緒に岩根沢の宿坊に宿泊して、岩根沢口から月山登山を行っているというような経緯もございます。

そこで、西川中の月山登山の取組についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今年度からですか、1年生の校外学習の選択制の中の一つのプログラムになったというようなことをお聞きしたのですが、この月山登山については何とかやはり2年生、西川町、継続することはできないのかというようなことなども考えて、感じているところでございますので、その点についてご回答いただければと思います。

〇古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 2年生の月山登山を何とかできないのかというふうなご質問かというふうに思いますが、学校の教育課程については、校長が児童・生徒の実態に応じて教育効果を上げるために編成していくものです。教育の内容も当然そうでございます。

今回、西川中学校が総合的な学習の体系を見直して、1年生が月山フィールドワーク、そして2年生は西川町全域の業者等で行うキャリア教育、そして3年生が地域の伝統芸能等の継承に取り組む学習というふうに切り分けたのには理由がございまして、西川中学校として、1年生では町の象徴としての月山を軸に、そこに生きる人のなりわいとか自然というものを総合的に学んで、月山の価値を再確認してほしいと。つまり、小学校から月山等は経験しているわけですけれども、そういう意図があって編成したものです。2年生のキャリアは、町内の様々な業者でお仕事をなさっている方に触れることで、西川町で生きていくということについて学ぶと。そして、3年生は伝統文化、時を超えて貫かれるものを自分の中に織り込んで、ふるさとを大事にしていく、そういうマインドを育むという意図の下に編成されてい

るものでございます。

教育委員会のほうから学校に対して、月山に登れというような考えはございません。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 分かりました。しかし、中学2年生の年に月山登山を行うということについては大変意義があるものだと思っていますので、学校の中で、体制については仮に無理だとしても、生涯学習または地域でとか、方法はあろうかと思いますので、その辺も併せて私自身もちょっと考えさせていただきたいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。

第2の質問です。保小中一貫教育「西川学園」の成果と課題について質問します。

西川学園は、保育園、小学校及び中学校の一貫した教育を推進するため、令和元年度にスタートし、今年度で4年目になります。しかし、西川学園について、町民の方々の中では知らない、または内容が分からないといった声もあり、まず初めに、基本的な西川学園の内容についてお伺いします。

1点目です。名称関係について質問します。

西川学園の冊子・資料から、令和4年度の表紙では、「保小中一貫コミュニティスクール 令和4年度西川学園」となっております。一方、令和3年度では、「令和3年度 西川の 教育 保小中一貫教育『西川学園』全体構想」となっております。令和2年度も3年度とほ ぼ同様であります。

そこで、西川学園とは構想・計画段階のものなのか、それとも既に動いている実施主体なのか、ここで明確にさせていただきたいと思います。

あわせて、西川学園はどのような学園なのか、そして、何を目的とし、どのような学習及 び活動を行っているのかお伺いします。

以上、お答え願います。

- **〇古澤議長** 西川学園関連のご答弁を前田教育長。
- **〇前田教育長** 第1点目の質問でございますが、西川学園は構想・計画段階か実施主体かということでございますが、これは明確に実施主体というふうに捉えて対応しております。

そして、学園が何を狙ってどのような学習活動を行っているかということでございますが、 先ほど申し上げましたように、西川学園の狙いというのは、町全体を学びやとして次世代を 育む教育を展開するということでございます。

そこで、どのような学習活動を行っているかということでございますが、西川町学校教育

センターが主体となって、保・小・中の職員が願いとか、それから目標を共有して、義務教育の9年間プラスアルファで一貫性のある教育を進めております。

例えば、英語などもそうでございます。保育園段階の英語活動、外国語に触れる遊びの活動から中学校を卒業する段階での確かな英語力の育成まで一貫性のある教育を展開しております。これは英語に限らず、各教科においてそのような工夫をしておりますし、道徳などについても小中一貫性した一貫のあるカリキュラムの中で心を育むという取組を行っております。

あと、先ほど議員からございました総合学習と本物に触れる体験学習を系統的に行っております。それから、子どもの課題や成長の共有ということも行っております。

あと、小・中の教員が一緒に教材研究をして、授業を構想して授業に取り組むというような授業の改善、その成果がどうかということについての分析なども行って、年々課題に対応するよう取り組んでおります。

それから、子どもたち視点では、児童会、生徒会が連携して、いろいろ地域に役立つ活動 をしていこうとか、そのような主体性と心の育みにも取り組んでいる状況です。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) ありがとうございます。大変よく理解することができました。私が 疑問といいますか不明に思っていた点、今の教育長の答弁をいただいた中で理解することが できたところであります。

それでは、2点目なんですが、西川学園の運営に関する協議推進母体についてなんですが、 西川学園運営協議会、にしかわ地域・学校パートナー会議を両輪としていると資料には記載 されております。双方の会議と西川小学校、また西川中学校の学校運営協議会があるわけな んですが、その運営協議会、また、にしかわ地域・学校パートナー会議との関係性と区分は どのようになっているのかお伺いします。

そのほかに、学校と地域、各種団体等が一体となって構成している会議等がありましたら、 整理する意味も含めましてお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **○前田教育長** 先ほどの後藤議員の質問でも触れられていたかというふうに思いますが、各議 員の皆様にも、今年度もこのような形で西川学園の要約したパンフレットのほうをお渡しし ておりますけれども、そもそもなぜその名称を変えたのかというところでございますが、私、

昨年度着任しまして、まず「構想」というものがまだ残っているということに大変疑問を感じました。もう構想段階ではないと、踏み出して歩んでいかないと駄目だということと、あと、本町の特質がどこにあるのかということを明確にするために、「保小中一貫コミュニティスクール」ということを前面に打ち出しました。

それで、この西川学園運営協議会というのもまさにそういう意味合いでのネーミングです。 これまでは西川小学校・西川中学校運営協議会と言っておりましたが、保小中一貫教育を進 める上で、西川学園というものを銘打ってやっている上で、やはりそこに軸足を置いた小・ 中一体となった運営ということを考えなければいけないということで、特に、今年度におい ては小・中一緒の運営会議を持ったり、また、西川小、西川中独自の課題についてはそれぞ れ分かれて分科会の形で運営、話合いを持つ等の対応をしております。

この運営協議会は、地域の住民の方々、それから関係者の方々等で構成している会でございます。学校運営に町民の声を反映していくと。例えば、校長が人事異動で替わって学校がまるっきり変わってしまったということがないように、確実な積み上げをしていくという意図もあって、このような組織立てになっております。

それから、にしかわ地域・学校パートナー会議も、昨年度までは学校サポート会議という 名称でありました。ただ、本来からすれば学校をサポートするだけでなくて、学校と地域が パートナーのウィン・ウィンの関係を構築していくことが大切だということで、名称もこの ように改めたところです。こちらのサポート会議については、西川の小学校、中学校、保育 園等の教育・保育活動を支援してくださっている様々な団体の方々で構成しております。

この学校運営協議会、西川学園運営協議会は学校運営の方向づけを行います。このパートナー会議のほうは、その方向づけに基づいて、どう町民と地域が一体となって教育活動を展開していくか等を具体的に進める、そういう関係性にあります。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) よく理解させていただきました。

1つ確認でありますが、コミュニティスクール、学校運営協議会、西川小学校学校運営協議会、西川中学校学校運営協議会、これと併せて西川学園運営協議会という3本立てという理解でよろしいのか、確認させていただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** 3本立てというよりも、西川学園運営協議会という中に小学校・中学校独自の

運営協議会を包含しているというふうに捉えていただければありがたいと思います。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- **〇1番(後藤一夫議員)** ありがとうございます。理解できました。ありがとうございます。 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3点目です。西川学園も令和元年度にスタートして4年目になるわけです。これまでの実績を踏まえ、成果と課題、今後の方針等について、今までもちょっと教育長のほうからお話はあったと思いますが、もう一度まとめて、これらについてご答弁お願いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** お答え申し上げます。

西川学園として歩みを進めてきた現在、顕著に見える最大の成果、第1は、全国学力・学習状況調査等の結果が示しているように、ふるさとのよさを理解して、ふるさとを大切にしようとする心が子どもたちに確実に育まれつつあるということであります。

小学校では、小学生として地域のために何ができるかという視点で、今年度、小学校6年 生は、岩根沢のあそこの門前をどうやってにぎやかにできるのかなどということを学びなが ら提案をしようとしております。

そして、中学校では、単独では継承が困難になりつつある伝統芸能、岩根沢の太々神楽等、 そのようなものに取り組む総合学習、それから、地域づくりに貢献する姿勢を育む夏休みに 行っている「ちょボラ」ボランティア活動とか、それから、各区と連携して行う防災教育の ように、今後の持続可能な地域づくりにつながる取組が展開され始めているということは大 きな成果と捉えております。

第2の成果は、学園を支える教育プラットフォームにしかわ、これは先ほど申し上げた西川学園運営協議会とパートナー会議で構築するものですけれども、これにおいて、町民の皆様の積極的な教育参画意識が醸成され始めているということと捉えております。

一方、課題としては、この教育プラットフォームの中で現在まだ確立していないのが学校 サポートシステムというところです。町民の教育参画をいただきながら、いかに今、働き方 改革も叫ばれる学校をどう支えて子どもたちを健やかに育むのか、その辺のシステムを構築 することがとても大きな課題だというふうに思って取組を進めているところです。

それから、確かな学力を育むこと、あと、小集団の中でなかなか育ちにくい子どもたちのたくましさ、レジリエンスを育むこと、そしてICT教育の一層の充実を図ることです。ICT教育は、今後、西川から世界を展望する、世界から西川を考える子どもたちを育む上で、

とても重要だというふうに考えております。

今後につきましては、西川学園と地域のウィン・ウィンの関係を構築しながら、共有・協働・共生、これを理念に、これからの町を支える担い手、それから、世界に羽ばたく、世界から西川町を見つめる人材の育成の素地を育んでいきたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- **〇1番(後藤一夫議員)** ありがとうございます。大変な成果について理解するとともに、一方で課題もあるということも理解したところであります。

私ごとになりますが、私も数年前、何年か、5年間ですか、西川小学校・中学校で、学校支援地域コーディネーターとして学校と地域を結ぶパイプ役という業務を行わせていただきました。その中で、地域の方々の協力、できれば人材バンクまで持っていきたいというふうに、大変私なりの思いだったんですけれども、一人でも多くの方々に学校に協力していただける方を体系的に、また分野別に整理していければというふうに思ったところがありました。今後も、サポートシステムが大きな課題だということでございますので、私、個人的にも何か役に立てるようになればなというふうに感じていますので、ご協力できる点があればやっていきたいなというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 終了ということですよね。
- ○1番(後藤一夫議員) すみません。大変拙い進め方といいますか、発言ですみませんが、 以上で第2の質問は終了させていただきます。
- **〇古澤議長** 後藤一夫議員の質問が途中であるということでありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

1番、後藤一夫議員。

○1番(後藤一夫議員) 質問を再開させていただきます。

次に、第3の質問です。

冒頭の質問で明確にさせていただきましたが、少子化の中、西川町では令和6年度から小学校、中学校の全ての学年が1クラスになります。また今後、小学校に入学する児童も減少してまいります。これらのことは、西川町だけでなく全国的な傾向にあると理解しております。この現実を踏まえまして、次の点について質問いたします。

1点目です。

全国的な少子化の影響により、既存のままの体制では小学校及び中学校を維持できず、校舎一体型、または分離型の小中一貫校の設置が全国的に増えていると思われます。小中一貫校設置の全国的な傾向、また、山形県内の校舎一体型、分離型の小中一貫校の設置状況を初めにお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** お答えいたします。

小中一貫校ということでございますけれども、この小中一貫校というのは全国的に見れば、 ちょうど2000年に広島市のほうで文部科学省の指定によってスタートしたのが最初で、その 後、東京都の品川区とか、あるいは三鷹市などでも取り組まれておるわけですが、2016年度 に学校教育法が改正されまして、一気にその一貫校が加速したという経緯がございます。

2022年度、今年度の学校基本調査の速報値によりますと、これ8月に速報値が公表されておるのですけれども、小中一貫校の中で義務教育学校については、前年度比28校増の179校、児童・生徒数にしますと9,000人増の6万8,000人が義務教育学校で学んでいるという状況にございます。ただ、小中一貫校で施設分離型とか、そういったところは一貫校であっても小学校、中学校としてカウントされますので、この学校基本調査上には表れてまいりません。

県内の状況について申し上げますと、本県内で現在、義務教育学校という形で展開しておりますのは3つございます。

平成28年度に開校いたしました新庄市の萩野学園、そして、令和3年度に開校いたしました同じく新庄市の明倫学園、そして、当初平成29年度に校舎一体型の小中一貫校としてスタートした最上町ですが、現在は、旧年3年度から最上学園として義務教育学校として展開されております。一時、小国町もそういうふうな話がありましたけれども、小国町の場合には保小中高一貫教育ということで、施設分離の中で取り組まれております。

全国、県内の状況においては、以上のような形でございます。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) ただいま実績をお示しいただいたわけですけれども、これまで西川町におきまして視察といいますか、小中一貫校に移行した学校の視察等の実績はありますか、お伺いします。
- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** お答えいたします。

西川町でと申し上げてよろしいのかどうかですけれども、私、西川小学校に勤務しておりました際に、教育委員会のほうの諮問を受けて、小中一貫校についてぜひ校長会として、その意義等について精査してほしいというふうな要請を受けまして、先ほど申し上げました萩野学園、開校2年目を迎えていた萩野学園ということになろうかと思いますけれども、そちらのほうに視察に行って、学校経営の状況等を確認してきた経緯がございます。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 何度も申し上げますが、少子化が日本の中で進む現状の中で、今後、 国全体または県内において小中一貫校の設置、推移といいますか進捗状況はどのように捉え ていらっしゃるでしょうか、お伺いします。
- **〇古澤議長** 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 先ほど前年比で申し上げましたとおり、この小中一貫校の設置については少子 化の影響などもありまして、年々加速しているような状況にございます。見通しとしては、 今後増えていく傾向にあるのだろうなというふうに思っているところです。

近隣の状況で申し上げますと、朝日町のほうが今後そのような方向性をにらみながら、現 在、検討段階に入っているというふうに伺っております。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 今後、増える状況にあるということでございますが、それを踏まえまして2点目の質問でございます。

西川町におきましても第1の質問の回答でもあったように、就学前の児童はほとんどが10人台で、今年度は13名の予定とのことでありました。児童数において現状は非常に厳しい状況にあると思います。

物事を大きく変えていく場合、メリット、デメリット論で論じられることが多くあります。 仮に校舎一体型の小中一貫校を想定した場合ですけれども、そのときのメリット、利点、強 みと、一方、デメリット、弊害、弱み等でございますが、これらをどのように捉えられているか、考えられているか、お伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** 施設一体型ということでございましたが、小中一貫教育という観点で申し上げますと、この体制で期待される効果というのは、やっぱり何といいましても大きいのが、小中のギャップの解消ということがございます。そのようなことで不登校を減らすとか、生徒指導の問題を減らしていくというふうなことがあります。

それから、やはり統一した一貫性のあるカリキュラムで確かな力を育むことができる等のメリットもありますし、学習意欲とか学習習慣の確立という面でも育てやすい環境にあるのかなというふうには思います。あと、子どもたちの心を育てるという意味でも効果があるという過去の実践校の報告などもあります。

しかしながら、施設一体型の問題というのもたくさんございまして、例えば、いわゆる教室とかそういったところの割り振り等が非常に難しくなるという現状。現在、西川では小学校、中学校が2つあって体育館も2つあるわけで、特別教室も全て2つあるわけですが、そういう意味で、特別教室が1つしかないというようなことではなかなか対応できない。先ほど申し上げました萩野学園の場合なども、複数の特別教室を設置する等の工夫がなされております。

あと、意外にリーダー性が育てにくいというふうな課題も指摘されております。それから何といっても一番危惧されるのが、子どもたちの人間関係の固定化という問題でございます。同じ集団でずっと育っていくということで、一旦、人間関係が崩れると、非常にそれを修復するのが難しいという、そのような課題もあるというふうに捉えております。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 当然、メリットもあればデメリットもあるというふうな状況かと思います。

それで、西川町において、現在、小中一貫校の設置に関し、教育委員会内部、またはその 他の機関等で話合い、検討などなされているのか、またそのような動きはあるのか、お伺い したいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **○前田教育長** 現在、本町は令和5年度末までを計画期間とした教育振興基本計画の途上にあります。現段階で教育委員会内部、あるいは学校運営協議会等においても施設一体型の小中

- 一貫校というふうな議論はなされておりません。
- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 現在のところ小中一貫校というふうな議論はなされていない、考えはないというふうなことだと思いますが、今までの答弁を踏まえまして、西川町の小中一貫教育、さらに小中一貫校について、それでは今後どのように対応していくのか、その対応方針、また考え方についてお伺いします。
- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 この施設一体型の小中一貫ということだというふうに思いますけれども、本件については、令和元年度、令和2年度のこの議会においても質問を頂戴した経緯がございますけれども、教育委員会をはじめ校長会、それから総合教育会議等で協議を重ねて、令和元年3月に構想を策定して、現在取り組んでいる西川学園というふうな中でも、保育園から同一集団で、西川の場合さらにそれが非常に少ない集団なわけですが、同一集団で子どもたちが成長していく本校の実態に照らした場合に、小学校を卒業して新たな校舎で中学校に入学する施設分離型小中一貫校とすることで、子どもたちも保護者も節目を実感して、新たな学校生活をリスタートできる、そのメリットを大切にするという立場に立っております。

今後、現在、教育委員会としては、町の7次総を受けまして、新たな教育振興計画を策定してまいる予定ですけれども、現在の取組をまず的確に評価して課題を明らかにすることが前提だと思っております。7次総の目指す方向性に照らしながら町民との対話を通して、これからの在り方を方向づけしていくということが大切かというふうに思いますが、よく一般的に話になるんですけれども、西川小学校、教室いっぱい余っているんだべと、ですからそこに中学校も一緒にしたらいいべやというようなことも耳にすることがございます。しかし、大切なのは教育と施設、学校と地域、これをソフト、ハード面で一緒に考えていくところがとても大事だと思っております。

識者はこういうことを言っています。建築物は土地の上に立つんですけれども、学校というのは観の上に立つ。観というのは何かというと、何々観、教育観という観です。ですから、子ども観とか、あるいは教育観、学校観、施設観というものを十分に吟味して、その姿を学校、地域ごとに吟味して進めていくことが大事だというふうに言っています。

私もこの問題について性急に施設だけを一つにすればいいという問題ではないというふうに捉えておりますので、7次総に照らした新たな教育振興計画等を練っていく段階でも、そういったことを念頭に置いて進めてまいりたいというふうに考えております。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 今、教育長のほうから、西川小学校に中学校も入ったらいいんじゃないかというふうなことを言う人もいるというふうな話が出たので、その点についてちょっと触れさせていただきたいと思うんですが、私も同じようなことを言われたことがあります。というのは、現在の西川小学校の校舎を新築する際、その新築する際から、西川中学校との小中一貫校を念頭に置いた施設造りを行ったんだというふうなことを言う方もいらっしゃいました。

その点について、そうではないという教育長のただいまの答弁だとは思いますけれども、 改めてちょっと確認させていただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 ただいま後藤議員からあった内容については、私は認知はしておりません。実際、私も小学校で勤務させていただきましたけれども、現在の西川小学校の造りは、施設一体型の小中一貫校として使用するには堪えない設計になっているというふうに思っております。
- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) ただいまの説明で、よく理解したと思っております。

それでは、最後に一言なんですが、数年前になりますけれども、西川小学校の卒業式の終了後、先生と6年生の保護者による卒業を祝う会が開催されました。その際、私も出席させていただいたんですが、その開会行事でPTA会長さんが挨拶をなされました。その会長さんは転勤が多い方で、転勤で西村山地区内に住むため西村山地区内の各市、町をいろいろ回ったそうです。そして西川町に来て、学校をはじめ町内をぐるっと見て回って、最終的に、こういう町で自分の子どもの教育を受けさせたいということで西川町に住むことに決めたという話をなされました。その話を聞いて、とても心が温かくなったことを覚えております。ただ、残念ながら、その方はまた転勤で西川町から離れていってしまいました。

この方のように西川町を思ってくださる方が1人でも増えることを心から願っているところであります。さらに、西川町の子どもたち、今まで以上によりよい教育環境の下で、健全に育っていくことを私自身お祈り申し上げまして、以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、1番、後藤一夫議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤幸吉議員

〇古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

[8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動]

〇8番(佐藤幸吉議員) 8番、佐藤幸吉でございます。

冒頭、コロナ感染症に携わる医療関係の皆さん、それから福祉関係の皆様方、心から感謝 と敬意を申し上げたいと思います。

さて、私は、今回、菊まつり振興について質問をさせていただきたいと、こういうふうに 思っております。

西川菊まつりは、今年度、初回開催から87回目を迎えました。県内でも類を見ない質の高い伝統文化となっております。また、日本の菊花文様を象徴とする日本人の誇れる花と言えます。既に議会全員協議会でも説明されましたが、改めて菊まつり振興について質問を申し上げたいと思います。

質問1でございます。

西川町の花は水ばしょうと菊となっております。いつどのような経過からこの花が指定されたのか、お尋ねしたいと思います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 菊まつりの振興について、佐藤幸吉議員のご質問がありましたので、お答えいた します。

西川町の花として、水ばしょうと菊が指定された経過についてお答え申し上げます。西川町の花の指定は、昭和59年10月に町制施行30周年を記念して、町のシンボルとなる町の花、町の木、町の動物、町の色を定めるために、全ての町民の皆様を対象にアンケートを実施しました。その結果、町内の世代を超えて構成された選定委員会の審議を経て指定されました。指定された理由について申し上げます。次のとおりでございます。

菊については、菊は秋を彩り、気高く静かに咲き香る、その姿は平和な文化の里を目指す 町民の崇高な精神と知性を表現しているという理由です。水ばしょうについては、光り輝く 春、雪解けの湿地に咲き誇る水ばしょうは人々に希望と喜びを与え、慈愛に満ち、力強く生 きる町民の姿を表現しているという理由から選定されました。 以上です。

- 〇古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) ありがとうございます。今、説明ありましたように昭和59年10月の 町制施行30周年というようなことで、今、説明されました。

菊も、あるいは水ばしょうも共に光輝く西川町を象徴する、そういう花であると。しかも、町の彩りを添える菊の花であるというようなことで答弁されました。まさしく西川町民がその時代に未来を輝けるような希望を持って、この選定に臨んだのではないかと、こんな思いをしているところでございます。

町の木はブナ、花が水ばしょうと菊、動物がカモシカ、色が緑と、こういう選定も同時にされましたわけでありますけれども、いわゆる花について水ばしょうと菊というふうになっておりますが、まさにこの花だけが2つの花が指定されているわけであります。ここに水ばしょうだけでない意味があるのではないかというふうに私は思っております。いわゆる伝統文化として、三山電車が走っていた頃、その企業を通して町の活性化を夢見ながら、そして、まさにそのことが実現されて、その時代を担ってきた祭りではなかったかと、こういうふうに思っております。

そういう点からしますと、まさにこの菊の祭りが、そのまま現代まで87回を迎えるまでに 実施されたその成果は、まさしく先代の方々が努力してつないできた、そういう行事だと、 こういうふうに思っております。この菊が特化されているというふうに認識をするわけであ りますけれども、この点についていかがお思いでしょうか。感想などをお尋ねしたいと思い ます。

- 〇古澤議長 答弁は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 ただいまの佐藤幸吉議員の質問にお答えいたします。

菊の花ということで、間沢の菊まつりから始まって途中、平成3年ですか、西川の菊まつりに変わったということで、いろいろそのときの時代の流れがあって、その中で衰退して盛り上げようというふうなことでつながってきたのかと思います。時代も変わってきておりますので、先人の方、頑張っていただいたということには敬意を表したいと思っております。というところは思ってございます。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) ありがとうございます。

菊、特に西川町の人はそういう思いと、県内でも有数の技術を持っている菊まつりであり

ますので、今、課長が答弁されているような思いに立っていることは間違いないというふう に思いますし、私も同様な感想を持っているところでございます。そういう一つの歴史的な 経過をまず前段に踏まえまして、質問の2つ目に入らせていただきたいと思います。

2つ目は、事業に対する全体的な質問というふうになりますので、細部にわたっては後ほど質問申し上げたいと思います。

質問2でありますけれども、伝統文化の一つである西川の菊まつりについて、継続発展を図るということが必要だと思います。そのためにお尋ねをしたい。菊づくりの後継者づくり、あるいは祭りの在り方、それから場所の在り方、その他いろいろ研修であるとか、物語性の在り方であるとか、事務局の設置であるとか、いろいろあると思いますので、順次申し上げたいと思いますので、総括して回答いただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 議長すみません、認識が異なっているかもしれないので反問します。使わせていただきます。よろしいですか。
- **〇古澤議長** 確認の程度の反問と。
- ○菅野町長 確認です。
- **〇古澤議長** あと、質問の時間等々をまずストップいたします。
- **〇菅野町長** 私の認識と違っているので申し上げます。町の認識とも違っているので申し上げます。

先ほど、西川菊まつりは県内でも類を見ない質の高い伝統文化事業とおっしゃっていただいたと思います。どの点が類を見ないのか、教えていただきたいです。

ちなみに歴史からすると、南陽は大正元年から110回の開催を図っております。来場者数については南陽4万8,000人、こちらも南陽のほうが上回っております。出店数1,500店、西川600店、こちらも上回っております。財政支援、南陽市1,500万、こちらも上回っております。大臣賞者の数8大臣、こちらも上回っております。質、大菊厚物7本立て、こちらは南陽のほうで行っております。

こちらからすると、県内類を見ないというのは、私のほうで認識を改めなくちゃいけない かどうか、確認させていただきます。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) これについては、いわゆる県内でも有数というような類を見ないというようなことは、やはり南陽市と比較して今、答弁されましたけれども、そういうことで

なくて、やっぱり南陽に次ぐから、今の認識が違うのかどうか分かりませんけれども、やは り同様に質の高い内容であるというふうに私は認識をしながらこの質問書を書いたつもりで ございます。その点、確認をされるとすれば。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** ありがとうございます。

では、県内で類があるということでよろしいでしょうか。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 答えなければなりませんか。
- **〇古澤議長** 県内で類があるのかという形になるとあると。中で、またあえて質問していただければいいと思いますけれども、その中でもう一度。

佐藤議員、そういうことで質問を続けてください。

○8番(佐藤幸吉議員) それで実は、この項目の中での1つ目は、後継者づくりについて質問をしたいというふうに思っております。

いわゆる菊まつりの伝統文化は、先人の努力によって西川の菊まつりとして定着してまいりました。しかし、菊づくりに携わる方の高齢化によって後継者づくりが心配されております。伝統と文化を守り、観光誘客につなげる効果的な事業にすべきだと考えます。

かつては、三山電車の間沢駅を会場に社員の方によって菊まつりが開催されました。そのことを考えると、後継者づくりについて、団体や企業を巻き込んだ町の事業にすべきだと考えております。小学校や企業、これまでもやっておりますが、また議員、町の花である菊の継承のため普及活動や拡大の方向をつくることが大切だというふうに思います。菊まつりの振興策として、拡大の方向を見つけていかなければならないが、町の関わりを今後どうするのか、お尋ねしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 今、菊づくりの後継者の点でご質問いただいたかと思います。

今から申し上げることは町民からの声でございます。菊づくりはしたいのだけれども、菊づくりする重陽会に関しては敷居が高い。もっと参加できる、参加しやすいお祭りや、祭りをしなくてもいいから教えてほしいという声は多々ございます。ですので、そういった点が、なぜそんなことになるかというのを実行委員会で話し合われていただきたいなと思っております。

町の事業でしてほしい、してもいいかということですか、関わりですか。

- ○8番(佐藤幸吉議員) そうです。
- **〇菅野町長** 町の事業とするのであればやります。ただし、町の事業とすることは、企画もしますけれども金も出します。そこは優先させていただきます。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) ちょっと最後聞き取れなかったんですが、金と。
- ○菅野町長 企画です。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 企画は町でやってくださると。
- **〇古澤議長** 菅野町長、もう一度お願いします。
- ○菅野町長 今現状、申し上げます。町のほうは、現状の菊まつりの認識についてですけれど も、私も菊まつりのほうの企画から携わったことはありませんので、職員の報告や町民の方 の声から実態を教えていただきました。

それによれば、今の菊まつりのほうは、なぜ町のお金で菊まつりをやらなくてはいけないんだという方の意見もありますので、今はお金も出しているけれども、口は出せないというような状況にあるかと思っています、町のほうがです。ただ、今、実行委員会制を町で全部やってくれということであれば、町の企画で実施します。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 企画とか、あるいはお金の話が出ておりますが、その前に話しされましたいわゆる重陽会なり、菊づくりに参加したいんだけれども、なかなかそういう技術の高さに差があって参加できないという意見もあるよというような話が出されました。あるいはそういうところもあるのかなというふうに思いますし、長年やってきた方との差は当然あるのであって、そこに何か穴埋めをしながら後継者をつくっていく、そういう努力をするための重陽会であったり、あるいは実行委員会であったりするということを、やはり今後そこにそういう思いを伝えるということが、今後必要なのかなというふうに思っております。

そういう点で、ぜひ菊をつくる人、そして、それをどう生かすかという面で指導する、あるいは連絡をするということを穴埋めしてもらいたいなと、こういうふうに思っております。 そんなことを後継者づくりの一つの議論とさせていただきまして、次の質問に入らせていただきますが、研修の在り方について2つ目、申し上げたいと思います。

現在、年数回、研修を続けておりますけれども、その結果、非常に高いレベルで生育している菊もあります。議員の中でも既に賞をもらっている方もおりますし、それだけ研修の成果が出ているものというふうに思っております。また、小学校の作品の玉菊については、大

人顔負けの出来栄えだったというふうに記憶しています。

そういう意味での研修会の意義が非常に大切だというふうに思いますが、これらについて、これまで町が主導になっていろいろ企画、立案、そして当日を迎えて実施してきたわけでありますけれども、やはりこういうところは町が関わり合いを持ちながら、この菊まつりをどう生かすかという、いわゆる観光面での生かし方なども考慮に入れながら、今後考える必要があるのではないかというふうに思いますので、その辺のやり方の見解をお願いしたいなというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 今、ご質問いただいたのは観光面での菊まつりの活用ということでしょうか。 内閣官房や経済産業省で使われているビッグデータ、地域経済分析システムRESASで 調べてみました。残念ながら菊まつり期間中、西川町に町外からいらっしゃったデータとい うのは通常の平日と変わりありませんでした。そのことから町外からの観光客というのは、 今現在、乏しい状況になっているのではないかと考えております。 以上です。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) コロナが発生してから2年ほどでありますけれども、その前ですと、 入場者数は3,000人を超しておったわけであります。今年は今年の町報などで見ますと2,300 人ほどということで、昨年より、あるいは一昨年より、少しずつ入場者数が回復しているの かなというふうに思いますので、必ずしも、確かにどこから来たというふうにデータもある のかどうか分かりませんけれども、入場者数だけで見ますと、そんな状況にあるのではない かと。今後にも期待していいのではないかと、こんなふうに捉えているところであります。

実は今、観光の話を申し上げましたけれども、やはり観光の目玉にして入場者数を増やしていくというようなことは非常に大切でありますし、物語性のある、例えば菊人形というようなことも含めながら、研修を積んで強化していくことが大切だというふうに私は思っております。菊人形は人形を借りてくるだけでも非常に高いというようなこともありますし、これらの面では、財政面での支援などを必要とする場面だと思いますけれども、全体的に菊まつりという一つの祭りの在り方として、菊人形であるとか菊の栽培の技術向上を含めて、やはり西川の菊まつり、あるいは従来あった間沢の菊まつりと言われたようなものに育っていくというものになってしかるべきなんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺の見解をお願いしたいと思います。観光との関係の在り方です。よろしくお願いしたいと思

います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 今現状、先ほど申し上げたとおり観光のほうには生かし切れていない原因がある んだと思います。データ上そうなっておりますので、今現在、観光に生かせてないというの は明白でございます。こちらをどのように改善していくかというのは、在り方を含めて考え なくてはいけないと考えております。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) まさしく観光、いわゆるこれまでやはり技術の向上に少し重きを置いたのかなというふうに私の感想として思っております。したがって、すばらしい菊づくりをするという面での技術向上は果たされておるのかなというふうに思いますが、経済面で、あるいは観光面で西川町に菊を見に観光に来るという方を、どう関係づけて西川町に経済を落としていくかというようなことまで、実は考えていなかったのかなと、こういう反省はやはりすべきなんじゃないかと。

したがって、私は後で、問3でそれ質問をしようかなというふうに思っておったんですけれども、関連づけて申し上げますと、やはり、例えば町と、あるいは菊づくりをする方と実行委員会と、それから商工会、あるいは各企業の皆さんの意見などを聞きながら経済効果をどうするのかというような、この菊まつりをどう町の活性化につなげるのかというような話合いの場がちょっと足りなかったのかなというふうに思っております。

そうすることによって、それをやって経済効果を現すことによって菊まつりの継続、そして、アイデアを出しながらこの事業を支えていくということが大切なのではないかと、こういうふうに思っておりますので、この経済効果も含めまして問3のほうに若干入っておりますが、後で二重になるかもしれませんけれども、まず当面ここでそのことに対してご回答をいただきたいというふうに思います。

- ○古澤議長 問2と問3の回答を続けていいですか、今の。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 関連ですので。

[「関連というのは」と呼ぶ者あり]

- **〇8番(佐藤幸吉議員)** 観光面の効果を現すための意見を申し上げましたので、そこだけ感想なり、あるいは……。
- **〇古澤議長** マイクを使ってください。

8番、佐藤幸吉議員。

- ○8番(佐藤幸吉議員) 菊まつりの中で観光というような効果、客を入れるそういう効果、 あるいは経済効果をどうするか。町の活性化にどう結びつけていくというような話合いが少 し欠けておったのかなと、こういうふうに思いますので、その辺の見解をお願いしたいとい うふうに思った次第でございます。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** 欠けていたんだと思います。 以上です。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) まさに今、指摘されましたように、私もその点から申し上げましたので、まさしくそのところの欠如をどう穴埋めしていくのかということが、今後問われると思いますし、それが必要なのだというふうに認識をしておりますので、その点、いろいろ町なり、指導を仰ぎながら菊まつりが充実していくことを望んでいるというふうなことで、この2問の質問について終わらせていただきたいというふうに思っております。

質問3に入ります。

菊まつりを通して、今、話をされましたけれども、経済効果を図ることが大切だと思って おります。町内の店舗、食堂、旅館などとの連携を図り、相乗効果をさらに模索することが 必要だと思います。これらを通して、菊まつりの継続とさらなる発展を模索することについ て、お尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 菊まつりの経済効果を図るすべについてご質問があったかと思います。

先ほど対話が欠けていたというのは、それは西川町だけの問題ではなくて重陽会も同様です。ですので、大いに両者とも反省していただいて、このままではいけないということでしたら、しっかり会が定まってから開催することを望みます。

経済効果について申し上げます。

これまであいべ付近で開催されておりましたけれども、間沢の商工業者の方から間沢で開催してほしいという意見が出たことは、私は聞いておりません。むしろ道の駅で開催したほうがよろしいんじゃないかというのは、これまで40回にわたる町民の対話においての意見でございます。

これまで4回ほどサテライトオフィス、複合施設に関する対話をしてまいりました。その中では、経済効果の話も確かにありまして、同じように道の駅にしかわで開催したほうがい

いという考えはありましたが、間沢でという声はそこでも聞かれませんでした。ですので、 経済効果を図るということでございましたら、ぜひ西川町で月山スキー場か総合開発の道の 駅にしかわ、ここが経済分析上、断トツで交流人口、観光客が来ておりますので、そちらの ほうで開催するというのが経済効果だけを考えると望ましいのではないかと考えております。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- **〇8番(佐藤幸吉議員)** 開催場所の件については、実は、その次の質問で申し上げますので、 ここでは今の回答を聞かせていただくことにとどめたいというふうに思います。

それで、ここではどちらかというと経済効果を質問しているわけでありますけれども、私は間沢であれ、あるいは道の駅であれというふうになるわけでありますけれども、どちらがいいかというようなことを今、町長から話しされましたように、間沢でやってほしいという意見は全くないというような話のように聞こえましたが、重陽会との対話会の中では、ぜひあそこでというような話が出ておりますので、必ずしも全体的な意見ではないのかなというふうには捉えております。

ただ、ほかのアンケートやほかの質問の中での意見はよく承知しておりませんので、言われることもそんなに違ってはいないのかなというふうな、やはりそれを謙虚に受け止めながら話を進めなければならないなというふうには思っております。

さて、にぎわいをつくるための話合いをする土壌をどうつくるかというようなことになる わけでありますけれども、先ほど、いろんな組織との対話を含みながらやっていく必要があ るということを申し上げました。それを通して、菊まつりの効用をどこでどう西川町の活性 化につなげていくかということ、その話合いの場所がやはりちょっと足りなかったのかなと いうようなことで、ぜひ今後とも充実したものにつなげていきたいと、こういうふうに思っ ているところであります。

私は、この菊まつりを通して、例えば町内の散策やにぎわいを求めるというような企画を立案してほしいなというようなことで思っております。秋の紅葉、あるいは月山和牛を食堂で食べる、あるいは神社仏閣の見学であるとか、あるいは景勝地を見るとか、そして、菊まつりに来た方には町内で利用できる商品券、幾らでもいいと思います、100円でも200円でもいいと思いますけれども、そういうことをおあげすることによって食堂や町で使って帰られる、土産を買って帰られる、あるいは町の中で楽しんで帰られるというものにつなげる、ちょっとした工夫などもあってしかるべきかなというふうに思っております。

関係団体については、観光協会であるとか商工会、町、菊づくりの組織などと一緒になっ

てよろしいのかなというふうに思います。観光行政を支えることは、いろいろな事業を通して町の活力をつくることではないかと思っております。アイデアを出し合い、意見を交換して菊まつりの継続に力を入れていくということが現段階で必要なのかなというふうに思いますので、ぜひこの件についてご回答をいただきたいというふうに、見解をお願いしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご発言の内容をお聞きしますと、ありがたく思っています。経済効果を優先して 菊まつりを開催したほうがいいと、今までの重陽会の意見とは異なりますので本当にありが たく思っております。本当にありがとうございます。

今のご意見というのを踏まえまして、これから経済効果を踏まえてどこで開催したらいいか、アイデアなど今いただきましたので企画していきたいと思います。ただし、町の事業で行うのであれば町が企画をします。

以上です。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) ちょっと、最後の町で企画をしますというところ、私、少し意見として申し上げるならば、確かに町が中に入っていただかないと指導の面、いろいろ力を借りる、そういう力がないと、やはり菊の組織の方も進められないというようなことになってくると思います。ぜひ一緒になって、どういうものが最適なのかなというようなことを見いだす、そういう場面をぜひつくってほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、実は、町長がこの前の西郡の議員研修があった際に、自治体の姿勢を明確にするメリットというような中で、これも現状を踏まえて、この講義の中での意見だったと思いますけれども、3年後なくなる事業を入れたくはないのだというような話の中で、菊まつりを例に挙げられたと思っておりましたが、これらについて、やはり3年後はちょっと無理なのかなという見解でおられるのか、この件についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思っております。

また、先ほどいろいろ町長から答弁ありましたように、今後、経済的効果を現しながら菊 まつりが継続できるようにしたいというようなこととの整合性なども含めて、ご回答いただ ければというふうに思っております。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先日の研修会においてご説明させていただいた際には、そのとき、すみません、 3年というふうには申し上げていなかったと思います。5年と言いました。

その際にも示しましたけれども、町がこれから目指す事業というのは、西川町はあまりお金もありませんから、こういうことでやらなくてはいけないという私の姿勢や西川町の行政のスタンスを明確にしなくちゃいけない。政策的経費につきましては、以下の6点を考えております。

1番はニーズベースの事業であるかどうか。2番目は持続可能性があるかどうか。3つ目、町内資金循環・経済効果を意識します。4番目、地域課題解決につながるかどうかを意識します。5番目、財政確保が町以外の単費で確保されているかどうかを意識します。6番目、関係人口創出に資するかどうかという事業で考えていきます。

本件につきまして、菊まつりというのを担当者と突き合わせて、もちろん商工会、観光協会ともすり合わせをして考えたところ、ニーズベースはごく少数。重陽会の方と議員の方からの存続希望というのをいただいているのみで、ほかは、なぜこれだけ特別扱いされているのかという声が多数でございます。ですので、ニーズベースにおいては疑義が残るかなと。

持続可能性、重陽会の平均年齢、言わなくても分かると思いますけれども、高齢化しております。ですので、そういった持続可能性があるかないかと。ここまで重陽会していただいた、もうここまで事務局で支えるというのが難しいということであれば、そう言っていただいて、町のほうでもうお任せしますと。松田さんや伊藤さんから習いたいという町民の方はいらっしゃいます。ただ、重陽会には入ると大変そうだというイメージがあるようでございます。ですので、そういった面を直さなくてはいけないんじゃないかなと。

3番目、経済効果はそれはほぼあまりありませんという、データ上はそうなっております。 4番目、地域課題の解決につながるか、これもあまり当てはまりません。

財源確保はあるかないか、それはいろいろ調べましたけれども、確保できるものは現状の 開催であればありません。ただ、デジタルを使ったり関係人口増加という政策に当てはめら れれば、デジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生推進交付金の手当てができる可能 性があります。現状の企画ではありません。

6番目、関係人口の創出、こちらのほうは出品者を例えば町に限らないとか、そういった 会の応募に菊じゃなくてもいいですとか、そういったフラワーフェスティバルみたいなこと になれば、菊を中心にでもいいので、ということなれば関係人口創出事業だということで国 に申請することができます。 いずれにしても、今の現状ではほぼ当てはまりませんので、なかなか継続は難しいと考えております。そこを対話の上で、一つ一つ解決していかなくてはいけないと思っています。

- ○古澤議長 町長、議員、執行部以外の個人名はなるべく出さないようにお願いします。
 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 今、6点の観点から、なかなか現状としては菊まつりの振興なり、 財政的なものも含めて難しいということを言われましたけれども、最後に救い的な言葉があったのは、やはり話合いをしてこれらを解決していかなければならないという町長の答弁があった。その点については、ぜひ今後、苦しい、あるいは大変な話合いになろうかと思いますけれども、継続をする、そして伝統文化を守っていくために、ぜひその話合いの場をつくってほしいと、こんなふうに思っております。

その中でちょっと先ほど、実はアンケートがあって、菊まつりだけがなぜ優遇されるのかという意見があったと。この前の重陽会との対話会の中でも三十数件あったやに聞いておりますが、そのとおりなのだと思いますけれども、このアンケートはいつ行って、またお聞きしたいのは、設問の内容をちょっとお尋ねしたかったんです。実は、一般的に何か不満がありますか、どうですかというような質問だけだったら、菊に特化して30件も来るはずないなというふうに私は思っておったものですから、その辺、設問の仕方などどういう設問をされたのか、その辺だけちょっと疑問に思ったものですから、教えてほしいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 最初のお答えがあった場をつくってほしいというようなことをおっしゃっていましたけれども、場は4回もつくりましたし、ぜひサテライトオフィスの対話会、これもどうしても間沢でしたいということであれば、その対話会に、来週10日にありますので、そこにぜひご参加いただいて、その意見を言っていただければなと思っております。ただ、これまでもサテライトオフィスも4回ぐらい開催しておりますので、もうかなり中にどう入れるかというあれになりますので、ちょっと町報でご案内していたものですから、ご参加いただいたほうがよかったなと今、思っております。

また、機会の場をつくってほしいということでこの前つくりましたけれども、それで回答のほうをどのようにしたいかというのを実行委員会で、まず町抜きで考えてほしいということでの回答待ちでございますので、それが出てきたら対話の場をつくります。

事業継続に当たっては先ほど申し上げたとおり問題点は多々あります。そこで申し上げた

いのは、重陽会も変わらなくちゃいけないということです。町も変わりますけれども、重陽 会も変わらなくちゃいけないです。そこだけは認識していただきたいです。

ご質問にあったアンケートの件でございますけれども、これは、自由な意見の場で出た意 見です。

以上です。

- ○古澤議長 少し声を荒げないようにお願いします。 8番。
- ○8番(佐藤幸吉議員) アンケートについては、アンケートじゃなくて出された意見、回答ということですね。ただ、どちらにしても菊に特化した回答なり質問が三十数件も来るということ自体、ちょっと疑問に思ったものですからお尋ねしたところです。

質問3にも入っておりますが、それから、商品券など先ほど申し上げましたけれども、あ あいうアイデアというのはどうですか。再度お尋ねします。

〇古澤議長 先ほどのアイデア等々。

答弁は菅野町長。

- **○菅野町長** 先ほどのお示しした6つの考え方に合致するものであれば、採用させていただきます。ぜひご提案いただきたいと思っています。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 実は、ちょっと財政の面でお話し申し上げなかったんですけれども、現在、菊まつりの財政的収入、支出は、主なところで結構なんでありますけれども、分かったらお知らせいただきたいなというふうに思っております。ちょっとその辺、財政の面でちょっとお話し申し上げたいと思います。お願いします。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 実行委員会のほうに詳しくは聞いていただければと思います。まだ決算の報告を 受けておりません。
- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 今の段階ですからそのとおりになると思いますが、予算上で申し上げますと、町からの支出としては、昨年度210万と4年度は160万ということで、これらを一つの財源にしながら、あるいは間沢区、商工会、JA、あるいは重陽会などなどが負担をしながら全体的に構成をしているのかなというふうに思っております。

それから、実は財政を確保するためには、例えば菊人形を1体作るのに10万、20万かかる

んだと。今年は3体でありましたので五、六十万かかっているんだと思いますけれども、そういうことを考えれば、そこにおける比重は非常に大きいというふうなこともありますけれども、これはある意味で、これから企画の中でカバーできるものはカバーしていくというようなことでいかなければならない、検討する必要がある分野かなというふうに思っております。

一つお尋ねしたいのは、実は入場料をもらえるのかどうかというふうになるわけでありますけれども、これらについて、例えば2,300人ほどの入場者数が今年あったわけでありますけれども、これらをどう生かして、そして客を引いて、そして町内で経済効果も現していく。そんなことをするためには菊まつりの内容も向上させる、充実したものにしていく、そして、入場料をもらってもやはり見に来てくれる、そういうものをつくるための方策があると思いますけれども、それらの観点からのご意見があれば、お聞きしたいというふうに思います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご報告のあった二千何人の参加者数、そのうちでお金を取ればどうなるかというのはアイデアとしてはいいのでございますけれども、例えばこれにはもちろん11月3日に開催された文化祭の人数の方も含まれていると思います。その方が、もし有料になったら、恐らく見られる方というのは少ないのかなとか、あとは価格にしてもどうなのかなと感じておりますので、今、そういったことをぜひ実行委員会のほうで議論するというか、持続可能性という面であれば確かに財源の確保というのは必要ですので、議論していただければなと思います。ただ、その分、参加者が減るというのは、これは経済原理上しようがない話ですので、どちらに重きを置くかだと思います。

〇古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

〇8番(佐藤幸吉議員) そういう逆効果的なこともありますので、今の意見は参考にしていく一つの視点かなというふうに思っております。

さて、4番目の質問4に入りますが、産業振興複合施設について、私からすればちょっと 突然な計画だなというふうに思った次第でありますけれども、建設の場所について、菊まつ りが定着したあの場所でないと駄目でしょうか。

かつて私は、実は質問の中で産業会館を造ってはどうかというような話をしたことがあります。町の原動力となる町商工会館、そして観光協会が同居しながら、また町民が利用できるようなスペースをつくって、小会議などもできる機能的な施設の建設を提案したことがありました。町の回答としては、ぜひ時期的なこともあるけれども、検討しなければならない

という、アイデアとしてはもらっておきますというような回答をいただいたときがあります。 そういう点から、機能的かつ町民が利用しやすい施設の建設が大切だというふうに思いますけれども、場所あるいは建設規模、どんな機能を持たせるか、管理などについて西川町産業振興複合施設について、町民との対話会を何回か計画しておるようでありますけれども、同じ場所に施設がなければまずいのかどうか。あるいは重陽会が要望している菊の展示が可能なひさしのあるようなものとか、1階にそういう場所を造ってもらえないでしょうかという要望なども出ておったようでありますので、この点を含めてご回答いただきたいと思います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、産業複合施設、今おっしゃっていた商工産業会館ですか。産業会館と今のサテライトオフィスなどの複合施設というのはイメージが異なるかと思います。これ最近、サテライトオフィスとかコロナ前、地方創生が始まった頃から関係人口を取り入れるという政策で、コワーキングスペースというお言葉、聞いたことないかもしれませんけれども、そういったものを設けるところが関係人口を創出しますよと、恐らく議員の産業会館には入っていないかなと思うんですけれども。ですので、私なりに前職で審査したものですから、複合施設の成功する成功しないというのは勉強してきたつもりでございます。

そこで、今回そこの土地では駄目なのかというご質問だったかと思います。まず西川町の財政を考えると、土地を民間から買うと、そこで300平米、400平米も用意するというのは財政的に難しいと考えております。むしろできるんでしたら、補助金があれば教えてほしいと思っていますけれども、そういった土地の購入に関しては補助金はありません。現状探すことができませんでした。であれば、町有地でそれぐらいの大きさを確保する土地を選ばなくてはいけません。それで考えたときに睦合公園、もしくは役場の隣の緑地と水沢小学校もそうかもしれないですけれども、あとは小中学校のところ、あと、あいべということでございました。こちらを町民との対話をこれまで行ってきましたので、6月から行ってきてやっぱりここが一番いいだろうと、私も最初は役場の隣なのかなというふうに考えていましたけれども、町民の声を聞いて、なるほどそのとおりだと思って、ここに算段するような手続でおります。

テレワークが成功するための条件、駐車場があるか、Wi-Fi施設が大丈夫かとか、あとは近くに幹線道路があるか、そういったことの条件は広さの面でもクリアしているのかなと思っております。

あと、先ほど1階部分の軒下に菊のやつを入れられないかというご質問だったかと思いますけれども、スケジュールから申し上げると、西川町の財政を考えると、できるだけ西川町の財政を単費で出さないような計画をしなくてはいけません。役場内で一生懸命考えたところ、地方創生拠点整備交付金を活用するというのが、これも受かるかどうか分からないですけれども、申請するということが必要かと思っております。令和4年、国の補正予算で掲げられている審査に間に合うためには、1月20日までにその申請書を出さなくてはいけません。6月から対話を始めております。5か月経過し、来週もございますと。今、パース図をつくろうとしているところでございます。そういった段階において、1階のほうに菊を置くためのスペースというのはなかなか考えにくくて、その施設にあったところで2週間の期間で使わせていただくかどうかというのは、これから機能面から考えなくてはいけないと思っております。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) 1階の多目的エリアは、今日、初めて提案というか質問したわけじゃなくて、重陽会からこの前の対話会のときに出ている要望なんですよ。ですから、そういう点からしますと、この前の回答ではどういうふうに回答されたんですか。同じような現段階では難しいという見解でしたのですか。そうしますと、この要望はちょっと現段階では取り入れられないというような理解に立つわけですか。それとも、もう少し余裕を入れて、そういう多目的な利用が図られるように検討するというふうになるのか、その辺お尋ねしたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 この際、申し上げたのは、間沢区から要望を出してください、間沢であればというふうに申し上げましたが、今現在、その要望をいただいておりません。

また、菊を置く、置かないにかかわらず、もう前の段階のお話だと思うんですよ。菊まつりをするかしないか、どういう在り方、行うべきか。そういったことを議論せずに、まずそこだけ頼むよというのはちょっと違うのかなと思っております。もし、置きたいということであれば、可能な限り、もちろん町の花として置くというのはやぶさかではございませんし、ありがたいと思っております。

- **〇古澤議長** 8番、佐藤幸吉議員。
- ○8番(佐藤幸吉議員) いろいろ要望なり、ここで解決をしなければならないという、ある いはそういう時間的な余裕もありませんけれども、最後に、質問5の菊まつりについて感想

とか、あるいは思いをお聞かせいただきたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** お答えさせていただきます。

思い、感想ということでしたけれども、西川町の菊まつり、菊に対する思いについて申し上げます。

菊に限らず花は人の心を落ち着かせ、おつくりになられる人の愛やご苦労を感じることができます。菊に限らず花を見ると心も癒やされ、明日も頑張ろうという気持ちになります。 私も小学6年生で学習として菊づくりを習いました。その後も自発的に中学3年生まで菊づくりをしておりました。

という思いはあるんですけれども、今の菊まつりに関して申し上げると、一般論としてですけれども、好きなことを無理なく行うというのは持続可能な取組になるはずでございます。しかし、菊まつりの出展者も高齢者がほとんどを占め、お金と人の面で町に頼るといった状況は、必ずしも持続可能な取組となっていないものだと思います。また、町民からも菊まつりだけ特別扱いの疑問の声など、さらに役場でも、このスクラップ事業は長年前からこの菊まつりが議題に上がっておりました。このことから考えると、私としてはとても残念に思います。しかし、これは今までのやり方を継続していたことだったのかもしれません。そういった反省の部分もお互いにあったのかと思いますし、必然なのではないかなというふうに思っております。

菊まつり実行委員会の規約第1条の目的は、本会は伝統文化継承に寄与することが目的だと思っております。ここは菊まつりが目的なのではなくて、伝統文化の継承が目的なのでございます。この真の目的を達成するためには、時代の状況の変化に対応して、菊まつりがこれなら持続可能だよね、愛されるよね、参加したいよね、見に行きたいよねと思われるような在り方を検討する時期なのではないかと思っております。

いずれにしても、伝統文化の継承を行うには、菊まつりに限らず、どのような取組を行うべきか。また、菊まつりを開催する場合には、町民に愛され、参加しやすい祭りとするにはどのようなことが必要か。持続可能性を担保するにはどのような取組が必要か。この3点でございます。町の考えは今の3点、実行委員会には伝えておりますので、この回答をいただきながら、ぜひゼロ回答ではなく歩み寄っていただければと思っております。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員、1分程度でございますので、よろしく。

○8番(佐藤幸吉議員) ありがとうございました。

いわゆる町長が答弁されたこと、あるいは町が考えていることについては、新たな視点から、やはり一つ改革の時点ですよと、改革の時期ですよというような大きな提案を投げかけられたのかなと、こんな思いでございますので、菊まつりが今後とも継続されますように、ぜひお互いに努力をしながらこの振興に向けて頑張っていくことをお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤 仁議員

〇古澤議長 続いて、3番、佐藤仁議員。

[3番 佐藤 仁議員 質問席へ移動]

○3番(佐藤 仁議員) 3番、佐藤仁です。今日5番目、最後です。これから1時間、興奮しながらかつ私、小心者ですから、冷静に、お互いに、この1時間、話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日、質問通告で大項目2つほど出させてもらっています。

まず、1つ目ですけれども、インボイス制度が町に及ぼす影響と対応についてということで、2023年(令和5年)10月1日からスタートする予定のインボイス制度について、また、それに伴い事業者においては来年の3月31日まで登録申請の手続を行う必要もあることから、それらを踏まえて質問させていただきます。

消費税に伴うインボイス制度の導入により企業における事務量の増加の懸念や、現在免税

事業者の方が今後インボイス発行事業者の登録を受けるかも含め、町内事業者の方に対する 影響と、今後、町としてどのように対応していくのか、お聞きします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤仁議員のご質問にお答えします。

インボイス制度、国策でございます。こちらの制度をご質問いただきありがとうございます。せっかくですので、町の対応も含めて、制度概要のほうも多少お知らせさせていただければなと思います。

インボイス制度が町内の事業の皆様に及ぼす影響と対応についてまず申し上げます。適格 請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、売手が買手に対し正確な適用税制、税率や 消費税額を伝えるものでございます。具体的には、現行の区分記載請求書に登録番号、適用 税率及び消費税額等の記載が追加された書類やデータのことでございます。

インボイス制度において、売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときにはインボイスを交付し、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。 買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として売手である取引相手の登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。買手は、自ら作成した仕入れ明細書等のうち、インボイスに記載が必要な一定の事項が記載され、相手取引の確認を受けたものを保存することで、仕入れ税額控除の適用を受けることもできる制度となっております。すなわち、インボイス制度は、取引先及び売上先が消費税の課税仕入れをできるようにするためのものでして、インボイス発行事業者の登録をしなければ取引をできないというおそれもございます。

ただ、インボイス発行事業者の登録をすると消費税課税届出が必要になり、これまで支払っていなかった消費税を毎年支払わなければなりません。このため、取引先が減っても構わないからインボイスの登録をしないか、取引先を維持するため消費税を支払う覚悟で登録するかは、個々の状況によって選択肢が変わるため、判断が難しいところでございます。

西川町商工会では、会員向けのセミナーを、令和3年度は10月に、今年度は9月にそれぞれ開催しております。さらに、10月には建設業者向けセミナーを開催し、制度の理解を深めていただいております。今後とも、国や山形県でも実施しておりますので、その制度説明会、インボイス対応のシステムに切り替えるための国の補助金の情報提供を行うなど、西川町商工会と連携し、対応してまいります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

仕組みも説明していただいて、大体皆様お分かりだと思いますけれども、要するにインボイス制度は消費税ですので、ここで私だけが認識していてもうまくないので、ちょっとここで確認をしたいのですが、消費税の位置づけですよね。これ国税庁のホームページにもかかっています。消費税とは商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付する。ただ、この消費者が負担としては、私、ちょっとここだけは引っかかるんですけれども、一応それに載っかっています。

ですから、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ額、仕入れ等に係る消費税額を控除して計算すると。要は、消費税は売上時の消費税相当分から仕入れ等の経費に対して支払った消費税の差額分、ただし、その経費には給料や社会保険料などの人件費は課税対象外だというようなことで、私が間違っているとうまくないので、税務課長、ここら辺の確認はこれでよろしいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの佐藤議員からの確認でございますが、 議員のご説明のとおり、国税でありますが、そのような形の取扱いとなっておりますので、 よろしくお願いいたします。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) それで、次に消費税の仕組みについても確認しておきたいんですけれども、例えば消費者に品物が回るまでには、製造業者、卸売業者と小売業者、そして消費者に回っていくと。現行の消費税の課税対象というのは、例えば製造業者が卸売業者に5万円の商品を納めましたと。買手である卸売業者は5万円に消費税分プラス5万5,000円を支払う。5,000円分というのは、この製造業者さんが納税の対象金額になると、今は。そして、卸売業者は小売業者さんにこれを7万円で売ったと。買手の小売業者さんは7万円プラス7,000円の消費税を払う。7,000円から既にこの卸売業者さんが5,000円を支払っていますので、2,000円しか消費税を払うことはない。ただし、ここまでの消費税というのは5,000円プラス2,000円で7,000円だと。最終的に、小売業者さんが消費者に提供する品物、例えば10万円だとすれば、小売業者さんは消費税を取られるわけですので、11万円で値をつけて消費者に買ってもらうと。税金として1万円が入ってきますけれども、今まで7,000円を小売業者さんが支払っているわけですので、小売業者さんの消費税額というのは2,000円になるわけ

ですね。トータル5,000プラス2,000プラス3,000円で1万円の消費税になると。これが消費税を事業者の段階で分けて課税するものだということで、多段階課税というふうに言われています。ここら辺ちょっと今のぱらぱらっとしゃべって分かりづらいかもしれませんけれども、専門の税務課長、ここら辺でいいのかどうかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は十田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 佐藤議員のただいまのご説明でありますが、国税でありますけれども、今の説明の概略を申し上げますと、10万円で消費者に届いた商品については1万円の消費税分がつくというふうなことですが、段階的にそれぞれ製造業者で5,000円、卸業者で2,000円、小売業者で3,000円が消費税を代替で納めていただいておりますので、トータル1万円になっているわけですが、結果的にはこの分を消費者が1万円消費税を払うというふうな間接的な支払いになっているというふうなことで理解しておりますので、よろしくお願いいたします。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。間違いないということですね。

それで、今現在、1,000万以上の売上げの方は課税業者になっている。1,000万以下というのは免税業者になっているということで、細かく言えば、個人事業主さんは1年、1年といえば1月から12月末まで、法人の方は会計年度ということで、2年前の売上げに対して対象になる。あと細かく言えば、いろいろ半年間が1,000万を超えればなるとかいろいろあるんですけれども、皆さんお分かりだとは思いますけれども、1,000万円を境にした課税業者、非免税業者、これで間違いないですよね、税務課長。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 議員おっしゃるとおり、1,000万円が一つの免税業者の境というふうになっております。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- **○3番(佐藤 仁議員)** それで、今まで消費税の仕組みをちょっとおさらいをする格好で皆 さんにもお示しをさせていただきました。

先ほど町長から説明ありましたインボイス制度ですよね。インボイス制度、適格請求書等保存方式というようなことで、軽減税率8%が普通税率10%になったときにきちんとしようということで期間があって、来年から始まるということなんでしょうけれども、ちょっと分かりやすいかどうか分かりませんけれども、買手の方は先ほどもあったように仕入れ税額控

除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイスを保存する必要があると。 買手、買う側です。例えば製造業者さんから卸売業者さんが買う場合ですよね。先ほどちょっと説明しましたけれども、インボイスを交付するためには、事前の税務署にインボイス発行業者としての登録をする必要があると。登録を受けますと、課税業者として消費税の申告が必要になると。要するに、今までが1,000万円以下の業者さんは免税業者になっていたわけです。これを課税業者としてインボイスの登録をしますと、例えば1,000万円以下でも500万でも100万でもその分に対する消費税というのは払わなきゃならないと、納税義務が出てくるというようなことになります。

それで、それであれば、登録をしてないでそのまま現状でいいのではというような方もいらっしゃいますけれども、そこでちょっと問題が出てくるわけです。先ほど説明しました製造業者さんが卸売業者さんに5万円で売ったと。払うほうは5万5,000円払うと。ただし、製造業者さんがインボイス登録をしないと、その請求書というのはインボイス課税対象外になるわけですので、その分、卸売業者さんが支払わなきゃならなくなる。要するに、今まで2,000円だったのが5,000円プラス2,000で7,000円を払わなきゃならなくなる。こういう問題が出てくるわけです。そういうふうな考えでよろしいんですよね、税務課長。

- **〇古澤議長** 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 佐藤議員の説明のとおりというふうに解しております。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 今までは消費税の仕組み、インボイスの仕組みを、大変申し訳ないです、税務課長からご答弁していただきましたけれども、いろいろ西川町にもいろんな業者さんがいます。それにちょっと当てはめていきますと、ここからは所管の担当課長にお聞きします。覚悟はしていなくてもいいです、別に変な質問はしませんので。

例えば、建設業の場合があります。私もちょっと身を置いたときがあります。例えば、今、みどり団地、間もなく完成、引渡しです。木造の建築ですので、大工さんが非常にうがいと。 西川町の大工さんがピークはほとんど来ていたんではないかというような話もあるぐらいです。

それで、仕事の流れとして元請業者さんがいます。木工事は下請業者さんに発注します。 ただ、今の現状、下請業者さんたちは仕事が年中あるわけじゃないので、人をいっぱい抱え ているわけがないと。忙しいところはいろいろな大工さん、例えば個人事業主さん、俗に一 人親方さんなんかを頼んで仕事を仕上げなきゃならない。一人親方さんは大概は1,000万以下、免税業者さんです。

そうした場合に、今までは例えば手間1万円払いましたと。それはその個人事業主さんが、 大工さんがインボイス制度に合致していないと、その支払った業者さんが、下請さんがその 分の消費税を払うことになると。先ほどの5,000円と2,000円と同じです。そうした場合に、 今まで払わなくてもよかったものが目減りするわけですよね、一人親方の方が。だとすれば、 手間を上げてくれとかそういう話になる。1割、いや上げられないとなれば、どうするんで すかと。下請業者さんがそれをかぶるんですかと。なかなかそうはいかないと。そういうふ うな相談とか話とか、または、例えば建設課のほうでそういう問いかけというのは今までや ってきたのかどうか、質問等があったのかどうか、お聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **○眞壁建設水道課長** 担当課のほうに直接質問とかご相談というのは受けておりません。

ただ、西川町総合建設組合のほうで建設業者のためのインボイスセミナーということで、 西川町商工会のほうで講師を招きましてセミナーを行ったというのは、チラシなどは見てお ります。

以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 建設組合で、たまたまこの前、対話の集会が3時半からありましたけれども、2時から商工会であったと。あそこで、たしか69社さんぐらい加入していると思いますけれども、1桁台だったそうですね、参加したのが。それ以外というのは来ていないと。まず、理解をしていないんだろうというふうに思います。来年になったらおやおやと、こういうふうになるかもしれない。

やっぱり1割というのは、今まで出すことない人が出さなきゃならないと。いや、そのままインボイスに加入しないとなれば、おまえのところは使わないと、別のところ使うわと。例えばですよ、極端な話。そういう可能性だって出てくるということですので、非常に問題は大きくて、例えば大工さんだけではないです。建設業はその建物を建てるのに20、30の業者、ざらに入ります。今、人を抱えて毎年仕事ある、ないに関わらず社員を抱えている業者さんはまずいないんです。そうした場合に、そういう問題に必ずではってくる。西川町だって、やっぱりそういう現象が起きてくるというようなことは少し認識をしていただきたいというふうに思います。

例えば、シルバー人材センターがあります。これは個人から受ける場合もありますし、事業主さんから仕事をもらう場合もある。会員の方は、シルバー人材センターを通して仕事に行ってそこからお金を頂くというふうになります。言うなれば、個人事業主みたいな格好になります。

シルバー人材センターは、登録業者に恐らく登録すると思います、金額的に。そうした場合に、そこで働く会員の方は当然1,000万なんてなるわけないので、それに加入しないでしょうと。加入すれば、先ほど言ったように納税義務が生じてくる。シルバー人材センターとしても事務費がかかるわけですので、業者さんから頂いたものに対する事務費を取って会員の方に支払いをしていると。そうした場合に、いや、今度消費税かかるんで、事業主さんが今まで一人頭1万円で取ったら1万1,000円権利があると言うようになった場合に、ああ、そうですかという業者さんはまずいないだろうと、先ほどと同じような結果になると。

じゃ、会員の方はどうするんだと。手間が下がるんだと。いや、お金のために働いている人も、まあほとんどでしょうけれども、やっぱり65、70を過ぎてそれだけじゃないわけですよ。やっぱり地域の方に貢献をするというような生きがいを持ってシルバー人材センターで働いている人、結構いるはずなんです。そういう制度が出てくると、非常に気持ち的に落ち込んでしまうんだと。

あとシルバー人材センターの運営の仕方が非常に困ってくると。国から補助をもらっています。町からも補助をもらっています。だけど、会員の方から取る事務費というのは決まっているわけですね、金額、パーセントが。そういう面で非常に問題になってくると。

こっちからばかり話をして悪いんですけれども、例えば、道の駅に直売所がありますよね。 直売所も生産者が直売所に委託をして販売をしてもらっていると。直売所は当然インボイス の登録にすると思います。ただ、消費者に対して生産者は直接店に行って売るわけにいかな いので、やっぱり委託をする。そうした場合に、生産者から直売所はインボイスをもらわな いと、そしてそれを発行して消費者に出すと。そして消費者からもらったものは、今度直売 所では生産者にその写しを返してやるというふうな特例があるんです。

直売所ですと、例えば直売所とかに出している免税農家があります。これは、例えば農協 や卸売市場に出している方は一応そういう対象になるという話があります。ただ、媒介者交 付特例ということで、今のようなシステムがあるというふうに私はちょっと事務所のほうか ら聞いています。そうすると、直売所でも生産者がインボイスに入っていないと、その部分 の消費税というのは、先ほどのとおり直売所が負担するか、生産者が負担するかというよう な問題が出てくるわけで、非常に農家の人も困るというか、今まで100円で売っていたものがどういうふうな値段の設定になって、自分の懐にどれだけのお金が入ってくるんだというような問題が出てくると思います。

ここら辺は商工課長が担当なのかどうか分かりませんけれども、どういうふうになるような、あるいはそういう問合せとか相談とか来ていますか。農協のほうでも必要と思いますけれども。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの直売所の件ですけれども、直売所は個人事業主の集合体でやっておりますので、西川町総合開発と委託関係にはありませんので、個人事業主の方がどのような対応をするかということについては、農家さんが判断される事案というように理解しております。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ここであまり時間を取りたくないんですけれども、個人事業主さんにならなければ、生産者が個人事業主です。インボイスを登録すれば納税義務が出てくると。出てこなければ、例えば、委託業者じゃないかもしれんけれども、正式には自分で消費者に直接売っていないわけですから、直接売ればそれは問題ないんですけれども、介しているわけですから、その介された人というのはインボイスがないと困るわけですよ。ということです、私が言いたいのはね。直接売ればいいんです。シルバー人材センターも直接個人、私が仕事をもらえればこんな問題ないわけですから、そういうことなんです。

それで、先ほど工藤産業振興課長のほうからありました、これ農家だって同じです。例えば、季節的にサクランボ、ラ・フランス、稲刈り、田植、いろいろ頼みますよね、バイト的に。そうした場合にどういうふうにやるんだか。今のままではただお金だけを払っていればよかったと。今度それが、払ったところがインボイスに入ってなければ、その分の消費税というのを上に払ったほうが払わなきゃならなくなる。でなければ、手間は下げっかと、こうなるわけですよね、その納税する金額を。

例えば、バイト代というのは今年の10月6日の山形県の最低賃金854円ですか。例えば900円でやっていれば、1割下げると最低賃金を下回る、そんなこといけないわけですよ。そういう悩ましい問題が非常に出てくるので、私は、商工会も一生懸命やってもらってはいますけれども、町としてもいろいろ危機感を持って、各事業、業者さん、事業主さんにやっぱり問いかけをするなり、どういうふうにするんだと、やっぱり町としても考えて対応していか

ないと、ただ単に国の制度だからやらんねがと、商工会やれ、何とか組合さん何とかしろ、 そういうわけにいかないシステムだということは、私も今まで知らなかったんです。だんだ ん調べていくと、非常に波及が大きいなというふうな気がします。

それで、食堂だってそうですよ。登録インボイス制度やっていないと、どこかの会社で昼飯食いに来たと。おまえのところ、領収書、インボイスないのかと。会社で言ったら、それはあんまりよろしくない領収書、請求書なので使えない。なれば、別なところに今度ご飯食べに行ってしまうと。そういうことだって起きてくるわけですよ。地方に来れば来るほどそういう業者さんがうがいいるわけですよね、小さいの。だから西川町だってあかんとはしていられないと。

例えば、国で今試算しているのは、課税業者さんが大体300万社、免税業者さんが500万社 いる。そのうちの160万社をインボイスに加入してもらうと、請願書にも出ていましたけれ ども、2,480億円の税収が見込めるというふうになっています。残りの500マイナス160、340、どうなるんだと。これは極論ですけれども、廃業、例えば手間取りして、70過ぎの人が、あ といいわとかとなってしまう。

さらに追い打ちをかけているのはコロナの融資です。今から無利子、無担保とはいえ元金を返済しなきゃならん。それもプラスになってくると。そういうときにこのインボイスが来たときにダブルパンチになってくる業者さんもいるということだとすると、やっぱり町長にはいろいろなところに会合に行ってもらっていますので、各市町村の首長あたりと話してあると思います。いろいろ情報が入っていると思いますけれども、やっぱり国や県あたりとの対応というのを少し町村の首長あたりも少し突っついていかないと、非常に大変だろうと。時期が悪いんですよ、やっぱりコロナ。山形県に来れば来るほど大きい企業というのは少ないわけですので、小さい企業ばかりですので、波及、それが大きいということで、今までのやり取りを聞いていて、町長、一言お願いします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〇菅野町長 ご指摘いただきましてありがとうございました。

私の古巣であります財務省の国税のところも、しっかり町としても対応していきたいと思います。認識を今お話聞いて、私もちょっと違うなとか思ったりするわけです。ですので、制度概要の詳細のほうは、ちょっと認識が違うというだけでも、お互いに勉強せねばなというふうに思っております。

シルバーさんのお話がありましたよね。シルバー人材センター、これはもちろんそのとお

りでございます。ただ、財務省のほうから、各団体には、そういったシルバー人材センター もそのうちに入っていましたけれども、しっかり県単位で指導するようにという指示を財務 省のほうからしていると思います。そちらの見極めもしながら、まだシルバー人材センター のほうは取りまとめ役のほうでご検討いただいているかと思います。

ただ、町の商工会の傘下に入っている企業に対しては、頼るのは商工会という形になりますので、そちらのほうを気にかけて広報してまいりたいと思います。担当のほうは、恐らく商工会の取扱いなので商工観光課になりますけれども、町民税務の税務系のお話でもありますし、その2つの課が連携して対応してまいります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- **○3番(佐藤 仁議員)** よろしくお願いします。何か興奮するなと言って自分が興奮しているようで申し訳ないです。

次の質問2に移ります。

自然災害を含めた有事及び医療の危機管理体制ということで、また大きい問題をちょっと 取り上げてしまいましたけれども、地震などの自然災害や北朝鮮によるミサイル発射、そし てこれまで有事とも言える第8波が懸念されるコロナ感染症及びインフルエンザの流行を心 配することを踏まえ質問いたします。

質問1、今年になって北朝鮮によるミサイル発射回数の増や頻発する地震など、有事に対する避難場所や管理体制についてお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えいたします。

北朝鮮のミサイル発射の問題と避難場所や管理体制についてということで広くいただいて おりますので、多少長くなってしまいますけれども、お答えさせていただきます。

北朝鮮によるミサイル発射時についてまず申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今年に入ってから北朝鮮からのミサイル発射の回数が極端に増えております。国民を保護するために必要な緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが10月4日、11月3日の2回にわたり発信されました。特に11月3日のミサイル発射の際には、結果的には日本列島には到達することなく日本海上空で消失したとのことでございますが、宮城県、新潟県とともに本県が発信の対象となりました。

本町では、Jアラートが発信された際には、直ちに総務課危機管理担当の職員が役場に登 庁、急行し、西村山広域消防本部や寒河江警察署、山形県などと取り合いながら町内の被害 状況の把握に努めることにしております。11月3日は、午前7時50分のJアラートの発信を受け、8時に職員4名が登庁し情報収集に当たりました。10分で登庁したということでございます。

また、本町ではミサイル発射時に、一時的に待機可能な避難施設として西川交流センターあいべや学校の体育館など頑丈な施設や国道112号線の地下道3か所など、計12か所を指定しております。しかし、北朝鮮から発射されたミサイルが日本列島に落下するまでに要する時間は極めて短時間であり、避難することができないことが十分に予想されますので、町のホームページや国の国民保護情報などにつながるよう設定しながら、弾道ミサイル落下時の行動について町民の皆様に呼びかけております。さらに、10月14日、12月1日発行の町のお知らせ版にも掲載し、呼びかけているところでございます。

続いて、地震発生時の対応について申し上げます。

もうちょっと短く。分かりました。なるべく短くします。

本町では、震度に応じて町の職員の配備を対応してまいります。震度4であればこうとかというのはありますけれども、もし必要であればおっしゃってください。また、本町では震度4以上の地震が発生すると同時に、防災行政無線で火災発生など二次被害防止の注意喚起を町民の皆様に呼びかけ、地震発生時の第1次避難場所として、役場駐車場をはじめ、睦合小学校や学校廃校の施設のグラウンド、地区集会所前の駐車場など計17か所を指定をしております。

その中の一つに、綱取公民館がございますが、公民館の建物自体が耐震基準を満たしていなかったことから、令和4年、耐震工事を行い、完成したところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 急がせて大変申し訳ございません。

それで、今もお話ありましたけれども、日本人の性格というんですか、災害対策は昔から一生懸命やってきているんですよね。紛争、相手から攻められるというのは今までほとんど経験してこなかった。危機管理というのが非常に、国民性なんだと思いますけれども、なっていない。例えば、余談ですけれども、日本人の玄関のドアがありますよね。あれは外開きです、ほとんどが。ということは、災害のときにすぐ逃げていけるようにです。ヨーロッパとかユーラシア大陸のほうは内開きです。なぜかと。攻められてきたときに、玄関に物を置いて入ってこられないようにする。そのぐらい習慣が違うんです。全部とは言えないですけ

れどもね、例えばの話。

それで、今、話があったように、10月8日の山形新聞の記事に、ミサイル発射時等の24時間地下避難可能施設ということが載りました。今、話があったように、西川町は3横断地下道が載っかっております。その後、先ほど来もありましたように、Jアラートが鳴りましたと。学校は休みです。例えば、病院はそのときどのような対応を取ったのか。別に平常どおりだったのか、簡単にお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は飯野病院事務長。
- **○飯野病院事務長** 武力攻撃事態におきましては、警報の伝達、避難、救援、指示等がなされることに、ほぼ計画上はなってございます。

11月3日のJアラートのときには、弾道ミサイルの警報でありまして、着弾等もなかったですし、あと指示等もなかったことから、病院といたしましては、施設に係る状況の確認を行ったのみでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それで、11月24日、先ほどもありましたように、弾道ミサイル落下時の行動についてということで町のホームページに出ました。PDFもついていていろいろ出ましたけれども、その中に先ほどあったようにあいべから村山電気水道事務所までの12か所、この中に地下道も入っています。

ただ、これを見て、あまり現実的ではないですよね。横断歩道の地下に逃げて行ったとき、 行くまでに落下したら終わりです。何で行くんだと、車で行ったら置くところない。非常に 現実的ではないんですけれども、今現在指定になっているのはこれですと。

あと、ホームページに載っかっているだけで、先ほど話あったお知らせ12月1日にもいろいろお知らせが出ました。この部分ぐらいは、いざとなったときにということで、1枚だけでもいいですから、こういうことが町で指定になっていますよと、そういうお知らせも、やっぱり周知のためには必要かと思いますけれども、総務課長、簡単にお願いします。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えいたします。

議員からもご指摘ありましたように、12月1日、いわゆるこういったところに逃げ込むなりして身を守ってくれというお知らせを配布しましたと。10月にもJアラートが鳴ったとき

には、お知らせのほうでも皆さんに注意を呼びかけたということで、冒頭ありましたように、 今年に入ってミサイルの発射が相次いでいるというようなこともございますし、今後とも当 然想定されますので、発射のJアラート警報が鳴った際等も含めながら、随時町民の皆さん にはお知らせ等でも注意を呼びかけていく予定にいたしております。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- **○3番(佐藤 仁議員)** ありがとうございます。

西川町には、核シェルターというものは恐らく公共的なものは1か所もないと思います、 地下ですよね。

世界的に見ると、人口当たりの核シェルターの普及率というのがあります。スイス、イタリアあたりは100%です。アメリカはもう82%です。今、問題なっているロシアなんかは78%。じゃ、日本は幾らかと。0.02%です。仮に1億2,500万ありますけれども、切りよく1億2,000万の日本の人口に対して0.02%というと2万4,000人です。それしか避難するとか逃げ込むところがないと。今言ったように西川町は1か所もない。例えば、この西川町の人口に合わせると4,800掛ける0.0002すると0.96人です。一人も逃げ込むところがないということで、これは、でも西川町のせいじゃない。やっぱり国策も悪い。国がそういう指導をしてこなかったと。

スイスなんかは補助金まで出した上に、核地下シェルターを造りなさいという国もあります。ですから、これは、これから国と地方自治体が一体となって、やっぱり何年かかるか分かりませんけれども、進めていく必要があるのかなと。それは町長のほうにお願いをして、 先ほど言ったそういう今あるものに関しては広報をしていただきたいということです。

それで、時間も押しているけれども、ちょっと病院の件も聞きたかったんですけれども、 今年の3月の定例のときに、地震のときの自家発電とか非常電源とかどうなっているんだと いう質問をしました。なければマニュアル書として作ってもらっていたほうがいいんじゃな いかという話もしました。

あとパソコン関係のバックアップです。今回の補正を見ると七十何万入っていて、それかなというふうに感じたんですけれども、あとは電子カルテですので、紙の媒体も何か保管しておく必要があるのかな。

あと、もう一つは、サイバーテロに対する保険がある。多分ベッド数によって100万とか 150万とか、いろいろ会社によって違うんですけれども、そういうのがある。そういうのを 検討してみたらどうかというふうに3月に一般質問しました。やっていなければやってないでいいです。これからやろうとすればそれで。簡単にそこだけお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は飯野病院事務長。
- ○飯野病院事務長 ただいま佐藤仁議員の2点のご質問でございますけれども、1つは停電関係等々のやつですけれども、専門的なものにつきましては業者のほうに委託しておりまして、通常の停電などにつきましては施設管理のほうの技師など担当の職員が対応しているというような状況でございまして、マニュアルの話でございますが、現在マニュアル等はなくて、担当職員間の引継ぎにおいて処理しているというような状況であります。

あと、もう一点ですが、カルテ関係のバックアップですけれども、医療カルテ、あと医療の画像データにつきましては電子化されておりまして、バックアップ、サーバーのほうに保存されているというような状況であります。

先ほどちょっと話がありました今回の補正予算につきましては、PACSと呼ばれる医療画像の保管伝送装置というのが河北病院のほうでやっているわけですが、そのサーバーのほうを直すというようなことで、新しく交換するというようなことでしている予算であります。基本的にはそういうようなバックアップを行っていますので、紙のほうのデータとしては、紙媒体の保管というものは現在は行っていないというふうな状況であります。

サイバーテロのほうの保険関係なんですが、これは、私、見積り等々を取ったことはございませんで、お話を聞きますと高額だったというふうに伝え聞いております。病院も、町のほうの情報セキュリティポリシーのほうの中で、問題等があれば対策を考えていくというふうに考えております。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 前に質問したことをするしない、聞く聞かないは別として検討して もらえればなというふうに、言った側からすれば、そうしてもらえれば大変ありがたいとい うふうに思います。

ところで、いざというときの管理体制についてです。

災害時における組織体制というふうな緊急対策ですね。これ、町の冊子があります。

1ページに対策本部の設置ということで、何かあった場合は災害対策基本法、95条まであるというものの23条の2項の規定により本部を開かなきゃならないと。本部の設置基準としては、大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあるときと、あと町内で震度6以上の

震度が観測されたときと、あと町長が特に必要と認めたときというようなことがあります。 そして、設置権限者というのは、町長は設置基準により本部を設置するが、町長が不在のと きは副町長に本部を設置するものとするというような規定があります。

皆さんご存じのように、町長は非常に忙しいです。週間予定表を見ても、いつ寝るんだというようなぐらいにあっちこっちを飛び回って仕事をしてもらっております。逆に言えば、町役場を空ける機会もそれだけ増えるわけです。組織表を見ると、本部長に町長があって、その下に副町長が副本部長としてあると。その下に、横並びで教育長から各課長がずらっと組織的にピラミッドのようにある。もちろんそういうふうになります。

それで、ちょっとこれを眺めていると、総務部長とか何か部長になっているところは、それは直してもらわないといけないですけれども、課長と部長と入り混じっていますので、そういう組織的になっていると。副町長が今いませんので、それを今日とやかく言うつもりなく、やっぱり町長が不在のときは誰かが責任者にならなきゃならない。例えば課長あたりを指定しておくのも一理ある。ただ、やっぱり特別職の町長とか副町長の物の見方、判断する権限、そういうものと、やっぱり職員の課長たちのそういう見方とか権限も違ってくると。そういうことで、いざというときに、じゃ、町長の下は誰がされるんだと、そういうのをきちんと決めておかないと、これから、ないことにこしたことはないわけですけれども、それはきちんと決めて、今、決まっているんであればいいんですけれども、決まっていないとすれば、いざというときにあたふたしないようにそれはお願いしたいということで、どうなっているのかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 私が不在のときについての対応については、総務課長、佐藤さんに全権委任して おります。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) そういうことで、総務課長は大変だと思いますけれども、町長との 遠隔操作じゃないですけれども、やり取りをしながら、大変な任務だと思いますけれども、 いざというときには力を発揮していただきたいというふうに思います。

次に、時間があれですけれども、質問2に移ります。

コロナ感染症及びインフルエンザは、いずれも熱が出るなどの症状が類似していると。病院における今後の診察及び治療、そして地域医療を含めてどのように行っていくのか、病院の方針をお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** ご質問いただきまして、ありがとうございます。

ちょっと通告のものと多少違うようなご質問ですので、基本的には症状が類似していると 言われますが、インフルエンザとコロナの体制ということでよろしいでしょうか。

それでは、国のからの情報提供を踏まえて判断してまいりますけれども、現状においては、 今、新型コロナウイルスの認識に関して変更する方針はございません。今までどおりでございます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 今、熱がある場合、町立病院ですと発熱外来に回されていくということであります。熱が出るのはインフルエンザもコロナも大抵一緒だと思うんですけれども、検査してみないとどちらか分からないと。どっちでもないかもしれないと。別なところの内臓から来ている熱が出るかもしれないと。非常に今までもコロナだけでも大変なのが、そういう1つ加わるということで、今後、今までもいろいろ町民の方が戸惑うときがあったわけですけれども、これからインフルエンザがはやるだろうという予測をした場合に、どのような検査体制、どのような診療体制、これはやっぱり病院としてまとめて町民に周知をしていかないと、何だかんだと電話が来た場合に大変だと思うんです。どっちでもいいが取りあえず今までどおり発熱外来に来てくださいとかという、そういうふうなお知らせをきちんとまとめてお知らせをしていただきたいというのが1点です。

今まで何か分かりませんけれども、コロナでもこの頃は自分で検査して自分で判断して、 そして届けるわけね。何か患者と医者が一人二役するみたいなもので、検査のキットも自分 で買ってきてするわけね。国民皆保険はどこへ行ったんだ、1割、2割、3割負担はどこへ 行ったんだと言う人もいます。それを今度、インフルエンザも自分でするみたいな話になっ ていると。これはやっぱり一般町民からすると、おいおいというような、私もちょっとそう いうように思いますけれども、そういうふうに思っている町民もいますので、トラブルのな いように周知をしていただきたいというのが1点。

それと、この前の9月の定例のときに、病院の関係で町長に質問しました。そのときのネックは医師の確保と患者数の増、これはいかんともし難いと。経済的には何とか工夫をしてもという話がある。それで、患者ですよね、かかりつけ医。今、国民健康保険に加入している方が、この前9月の時点で1,098人です。後期高齢者の方が1,253名、トータル2,351名と。今、少なくなっているのか増えているのかちょっと分かりませんけれども、9月の時点での

データです。

例えば、その方々が全てかかりつけとして町立病院に来た場合、非常にこれはかなり助かるはず。何も病気になって病院に来いと言っているわけじゃないですよ。なるべく町立病院がかかりつけ医になってくださいと。病院の性質上、PRするというのもどうかとは思うんですけれども、前にちょっと病院の事務長とそんなことも考えるかなみたいな話があったんで、そこらはどうなんでしょうか。先ほどの広報の件も併せてちょっと簡単にでいいですから、自分の思いも含めてよ。

- 〇古澤議長 答弁は飯野病院事務長。
- **〇飯野病院事務長** いろいろとご意見ありがとうございます。

確かに人口及びコロナ禍の中で患者数等々もかなり減ってきているというふうなことになっておりまして、かかりつけ医を目指していくというのが、やっぱり一番信頼される、地域で共に歩んでいくというようなことでは一番の得策かなというふうなことで考えております。 先ほどの発熱外来等々の関係もございますが、季節性のインフルエンザとコロナのほうも重なるというようなこともありまして、今、インフルエンザのワクチン接種もかなり進めております。まだまだ余裕もあるというようなことから、広報をしながらワクチン接種のほうをしていただくように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 今の国民健康保険、国保の方、そして、例えば社会保険というのは、前も話ししましたけれども、やっぱり勤めている会社の産業医もいますので、どうしても勤めているところの近くに行ってしまうと。それはしようがないとしても、町内に国保とか後期をなるべくしていただいて、そしてPRするということは、それだけ責任が出てくるわけですね、病院としても。そうすると、職員の意識も変わってくるはずなのに、おらだ来てけると言ったごんたら、おらだもちゃんとさんないんねがと。そういうふうになっていく相乗効果が非常にあるはずなんです。そこもやっぱり狙い目です。

この前、私ごとですけれども、腰が痛いのでレントゲンを撮りに行くと、金曜日に整形外料に。何ともない。別なところを診てもらったら、たまたま次の火曜日に内科の先生の定期的になったので、その看護婦さんいわく、佐藤さん、ここね、火曜日来たときに、この先生に診てもらいなと、わざわざ私が会計の前に座っているときに来てそういうアドバイスをし

てくれました。29日、火曜日に行きました。何も定期検査する前に、佐藤さん、ここどうなんだというような話をされました。非常にありがたいです。そういうのが波及していけば、町民の方も見ているわけです。なおかつ自分たちが来てけろといった広報をやれば、自分たちも何とかしていかんがねということで、やっぱり町民の方々から利用をしていただくというようなこともひっくるめて、町長、最後にお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 佐藤議員の町立病院の経営に関しましては自分事にしていただいて、ありがとう ございます。

確かに、役場もこの前マイナンバー75%以上達成しましたけれども、それは、こちらで町がこういう目標をやっているんでご協力をお願いしますという情報発信をしたからではないかなと思っております。

町立病院に関しても同じでして、入院患者が今これぐらいになっております、もう1桁台になっています、患者もこんな感じになっていますというようなメッセージを役場のほうから伝えて、ぜひお使いいただけるように頑張ります。どうやって頑張るかというのは、まずは動画でユーチューブで私のほうのメッセージ、今の病院の現状をホームページのほうで、SNSで発信したいなと。町のオフィシャルなところで発信したいなと思って、ぜひ町立病院を活用くださいというメッセージを年明けにすぐやります。

また、病院に行ったときに、アンケートとか対話の中でもありましたけれども、やっぱり 町立病院ってちょっと暗いよねみたいなお話をいただくんです。ですので、来年の当初予算 には1階部分のLED化を進めて、こちらは電力も今高くなっておりますから、経費削減の 面としてそういった愛される町立病院になるために、まず物理的に明るくなる1階部分をつ くっていきたいと思っています。

以上です。

- ○古澤議長 3番、佐藤仁議員、時間がまいりましたので、最後の一言で。
- ○3番(佐藤 仁議員) 常に町立病院ばかり言って、おまえ建設業だべとほかの人から怒られるんですけれども、私の母親も今ちょっと宿泊していますので、そういうのをちょっと除いても、やっぱり命のとりでは病院です、町民にとって。よろしくお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。
- ○古澤議長 以上で、3番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

〇古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時42分

令 和 4 年 1 2 月 7 日

令和4年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和4年12月7日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

2番 荒木俊夫議員 1番 後藤一夫議員 3番 佐 藤 仁 議員 4番 佐藤光康議員 5番 菅 野 邦比克 議員 大 泉 奈 美 議員 6番 耕 二 議員 佐藤 7番 佐藤 8番 幸 吉 議員 9番 伊藤哲治議員 10番 古 澤 俊 一 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 前 田 雅 孝 君 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木 真 也 君 会計管理者 出 納 室 長 兼 町民税務課長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 産業振興課長 兼農委事務局長 工藤信彦君 商工観光課長 土 田 浩 行 君 真壁 正 弘 君 建設水道課長 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安達晴美君 生涯学習課長 奥山純二君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田一弘君 議事係長 鬼越晃一君 書 記 柴田 歓那君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤光康議員

〇古澤議長 4番、佐藤光康議員。

〔4番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○4番(佐藤光康議員) おはようございます。4番、佐藤光康です。

最初に、第6次西川町総合計画では、「はつらつ80代をめざして」をスローガンに、高齢者が安心してはつらつと暮らせる町を目指してきました。その現状と課題について質問します。

最初質問1、町は高齢者人口が年々増加し、1人暮らしの方々や要支援・要介護認定者も 増加していますが、現状はどうなっているでしょうか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 では、佐藤光康議員の質問にお答えします。

現状、1人暮らし高齢者や要支援・要介護認定者の現状についても含めて現状をお知らせします。

本町では、高齢化率は年々高くなっておりますが、高齢者人口については減少しております。65歳以上の高齢者人口については平成30年度から減少に転じ、4月1日の比較では令和4年度は2,256人、令和3年度の2,265人から9人減少しております。この2,256人のうち1人暮らしの高齢者については、昨年度の245人から18人増加して263人に、老人夫婦世帯については、昨年度の318世帯から18世帯増加しまして336世帯となっております。また、介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和3年度は417人、令和2年度と比較して4名減少しています。人口も年々減少している中で、高齢者の割合は18.5%と前年度より0.1ポイント下がるなど横ばいの状況にあります。

ということで、現状の先ほどのご認識とはやや異なるところがあるかと思いますので、お 含みおきください。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 65歳以上が半分近くになってきました。非常に高齢化率が高くなってきていますけれども、特別養護老人ホームケアハイツの入所申込者、待機者ですけれども、人数を教えてもらえますか。
- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 佐藤光康議員のご質問にお答えをいたします。

ケアハイツ西川の特養への入所の待機の人数というご質問でございましたが、入退所判定 委員会を経まして順次入所する見込みとなっている方は8人、空きがあればすぐに入所可能 というふうな状況でございます。

また、介護度が特養に入るレベルまでなっておらず、また介護度が低いと言いますけれど も、入退所判定委員会にもかけていない状態の方、この方については約30人いるというふう に聞いております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- **〇4番(佐藤光康議員)** それだけいらっしゃるということで、家族で支えておられる方もたくさんおられるということになると思います。

今年から高齢者のことでは、高齢者医療費が75歳以上が窓口2割負担が、一定所得ある方が10月から2割負担になりました。西川町は何人ぐらいおられますでしょうか。

- 〇**古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

令和4年10月1日現在の数字でございます。後期高齢者医療の被保険者、西川町は1,246人いらっしゃいますが、そのうち138人の方が一定以上所得のある方として窓口負担が2割となっております。被保険者の全数に比べまして11.1%という状況でございます。以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 所得があるのだから仕方ないだろうという意見もあると思いますけれども、お2人の方ですかお話をお聞きしました。10月から2割窓口負担になったと。1割から2割負担だと。だけど、その方が言うんですね、2割負担というけれども2倍になったんだと。2倍なんだと。今まで5,000円持っていたけれども、1万円かかるんだと言うんですね。

今の3年間緩和措置として、負担増える3,000円分は後で高額医療費として返ってくることになっています。3年間です。やはり1万円持って、手放してはならないと。そして後で返ってくると。非常に大きな負担だということを言われていました。

冬の除雪だけでも、やっぱり高齢者2人暮らしですから、非常にできないということで年間五、六万かかると。年金も額も決まっていますから、非常に暮らしとしては大変だと。もう収入なんかなかったほうがよかったんでねえべかと。もう病気しないですぐ死んだほうがましだということを話されていました。

ですから、そういう方も追い込まれているという感じが、非常に表情を見ながらひしひしと感じてきました。特に今年は年金が引き下げられました。そしてさらに物価がどんどん上がる。電気代、灯油代、非常に高齢者にとっては厳しい暮らしになってきています。今国会では、要介護1、2から訪問介護や通所介護などを保険給付から外すということも今議論されています。それからケアプランの有料化、それから今まで介護保険利用料が原則1割でしたけれども、それを崩して2割、3割を負担してもらう方を増やしていくという話合いもなされているようです。

ですから、非常に今から高齢者の暮らしが厳しくなるのではないかということで、非常に心配される状況があるわけです。

質問2です。高齢者の除雪支援機能、大分お話ありましたけれども、現状どうなっていま すでしょうか、お願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。

昨日の荒木議員のご質問にお答えしたとおりでございまして、今年度も高齢者世帯等除雪 支援事業により、屋根の雪下ろしや玄関から公道の除排雪、敷地内の除排雪に関する経費負 担を軽減して、高齢者の安全・安心の支援を行ってまいります。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 高齢者の半額除雪支援、本当にありがたいというふうに町民の皆さんが言われています。昨日の荒木議員の質問の中でのちょっと気になるところを何点か上げたいと思います。

特に除雪を支援をお願いする方、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障がい者の方が除雪できないからお願いしたいということでお願いするわけです。そして住民税非課税の世帯ということになりますね。去年と違うのは、今まではお願いした方が半額業者に出して、業者が町から半額をもらうというパターンでしたけれども、今年からは、お願いする方が業者から報告書と領収証をもらって、それを自分で町に申請するという仕組みに変わったわけです。

目が不自由な方とかいろんな方がおられます。そういう方が、領収書を取っておいてそしてそれを町に申請するということは、結構物忘れも多い方も増えていますからなかなか厳しいことだと思うんです。それから、町に申請に行くということもあります。あと車のない方もたくさんおられます。ですから、そういうふうに大丈夫なんだろうかという不安の声がたくさん上がっています。

そして年度末3月末までに終わらないと、もう補助金がもらえないということもあります ので、そこまできちっとお年寄りの方ができるかどうかということもあります。そこら辺の 今年に変えて、そこら辺の心配の声上がっていますけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

まず1点目、昨年度まで申請者が除雪作業料金の半額を作業者に支払い、残りを町が作業者にまとめて振り込むという事務処理を行っていたものを、今年度から行わないということにしたということでございますけれども、もともと全てそういうふうな処理をしていたわけではなく、当然全額を支払っておられる申請者の方もいらっしゃいました。ただ、金額が大きくて大変だというので、それなら半額にしてもらって、残りは業者のほうに町から振り込みますよという特別なやり方が、後からくっついてきたものと承知をしております。

ただ昨日も申し上げましたとおり、大変事務処理が煩雑になりますので、もともと補助金の趣旨にのっとりまして、一旦全額を納めていただいて、その半額を申請者にお支払いする

というふうな手続に統一をさせていただいたところでございます。

2点目の事務手続でございます。補助金を振り込む、送金するまでの手続として、一番最 初に申請をしていただきます。これは事業の対象となるかどうかの審査を行うためでござい ます。作業を行った後に実績報告書を提出していただきまして、それに基づき補助金を交付 するというふうな流れになっておりますが、こちらももともと本来であれば補助申請でござ いますので、申請した方が申請書を出して実績報告を出してというふうにしておりましたが、 議員がおっしゃられたとおり、大変事務が、文字を読むのも書くのも高齢者が大変だという こともありまして、申請に関しては地元の民生委員が手伝って支援をしております。また、 実績報告に関しましては、ほとんどが除雪作業を行った方が、サービスといいますか無償で その実績報告書の作成と提出まで担ってこられておりました。その点につきましては、特に 今年度から必ず本人が提出をして本人が実績報告を作って出してくださいということは申し 上げておりません。作業者の方々を集めた後、民生委員の方々も集まっていただいた話合い の中でもお願いをしておりますが、手続の書類は変わってはおりますけれども、高齢者にと っては、簡単な書類でも提出、持ってくるのも当然そうですし書くのも当然大変だというこ ともありますので、民生委員の方々については申請書の作成提出の支援を、それから作業者 の方々につきましては実績報告の作成と提出のほうについては、今までどおりご協力をお願 いしたいというふうに申し上げております。

提出については今述べたとおり、必ず窓口に持ってこなければならないというものでもございません。作業した方に、作業者の方にお願いして届けていただいても結構ですし、郵送していただいても結構ですし、最寄りの町職員、民生委員のほうにお願いしていただいても結構です。高齢者の方にとって一番出しやすい、やりやすい方法を取っていただくということで、町としては特に問題とは思っておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番(佐藤光康議員) 私もこの対象者、去年までもらっていた方、支援されていた方のお話、行ってきました。えっ、変わるんですか、全然聞いていませんという話をお2人の方がされていました。ですから、まずはそこら辺徹底されていないような感じもあるんですよね。やはり65歳以上の高齢者、障がい者、そして生活も大変ままならない方で経済的にも厳しい方に、できるだけ負担を負わせないような形でぜひお願いしたい。先ほど業者さんとか民生委員さんから支援してもらうということありましたけれども、しっかりと支援を受けられ

るように、ぜひ業者さんと民生委員さんでしっかりと支援できるような形でぜひお願いした いということです。

それから、先ほどもありましたけれども、全額支払うという形になります。やはり全額、 後から半額戻りますけれども、経済的に厳しい方が全額払うというのも非常に厳しいわけで す。後で戻ってくるからいいべということもあるかもしれませんけれども、やはり経済的に 厳しい方を支援するわけですから、そこら辺の検討は何とかならないんでしょうか。

- 〇**古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、事務的な問題もありますしミスを誘発しやすいということ もありまして、そのようにお願いをしております。当然全額を支払うことで負担に感じられ る方もいらっしゃるのも承知をしておりますし、その点についてはこちらからお願いをする ということしかできません。

今年度についてはこのようにしていきたいと思いますが、やはりこの事業につきましては 毎年様々な見直しをしていかないと、いろんな問題がその都度出てきておりますので、今年 度この事業はご説明しているとおりに進めさせていただきまして、なお来年度の事業への見 直しの材料をきちんと把握してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) なかなか事務のほうも大変なことだと思います。この除雪支援の説明会に参加された方が、非常に町のほうで事務が大変だという話をされたことに対して、そんなに大変だったら1人雇ってもらえばいいべと。町長さんに言って人が足りなかったら雇ってもらえばいいべという話をされていました。

ですから、そういう形で高齢者で大変な方の負担にならないように、できるだけよろしくお願いしたいと思います。

これと関わって、上限10万円ということに今年からなりました。上限10万円にするとそこの制限かかる方は、去年でしたら何人ぐらいおられるんでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

昨年度の事例で見ますと、昨年度のいわゆる豪雪の状況におきまして補助金の交付対象となったのは115世帯でございました。そのうち100世帯につきましては補助金の交付額が10万

円未満で、10万円を超える交付額の15世帯につきましては、雪による屋根の崩壊等の緊急の 事例のほかは、回数あるいは除雪の規模等を除雪業者と調整することによって、ある程度交 付額10万円以内、実質費用20万円以内まで収められるのではないかというふうに考えたとこ ろでございます。

また、近隣の市町における支援の上限を確認いたしましたところ、本町の10万円は最も高額であり、当然豪雪地ですので最も高額であるべきかと思いますが、10万円を超える補助金の交付というのは、少し過剰ではないかというふうに考えているところでございます。 以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) それから、除雪支援を受けられる方が今回所得税非課税から住民税 非課税に変わりましたね。ということは、去年受けられた方が今年受けられない方が出てく るわけですね。非常にその方はショックだと思いますので、生活が厳しいのに、もっと対象 が小さくなってということで受けられなくなったということになるわけですけれども、何人 ぐらいおられるかというのはまだ分かりませんよね。もし分かるんでしたら。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

昨年度対象になって今年度対象にならない方の世帯の数でございますけれども、申請書を 出された時点で確認をしないとちょっと難しいかなと思っておりますが、いずれにしても今 年度対象にならない世帯は幾つかは出てくるというふうには考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) それから、居住自体が確認できない場合は対象としないということで、息子さんとかがいる場合は、町外に冬だけ移るという方はそういう対象にならないということでしたけれども、前の町長小川町長のときは、最後の答弁でそういう方も検討していきたいと、できるだけ前向きに検討していきたいという答弁をされていたわけですけれども、やはり一生懸命夏に頑張って野菜なんかつくって西川町で暮らしていると、そういう方なわけです。ですから、そういう方ももう今回明確に対象にならないということになったということになります。

やはりそういう点で考えると、先ほど、なぜこういうふうに変わってきたのかといいます と、ほかの市町村並みにやっていきたいということのような話だったように思います。やは り西川町は高齢者に厚い町でした。高齢者が安心してはつらつと暮らせる町をということを スローガンに、西川町は町民と町が対話しながら一つ一つ積み重ねて福祉政策をやってきた んだと思います。

先日NHKテレビで、本道寺・月岡ですね、テレビで映されました。非常に反響があって 私もいろいろとお聞きしましたけれども、非常に感動したと。あんなに高齢者でいろんなこ とを楽しみながら頑張っているんだということで、その限界集落という言葉じゃない生きる 重さといいますか、すばらしさあたりが非常に伝わるいい番組だったと思います。ああいう 番組が西川町からつくられたということは、非常に誇らしいことだと思います。

それから、高齢者でいえば、先日議会として西川中学校を訪問しました。そのとき子どもの貧困と最近は言われますけれども、子どもの貧困ということは西川中学校ではないのでしょうかというふうにお聞きしました。そしたら、校長先生だと思いましたけれども、ほとんどないと明言されていました。その理由というのは、やはり近くにおじいさん、おばあさんとか、あとは3世代同居とか、そういう形で高齢者が子育ても支援しながら家族みんなで暮らしを守っている、そういうことで子どもの貧困ということが見えないんじゃないでしょうかというお話でした。

ですからやはり高齢者の福祉は、西川町にとってただの高齢者だけの福祉ではない。西川町町民が子どもも含めて安心して元気に暮らせる町のために、やはり必要なものだと思いますので、ぜひ今までの高齢者福祉を変更しないで続けてほしいというふうに思うわけですけれども、町長いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** ごめんなさい、高齢者福祉全般でいいんですか、それとも除雪でいいんですか。 除雪のほうですか。何でもいい。どちらでもいい。分かりました。

高齢者福祉に関しましては、先ほど来いただきましたけれども、まず町立病院など人口5,000人以下のところで県内で町立病院を保有しているのは西川町だけでございます。そういった現状を踏まえて、まずは町立病院を残すような稼ぐまちづくり、財政基盤をしっかりしなくてはいけないと思っています。

昨日も佐藤幸吉議員より、菊まつりは経済効果を優先すべきだとそういったお話もいただきましたので、そういった稼ぐ町ということで財源をしっかり確保して、高齢者福祉に充てたいと思っております。多少の変更はあるかもしれませんけれども、大きな骨格は変えないでおります。

また先日、65歳以上の方に物価高騰対策として、65歳以上の方だけに商品券1万5,000円を配るというのは県内で西川町だけです。ですので、こういったことからも高齢者に優しいまちづくりをというのは、しっかりこれからも行ってまいりたいと思っております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) ぜひ引き続き高齢者の福祉の前進のためにお願いしたいと思います。 質問3に移ります。

6次総では認知症予防の普及が掲げられていますが、町の現状とその予防はどのようになっているでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 認知症予防の現状について質問がありましたのでお答えいたします。

認知症予防につきましては、日頃からの健康づくりや地域社会の中で交流し、趣味の活動など、生き生きと暮らすことが一番でございまして、それらを保健、医療、福祉の面から町で支えていかなければならないと考えております。具体的には、町立病院やケアハイツ西川、包括支援センターなどで構成する認知症初期集中支援チームが定期的に情報共有しまして、個別のケースに対応しているほか、これまでも認知症カフェや予防講習会、各地域のミニデイサービスなどを行ってきたところでございます。

しかし、コロナ禍によりまして、こうした事業が思うように開催できない状況が続いており、そのことによる影響をこれから重視していかなくてはいけないと思います。特に各地区のミニデイに関しては、私個人としてはぜひそろそろ行ってほしいと考えておりますけれども、いずれにしてもそれは地域のご判断になりますので、そういったご心配で悩みがあれば、町のほうにご相談いただければと思っております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 質問4に移ります。

認知症の関連ですけれども、聞き取る機能が衰えると会話に参加することが困難となるという、要するに難聴、耳が聞こえなくなるという難聴、それが人と人のつながりが低下して、虚弱な状態や認知症のリスクになると言われていますということで、耳がなかなか聞きにくくなるということが認知症にもつながっていくということで、そういう対策が今いろんなところで行われてきています。

この問題で町はどのような対策を考えていますでしょうか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

- ○菅野町長 お答えいたします。高齢化の聴覚機能の低下防止の対策についてでございます。 聴覚機能を補完する器具、補聴器でありますけれども、補聴器は比較的高価でありまして 購入には一定の経費負担が必要となります。しかし、介護保険制度において補聴器は福祉用 具として認められておりません。このため、障害者支援の観点から、障害者手帳の交付とそ の後の補聴器、補装具費の支給で支援するような方向につなげることとしております。
- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 山形市で12月から聴こえくっきり事業ということで、そういう聞き取り能力が衰える力をいかに補聴器も含めてそういうふうな力にしていくのかと、回復するかということで今事業が始まっています。

その前に10月に山形市で市民公開講座がありまして、歌手の井上順さんとか山大の医学部の先生、慶應義塾大学の先生が参加されまして、聞こえと脳の深い関係というテーマで市民講座を行いました。私も参加したんでした。そこで私びっくりしたのは、補聴器を買ってもつけない方がいる。ただ孫さんが誕生日祝いに、じいちゃん補助器だよ、聞こえない、これなら大丈夫だよということであげる方いるけれども、ほとんどたんす補聴器になってしまうケースが多いという話でした。

目が見えなくなって近視になった場合に、皆さん、老眼ですかね、近視になった場合にさ あ近視の眼鏡プレゼントだよなんてことはやらないでしょうと。必ず眼科に行って検査して やるでしょうという話なんですよね。ですから、補聴器を買う場合もやはり認定補聴器技能 者がいるんだということなんだそうです。その方がしっかり認定してもらって、その方に合 った補聴器を買わないと駄目なんだということらしいです。

ですからそこら辺、例えばそのとき紹介されましたけれども、フランスでは補聴器を買う場合必ず専門家がいて、調節して調整してやる専門家がいて、その費用は全て国が100%出すんだそうです。ですからそれやっぱり補聴器を買う条件なんですよね。そこら辺で、今回山形市が12月から聴こえくっきり事業ということで、今、山大医学部とか山形市医師会とかそれから補聴器の販売店協会と一緒にタッグを組みながら今そういう事業を始めているところです。

そこで大事なのは早期発見だと。もうテレビ見ていてすごいでかい音で、うちのおやじも やっていましたけれども、自分では気がつかないということで、やはり早期発見なんだとい うことで、町の健康診断で聴能力検査というのはしますか。する予定はあるんでしょうか。

〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

町の基本健診の中には聴力検査は入ってはおりません。企業の方などが受ける生活習慣病 予防検診などについては検査の対象となっております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 山形市はそういうふうに早期発見をして、そして早期対応ですね。 補聴器相談医、耳鼻咽頭科を受診して精密検査をするということになって、医師の診断によって補聴器の処方箋をして、そして山形市が補聴器購入される方を補聴器結構高いですから、そういう一部助成を住民税非課税の方にやっているということが、今年の12月から今月から始まったということになります。

ですから、西川町も非常に高齢者が多い町です。認知症になったら本人ももちろん家族の 方も大変苦労されるわけです。ですから、高齢者も元気な西川町ということで、国や県の補 助金があるかどうか分かりませんけれども、そういうふうな支援も調整されることもぜひお 願いしたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** ご指摘ありがとうございます。残念ながら、すみません、県は確認しておりませんけれども、国のそういった補助金は確認しておりません。

ただ、そういった補助を私としてはしたいと思っておりますけれども、何分財源が限られた町でございますので、昨日の佐藤幸吉議員からいただいたような経済効果優先ということを各事業でいただいておりますんで、そのご指摘も踏まえてしっかり事業のスクラップをしていきたいと思います。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) じゃ次、2番に移ります。

町による入間地区での木質バイオマス発電所プラス次世代園芸施設の整備の計画について 質問します。

この計画について11月8日に入間地区での対話会が行われました。その後、この件で町長が県外に視察に行かれたようですが、現時点ではどのように考えておられますでしょうか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

4番、佐藤光康議員。

〇4番(佐藤光康議員) 安曇野にも視察に行かれまして、そこら辺ではどういうふうな可能

性、入間地区でやる可能性、それはどんなふうに考えになりましたかということです。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 申し上げます。

入間地区の可能性も含めてですけれども、まず安曇野市に視察を行ってまいりました。モ デル地域ということで事業者から紹介を受けて行ってまいりました。

木質バイオマスと次世代型園芸の構想を入間地区を想定して進めるに当たりまして、連携協定先でありますRCGがプロデュースする長野県安曇野市で同様の事業を行っている株式会社エア・ウォーター農園を産業振興課と共に視察してまいりました。

木材は地元の松本森林組合と県森林の協力を得ており、木材の供給について2社から協力を得ておられました。ウッドショックやFITの改定によりまして市林材の奪い合いの状況だというふうにこの地域でも聞いておりました。木材のチップの安定供給体制の再構築が課題だというふうにおっしゃっておりました。と同時にもう一つ課題としては、補助金なしで民間が自己資金で取り組むことは、こういった事業はできないとはっきりおっしゃっておりました。このため、公的セクターの役割としては、発電所や施設園芸の施設のハード整備が必要だというふうにおっしゃっておりました。また、温度、栄養管理は自動で調整され、収穫においてもカートを活用するなどスマート農業の実践をしておりました。

これらを踏まえまして、西川入間地区で想定している事業を考えてみますと、ハード事業は町が補助金を活用して整備し、今後、入間地区の木質バイオマスのチップを確保するために、入間地区で林道を整備して付近の山から間伐を行い、その近くで木質チップの必要量を確保することとしていく予定です。発電施設については、まずはハウス園芸の融雪ができて、さらにハウスの温度管理可能な発電量を確保する設備が必要となります。

ここで心配になるのが騒音の問題でございますが、安曇野では発電に関する騒音は屋外にはほとんど漏れることはありませんでした。一方で、間伐材からチップ化する際の音は大きいことから、できるだけ山林でチップ化する必要性を同時に感じました。このために、移動式のチップ化する設備を導入しなければいけないとそのとき感じました。

安曇野では、販路を確保した上で販売販路先のニーズにマッチするミニトマトを多く主に 栽培しておりました。今後、西川町においても、この事業を営む会社によって生産物が異な ってくると思いますが、販路先が望む農作物、販路先が西川町で作りたいという農作物をし っかりお聞きしまして、これからそのプレーヤーなども選定していきたいと思います。ただ その選定に当たりましては、来年度調査が必要でございます。どれぐらいの費用がかかるか、 どういった企業が実際に何社申込みいただけるのか、そのためにしっかりデータを集めなく てはいけないと感じております。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) この提案の経過説明で今RCGという会社出ましたけれども、RCGはこれからこの事業の中でどういう役割、仕事をなさるのかお伺いします。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 RCGに関しましては施設園芸、先ほどの安曇野でのプロデュースを行っておりますので、コーディネーターの役割になります。調査をするのもできれば県の補助金なども使わせていただきますので、そのあたりは県からのご指摘も受けながら、一番西川町にとってはRCGがよろしいのではないかなと思っております。
- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 私もやはり間伐材などの森林資源の活用、林業の活性化は非常に期待するところあるわけです。ですが、結構いろいろ木質バイオマス関係、園芸ハウス、全国的にいろいろ聞きますと、なかなか難しいというか、成功例が意外と少ないという話も聞こえてきますので、ですからさっき町長言われましたように、しっかりと調査されてデータもしっかりとして、そしてやはり慎重に進めていく必要があるんだと思います。

先ほど言われましたけれども、木質バイオマス発電所を設置する、ハウス園芸も設置する、 そして何を栽培するのかも町が決めるということになるのでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** 恐らくハード整備は町でしまして、指定管理を行う可能性がございます。そのためには、コンペ形式で提案をいただいて、複数の業者からご提案されたものの中で一番現実的なものを選択していきたいと思います。
- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 入間地区の対話会でもいろんな意見があったわけです。丸太、チップの話ありましたけれども、やはり結構騒音があるということで、あそこの近くには置けないだろうという話がさっきありました。ですから、そういう場所がああいう入間の山は結構傾斜地なので、本当に大丈夫か、チップあそこでできるのかとか、それから葉わさびを作るような話もこの前ありましたけれども、今トマト栽培の話もあります。ですからどういう話になるか分からないというまだ見えてこない状況なわけです。

そして一番心配なのは、やっぱりしっかりと町で国から県から補助金もらいながらしっかりと設置する。ところが設置して、さあやってくれる方いませんかということで募集して、企業さんが来るんでしょうけれども、そこでもうからなければ結局やめざるを得ない状況になるわけですね。そういうもしかしたら廃墟の施設ができたりすれば入間地区としては困るなという感じがあるわけですね。

ですから、ぜひそこら辺、慎重にさっきお話ありましたけれども見極めながら研究なされて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

対話会で区長が、始める際は区と契約してもらいたいということを言いました。それがやっぱり入間地区としては全てのように思うんです。始めるときにやはり契約をして、もし何かあったら改良してほしいとかということでできますので、それがやっぱり入間地区としても住民としても、そこら辺がちょっとあればある程度納得できるのかなというふうに思うわけです。

でも、現在の段階ではまだ木質バイオマスもどういうふうな大きさになるか分からないし、何を作るかも分からないということで、この前対話会ありましたけれども、私も期待はしていますけれども、一体どうなるんだろうという全く見えてこないので、何とも言えないという状況があるわけです。ですから、多分入間地区もそういう形で、まだ見えてこないので、賛成でしょう、やりますよと言われても、どのくらいのバイオマスを作るんだとか、どこでチップするのだとか、そういうのが出てこないと、なかなか入間地区としてもなかなか答えられない状況があるんだと思うんです。

ですからぜひ入間地区としっかりと対話を続けて、そして事業を始める際は区と町で契約を結ぶということでぜひお願いしたいんですけれども、よろしいですね。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 すみません、認識の相違があるかもしれませんので反問させていただきます。 全く見えないということで、私らとしては入間地区を想定して進めていただいてよろしい か、おおむね了解だというふうにいただいておりますけれども、全く見えないというのは本 当でしょうか。
- **〇古澤議長** 町長、反問権する場合は、許可を得てから。それはいけませんので、先に言って しまいましたので何ともしようがございませんけれども。

今の件につきまして、4番、佐藤光康議員。

〇4番(佐藤光康議員) 全くというのはおかしいですね、100%じゃないですね。

要するに木質バイオマスを作るんだと、入間地区としてはいいなと、林業で活性化するといいなというような期待はあるわけです。だからハウス園芸どういうふうになるんだろうなという感じはあるわけです。

入間地区として関わる方は多分まだおられませんから、具体的中身がちょっとまだ何を作るか見えないし、チップする場所とかそういうの見えてこないし、そこら辺ぜひ対話を続けていただきたいということです。

- **〇古澤議長** この件につきまして菅野町長。
- ○菅野町長 であれば、認識が一致しておりますのでよかったです。

これからももちろんそのときにも約束しましたけれども、しっかり視察後のレポートとか 補助金の状況や進捗を定期的にご報告したいと思います。特に入間地区からは対話会の申入 れをいただきました。ですので、そのときにこちら側から、安曇野での写真を含めたレポー トをしっかりさせていただきたいと思います。

いずれにしても、こういった農業を西川町次世代型農業と言われておりますけれども、西 川町で冬の農業はできないんだという限界にチャレンジするような事業でございます。財政 を傷めないために私や関連する職員が頭をひねって、三つの補助金を一つの事業で申請する という、今まで西川町になかった高度な補助金の取り方をしております。こういったことは、 なかなか私は各自治体、地方創生で見てまいりましたけれども、できるものではございませ ん。そういったことは人材育成につながりますし、西川町の職員としても恐らく幸せだと思 って、新しいチャレンジにわくわくした事業ということで進めてまいりますので、地元の入 間地区の対話のほうは丁寧に進めさせていただきます。

また、契約の話がございましたので、契約のほうは具体的にどのような契約、この前は契約としか聞いてなくて、片務契約なのか双務契約なのか諾成契約なのか、そういったことを教えていただきながら結ばさせていただければと思っております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 今の契約の話ですけれども、入間区としてもこの前対話会で一応ばらばらの意見を言いましたけれども、入間区としてまだそういう契約をどうするかってまだ全然話合いになっていないので、今から区議会とか区の総会ありますので、そこできちっと話合いしてということに、それが入間の地区の意志になるんだと思いますので、よろしくお願いします。

木質バイオマス、SDGs、そういう時代ですから、やはりそういう挑戦していくという

ことはいいことだと思うんです。ですが、やっぱりなかなか技術的に厳しいということも結構まだあります。あるようですので、しっかりと慎重に検討しながらしっかりやっていっていただきたい。私たちも少し勉強しながらやっていきたいというふうに思っています。

今回安心なのは、来年もう作るよなんて言われると、えっ、来年作っちゃうのと非常に心 配なんですけれども、結構少し長いスタンスなので、そこで対話もいろいろと続けながら、 入間地区の要望も入れさせてもらいながらということでできるということで、少し安心して います。

ということで、ぜひ対話を続けて入間地区が賛成できるような形になるように、ぜひよろ しくお願いします。

これで質問を終わります。

○古澤議長 以上で、4番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 伊藤哲治議員

〇古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

○9番(伊藤哲治議員) 9番、伊藤哲治です。私は、町民アンケートの結果からまちづくりの課題を探るということで、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。ちょっと風邪ぎみで声があれですけれども、ご容赦願いたいと思います。

町が集計した西川町第7次総合計画に係る町民アンケートを行った結果の集計分析結果から、8月1日の日に行ったものですけれども、公共交通の充実を望む声が多く寄せられてお

ります。満足度は低いけれども重要度は高く、改善が望まれる項目の大きな一つの要素になっております。民間バス会社が撤退してから、町内の公共交通機関として一民間事業所に委託し、町民の唯一の足として守っていますけれども、今後の地域公共交通の在り方について、幾つかの質問をいたします。

質問1ですけれども、今年令和4年3月に西川町地域公共交通計画を策定しましたが、その中で、計画策定の趣旨について、近年の公共交通は地域内の人口減少、急激な高齢化の影響や利用ニーズの多様化を受け、定時路線バスの利用率が低調であり自家用車による移動が多くの割合を占めています。しかしながら、県内でも高齢化率が高い町にとって、数年後の移動手段に不安を抱える住民が多くおります。安心してこの町で生活できる公共交通対策が求められていますとあります。

高齢化の進展により、免許証を返納する方々が今後ますます増加してくることが目に見えています。通学する子どもたちは、家族に頼りながらの通学手段でしのいでいるのが現状だというふうに思っています。これらから町を元気づけるためにも、地域公共交通の在り方を町は今後どのように形づくっていくのかお伺いをいたします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 それでは、伊藤哲治議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の地域公共交通の在り方についてでございます。

この西川町が実施したアンケートに基づきまして、これから町のほうでも行ってまいりますので、こういったアンケートに基づいたご質問いただけると本当に感謝しております。 では申し上げます。

西川町内及び近隣市町村を結ぶ日常生活に欠かせない公共交通の現状は、町が運営する町営バス及びデマンドタクシーと民間事業者1社が経営するタクシーのみとなっております。このほか、高速道路を路線とする都市間バスが町内を走り、主に観光客の皆さんが町内のバスストップを活用されている状況にあります。加えて、保育園児や小中学校の児童・生徒の送迎を行うためスクールバスを運行している状況にあります。

しかし、このたびの町民アンケートの結果からは、議員ご指摘のとおり、公共交通の充実は重要度が高く町民の満足度が低いと改善が望まれる事項に入っております。この結果を年代別に見ますと、公共交通の充実は年代が低いほど満足度が低い、年代が上がっていくほど満足度が高いという傾向になっております。

本町は町内に高校がないことから、高校通学のための移動が高校生やその保護者にとって 大きな負担となっていることを承知しております。このため、町では寒河江市内の高校をは じめ河北町や大江町の高校へ通学するため、町営バスを直接その高校付近まで運行しており ます。また、山形市内の高校生の通学に対しましては、JR左沢線羽前高松駅や寒河江駅に できる限り接続できるような町営バス運行を行っております。

しかし、若い世代からは、公共交通の充実に対する満足度が低いことは、ニーズに合った バスダイヤとなっていないことが、町民の皆様からの対話会でも分かってまいりました。こ のことから今後、道の駅にしかわ寒河江駅線の寒河江駅発午後5時台、午後2時台及び河北 病院の県立谷地高等学校発午後4時台の便の増便について、関係機関との調整を図っている ところでございます。

公共交通全体においては、利用者目線で使い勝手のよい交通体制となるよう、対話を積極 的に行いながら随時見直しを行ってまいります。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 今町長のほうから回答がありましたけれども、ニーズに合ったダイヤ編成になっていないということで、ダイヤ編成を再度見直したいという話ですが、路線バス、それからデマンドタクシー等の町民との対話会を2回ほど実施をしているというふうに思いますが、その中で出た項目でもあるのかなというふうに思いますが、このほかに町民との路線バスのミーティングの中で出てきた内容で、主なものでどんなものがあったのか、分かったら説明をお願いしたいというふうに思います。
- **〇古澤議長** 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 伊藤哲治議員のご質問にお答えさせていただき たいと思います。

やはり今町長からもありましたとおり、帰りの寒河江線の午後の便がダイヤが合っていないというふうなことでの増便のご要望が主なものでございましたが、そのほかにバスの安全運転に対するご意見とか、あとはバスを利用する際に乗務員の記載についてのご提案とかというものがあったというふうなことで、それぞれできるだけ早いうちに安全運転管理の講習会とかそういったものも実施させていただいたところです。

乗務員につきましても、各車両の窓に乗務員の掲示を行って、分かりやすくご利用いただくような形を取らせていただいているところでございます。

〇古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

- ○9番(伊藤哲治議員) 帰りのバスの本数を増やして利便性を図っていきたいということですけれども、それと安全運転に心がけていただきたいというようなことがありましたが、安全運転の件に関しては問4のほうで改めて質問をさせていただきますけれども、民間のバス会社が撤退してから町が民間の事業所に委託をして、そこで町民の足を守っていくというふうになってから四、五年たつというふうに思いますけれども、その中で国の助成については、国交省は地域公共交通を守るという国の方針があるはずですので、国の助成についてはどういうふうになっていらっしゃるのか一つお尋ねをします。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年までは、国の補助金を直接使っている自治体はなかったというように記憶しています。 過疎バス、地方自治体で運営している公共交通については、地方交付税の特別交付税で措置 されておりますので、そちらのほうである程度の率で財源をカバーできているということで、 昨年まではそちらのほうで対応しておりましたが、国のほうで公共交通に係る財政支援とい うものがあることから、今年度その補助申請について、町民税務課中心に補助対応をしてい る状況にあるというように承知をしているところであります。

以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 地域公共交通に対して直接の国の助成というのはないという理解でよろしいのか、特別交付金として町に入ってきているんでその額については幾らなのかというのは分からないという認識でよろしいのか、ちょっとそこをもう一度確認をさせてください。
- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 伊藤哲治議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国の補助につきましては、今年度からの10月からの運行につきまして、山形県の地域公共交通計画、さらには本町の交通計画に記載をした上で運行を行っている路線につきまして、補助対象にできるものはしていくというようなことで、大体250万前後ぐらい今のところの確保維持対策に対する補助事業を見込んでいるというふうなところであります。そのほか、県の総合交付金というふうな形でも若干ですが入っておりまして、今年度から新たに確保というふうな面で、50万円ほどプラスになるような予定になっているところであります。

あと地方交付税への特別交付税につきましては、普通交付税80%入ってくるというふうなことでございまして、バスの運行経費6,000万弱の経費につきましてその分が入ってきているというふうなことで、実質的には令和4年度の予算の見込みでは、町の一般財源の持ち出しとしては、1,300万ぐらいになっているのかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 町の持ち出しが1,300万ぐらいかなという話ですけれども、6,000万近くの路線バスに係る経費の中で、町から1,300万ほど持ち出しをしているということから見れば、結構国のほうからの助成というのが入っているというふうに思いますが、今、西川町の路線バスは、幹線で道の駅にしかわから寒河江駅まで運行していますけれども、これは西川町内だけじゃなくて寒河江までというふうになっていますので、そういう面で見れば寒河江市との連携も必要になってくるというふうに思っているところです。

それで、寒河江からの助成に関しては令和4年度は730万ほど、その路線を利用する寒河 江市民もいるということで730万円ほどの助成を受けていますけれども、この件に関して寒 河江市民がどれほど西川町の路線バスを利用して、今後増やすつもりがあるのか、それとも 減らせというふうに町のほうに言ってきているのか、その辺について分かったら答弁をお願 いしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの寒河江駅線の関連でございますが、 現在、前期分の費用について見込みを立てておりまして、寒河江市のほうからも距離案分に 応じまして負担をいただくというようなことで、協議を行って対応を進めているところでご ざいます。

現在のところ、このような石油等の高騰もございまして経費が大分跳ね上がっております。 見込みよりも多くかかるというふうなことでございまして、寒河江市のほうとも費用負担の 在り方について協議をして進めているところでありますが、寒河江市としては重要な利用者 もいるというふうなことで、維持確保は継続してお願いしたいというような意向でございま す。ただ経費につきましては、応分の負担をする必要があるというのは認識というふうに受 け止めておりますけれども、できるだけ経費は削減をお願いしたいというようなことで、申 入れ担当のほうからもされているところであります。 以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 経費を減らしてくれという話のようですが、利便性を考えれば本数を増やすというふうになれば、経費を減らすどころか増やさなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますが、そういう面で幹線バスの乗車率というのはどういうふうになっていらっしゃるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

町内の町民の利用乗車率、あるいは寒河江市民が利用する乗車率、その辺について分かったら答弁をお願いしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 乗車率につきましては、現在のところ町民と市民を区別するというふうなことは、現実的に判別も難しいところもあって行っておりません。ただ乗車率につきましては把握をしておりまして、各便ごとの乗車人数を把握しているところであります。ダイヤによっては20名を超す──朝の便になるわけですけれども、1日当たり20名を超す便もございますし、少ない便ですと1人を割るダイヤも存在するというふうな状況となっております。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 年間の乗車数というのは分かりますか。
- 〇古澤議長 答弁は十田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 年間の乗車数でありますけれども、幹線の道の 駅寒河江駅線につきましては、一般乗客数といたしまして令和3年度で1,838人ほどという ふうな実績となっております。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 1,800人、2,000人まで満たないというふうになっていますが、ここ数年の路線バス、町営路線バスの乗車率というのは上昇をしているのか下がっているのか、それも含めてちょっともう一度、再度回答願いたいというふうに思います。
- 〇古澤議長 答弁は十田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 大変申し訳ございません。先ほどの一般乗客者 数でありますけれども、年間で1万8,338人でございます。大変申し訳ありません。

あともう一点、上昇しているかということでございますが、コロナ禍もございまして若干 令和元年度は対前年度で落ちておりますけれども、その後につきましては伸びておりまして、 令和3年度で10%ほど伸びております。

さらに、令和4年度10月現在ですけれども、2%弱ほど伸びている、さらに伸びているというふうな状況となっております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 伸びている要素というのは、私予想するに、寒河江市民が利用する率が高くなっているんじゃないかというふうに思いますが、そういう面では、寒河江市から730万の助成を受けているということに対して、利便性をもっと上げるからぜひ助成をもっと増額できないのかという交渉は、寒河江市との間でなさっているのかどうか、その辺についてもお尋ねをします。

最近、令和3年は10%乗車数が増えている。令和4年もそれに2%プラスになるほど増えている。どんどん町民が減っているのに乗車率、あるいは乗車数が増えているということは、町外の方が乗るということが結構増えているのかなというふうに思いますが、その辺についてはどういうふうに分析をなさっているんですか。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 乗車数の増加の要因というようなことでございますけれども、議員おっしゃるとおり寒河江市のほうの乗車が伸びているという要因もあると思いますけれども、町内の利用者も若干ずつ高齢化とともに増えているではないかというふうに捉えているところでございます。

そういったことも踏まえまして、先ほども申し上げましたけれども、寒河江市のほうとは 担当者レベルではございますが、経費の増加についての対応についても協議をさせていただ いているところでございます。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 担当者レベルで今協議をしているということですけれども、最終的には、トップとして町長が自ら寒河江市長と話合いをしながら、ぜひ地域公共交通を守るためにも寒河江の力をお借りしたいということで、寒河江市長と会っていただいて話合いをしていただきたいということをお願いしたいんですが、その辺については菅野町長はどうお考えでしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 この件につきましては、地域公共交通の件につきましては、以前荒木俊夫議員からも、左沢線のことで寒河江市と一緒にトップでお話をすべきなんではどうかというような

お話もいただきまして、町営バスのことと含めて行って10月にお話ししてきてまいりました。 その中では、今回は町営バスのことしか申し上げませんけれども、町営バスに関しまして は、しっかり寒河江の方が利用しているのかどうかというデータがあるのかということをあ りまして、データはございませんということで、ただこういった路線を使われている、寒河 江市民の方も使われているということは間違いないのでございまして、その点で寒河江市長 のほうに申入れして、あとは担当者のほうで議論して、是々非々で対応させていただくとい うようなご回答でございました。

こちらといたしましては、確かに議員おっしゃるとおり、データのほうが今現在収集できないという状況にありますので、今進めているマイナンバーの取得7割によりまして、システム経費なども見れるかどうか確認させていただきまして、システム導入できるかどうかも含めて考えてまいります。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- **〇9番(伊藤哲治議員)** マイナンバーとの関連というのはどういうことなのか、ちょっと私 理解できなかったんですが、そこもう一度回答願います。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 前も何かで申し上げたかと思いますけれども、西川町の申請率が70%、80%になってきております。そういう状況で、11月10日に国のほうから示された申請率7割以上を超える自治体だけが申請できる10分の10、上限3億円の補助事業というのがございます。こちらもアイデア勝負の補助金になります。ですので、何かしらマイナンバーに関連して、その中で町営バスなどもシステム経費としてその中に盛り込めることができるかどうかも考えていきたいということでございます。その10分の10事業でそういったデータを収集できないか考えてまいります。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) やはり町民だけじゃなく町外の方々も利用する、特に幹線は寒河江の方々、寒河江の市民の方々が利用する度合いというのが増えるわけですので、10月に話合いをしたということですけれども、今後も話合いをしていただいて、ぜひ地域公共交通を守っていく上で寒河江市の力を借りなきゃいけないということで、助成額を増やす方向で頑張っていただければというふうに要望をしておきます。

次に、質問の2番に移らせていただきますけれども、乗車人数が少ない日中帯、路線バス、 今までも言われてきましたけれども、朝夕はある程度の乗車人数はいるわけですが、乗車人 数が少ない日中帯の運行形態を物販輸送等にも対応できるなど、多種多様な形での運行形態 というのを地域公共交通の中に取り入れて変更することができないのかどうか、その辺につ いて質問をしたいというふうに思います。

例えば、週末に買物だけに限定をしたその路線バスを走らせるとか、そんなことも含めて、 路線バスの地域公共交通としての運行形態の変更というのが可能なのかどうかについて質問 をさせていただきます。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** ご回答させていただきます。

議員ご指摘の物販等の対応については、いわゆる貨客混載と言われる空きスペースを利用 して物を運ぶというものですかね、それであればこちらは対応のほうは可能かと思っており ます。しかるべき手続を取れば要件である過疎ということではございますので、しかるべき 手続を取れば可能ということでございます。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 空いているスペースと言うとおかしいですけれども、そういうのを 利用してやれるということですが、前に町長はそういう中に、乗客だけじゃなくて物も一緒 にそれと一緒に運ぶという助成もあるんじゃないかなんていう話をしていましたけれども、 その辺については考えられる助成なんていうのはあるのかどうか、再度お尋ねをしたいとい うふうに思います。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えいたします。

以前に申し上げたのは、町営バスを購入する際にこういう貨客混載で行うという申請をすれば、国の助成金があるということでございます。しかし、今ある町営バスの中で貨客混載するために、補助金、ソフト事業として応募するというのはとてもハードルの高いのかなと思っています。なかなか難しいと思っております。

しかし、これを例えば岩根沢の社務所まで届けますと、町営バスで届けます。そこからは もう例えば志津地区までドローンで届けますとかという事業を募集したら、それは採択をさ れると思います。デジタル技術などの最新のものを使って、最新の技術でデジタル田園都市 を目指すという理由づけであれば、そういったことは認められるのかなと思っております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- **〇9番(伊藤哲治議員)** デジ田構想の中の一つとして、バスを購入するときに旅客と貨物を

一緒に運べるようなことでやっていきたいということも今後考えていきたいということですけれども、先ほど私が言いました例えば週末に買物に特化した路線バスをダイヤを組むとか、あと金融機関に行くためにバスのダイヤを組むとかというのは、実現可能なのかどうかちょっと町民税務課長にお尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は十田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまのご質問でありますが、制度的には対応可能であります。ただし、ダイヤの決定とか車両、さらには乗務員の対応、あとは経費という問題もございます。そういったことをクリアする必要はありますが、可能というふうに考えております。

ただ現在、デマンドタクシーのほうで土日運行しておりませんが、そういったご利用の方への対応、平日になっていますけれども対応させていただいておりますので、その辺との調整も行った上で、実施する場合には調整をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 今後、バスの小型化とそれからデマンドタクシーの利用拡大をしていくことによって、利用率を上げていくというふうにしていただきたいんですが、現在のところデマンドタクシーに乗車するんで事前に登録をしておきたいということで登録をなさっている方は、町民の中で何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか、それをお尋ねします。
- **〇古澤議長** 答弁は十田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** ただいまのデマンドの登録者数でありますけれ ども、200名弱というふうな状況であります。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 200名というとまだまだ少ないですよね。65歳以上の後期高齢者にしても200名以上は間違いなくいるわけですので、そういう面では、ぜひデマンドタクシーはこういう点が便利なんだよということをPRしていただいて、デマンドタクシーの登録者数を、マイナンバーの登録申請とは違うんでしょうけれども、増やしていただいて、デマンドタクシーを利用する人が増えるような秘策を何か考えていらっしゃるのかどうかちょっと再度お尋ねをします。
- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 秘策というふうなことでございますけれども、

秘策とまではいっておりませんが、利用者の方からご意見をただいま確認をさせていただいておりまして、回答数は少ないんですけれどもいろいろとご意見をいただいているところであります。やはり乗り方が分からないとか、あと時間への要望とかがございますが、多くの方からは本当に助かっているというふうな感謝の言葉をいただいているというような状況ですが、見直しを重ねていきたいというふうに考えております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) ぜひどういうふうに利用したらいいのか、どういうふうになっているというのが分からない町民結構いっぱいいらっしゃると思いますので、その辺についてはきちんとPRをしていただいて、これぐらい便利なんですよということでPRをしていただいて、利活用が増えて路線バスの運行も、路線バス、デマンドバス含めて運行がうまくいくように、ダイヤを含めて考えていただきたいというふうに思います。町民にぜひその辺のPRをどうやっていくのかということを、もう少し行政側全体で考えていただいてやっていただければというふうに思います。

そのことに関してですが、今までバスターミナルというのは今までの町側では間沢が拠点だよという、私何回も質問している中でそういう話をしてきました。間沢というよりも、拠点は私は道の駅にしかわがふさわしいんじゃないかという話もしましたけれども、その辺について変更する予定というのはないのかどうかです。

実は前、高速道路のバスターミナルを水沢に持っていきたいという話も、夏場だけですけれどもそういう話も出ていますので、そういう面で見れば、バスターミナルとしての拠点は道の駅にしかわに持っていったほうが便利なんじゃないかと。あそこを拠点にして、大井沢方面、岩根沢方面、小山方面とか東部地区という形の運行体制を取れば、時間があれば道の駅レストランを利用することも可能でしょうし、土産も買えるでしょうし、そういう面で、間沢じゃなく道の駅にしかわというふうに思いますが、その辺については何か検討なさったのかどうか。相変わらず間沢にしたいということなのかお尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

過去はそういうお話があったかもしれませんけれども、今町民の対話をしていくと、観光 客のバスストップが今の場所でよろしいのかと。また、観光客の方からも、そこは何もなく て夜が怖いなどのお声をいただいております。観光客の目線からすれば、バスストップはそ ちらに設けられるのかどうか少しハード整備が必要となりますので、そこは考えてまいりま す。考えているところです。

そうすると、今の間沢のターミナルにするというのは、特段車庫があるから以外ないと思います。ですので、バスダイヤを決めるときには、出発点とどこがターミナルになるのかというのが大変重要でございます。町としては、これからのターミナルは道の駅にできないものかということを考えてまいります。おっしゃるとおりでございます。そうすることで、道の駅から西部に行くバスの路線も整備しやすい状況だと専門家から聞いております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 今ありましたけれども、道の駅にしかわにバスの拠点を置きたいということですが、ぜひ私もそう思いますので、あそこを拠点にして町内に網目状に路線バスを走らせる、あるいは幹線バスを走らせるという形に持っていけば、もっと町の活性化が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、路線バスあるいはデマンドタクシー、それから高速バス、その他公共交通になっているものについては、稼ぐなんていうことはあまりないと思います。逆に持ち出しが多いと思いますけれども、町民の足を守るという面で見れば、バスターミナルの変更もぜひ今後考慮していただいて、できれば早めにそういった意味でのダイヤ編成も来年出てくるわけですので、ダイヤ編成もそういう形でのダイヤ編成をしていただきたいということを要望しておきますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 伊藤議員からただいまいただいたご意見につきましては、来年度実施に向け、さらにはできるものは早期な対応を行いたいというようなことで、町長とも協議をさせていただいておりますし、皆さんの対話のご意見をお伺いして調整を図っているところでありますので、よろしくお願いいたします。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- **〇9番(伊藤哲治議員)** きめ細かなバスのダイヤ編成と、町民が本当によかったなと言えるようなバスのダイヤと路線を組んでいただければというふうに思います。

次に、3番の質問に入らせていただきますが、今運行体系が不便だから利用しないとか、 それから、路線バスを利用するよりも停留所で待っている時間が長いから、家族に頼って通 学をしているなどという家族に頼る意識が高いわけです。地域公共交通機関を積極的に利用 して町の公共交通機関を守っていくんだという意識は、あんまり町民の中にないんじゃない かなというふうに思っていますが、全国を見渡すと、多分京都だったと思いますけれども、 企業とかそれから地域住民が、ある程度の持ち出しを覚悟しながら地域公共交通を守ってい くというような自治体もあるようでございます。

そういうことを考えたときに、町なかの活気を呼び起こしていく方向で意識改革というの も必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、この辺については町は何か施策があ るのかどうかお尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えさせていただきます。

公共交通の積極的な利用に関する町の活気を促す意識の改革の進め方、方策についてでございます。

今現在、公共交通計画のほうでは4つの目標を掲げておりますけれども、私が見る限り、 具体的政策は、具体的な中身というものは、あまりはっきりしないのかなと思っております。 これからまずほかの自治体の事例などを拝見しますと、町民の方にまず乗ってもらうという ことが必要なんだと思います。対話会にご参加いただいた方も、実は町営バス乗ったことな いんだよということで、それでもご参加いただきました。逆に町営バスを乗って初めて対話 会を通じて、1回目の対話会で乗っていなかった。でも2回目で来る前には乗っていただい たと。そうすると意外にこのバス停の名前が違うんじゃないか、ちょっと難しいんじゃない かとか、こういったところは意外に安くて助かったとかいう声をいただいております。

これからは、まずは町民皆様が乗ってもらうことが必要だということでございます。そのために、例えばイベントをこれから行うというときには、道の駅かあるいは役場のほうに集まっていただいて、そこから例えばAIアプリを体験してみようということで移動して、町営バスを使っていただいて移動してその場所に向かうというような、こういったまず乗ってもらうということが必要なのかなと思っております。その際のイベントの際には、町のほうでイベント費のほうから町営バスの運賃は支払いたいと思っています。まず無料で乗ってもらうということを考えております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) そういう乗り方もあるんでしょうけれども、町民が家族に頼るんじゃなくて地域公共交通で通学するとかそういう意識が出てくれば、もっともっと利用率というのは上がってくるというふうに思いますので、そういう面での町民に対する意識づけというのも今後大切にしていただければというふうに思います。

ましてや、今までなかなか出てこなかった高校生に対する通学補助年間10万円というのを

菅野町長になってから出ましたけれども、そういった助成を使いながら、路線バスあるいは JRを利用して通学をするという形は、大変望ましいというふうに私は思いますので、そう でないと家族は、子どものため、あるいは孫のために送り迎えするのはしようがねえなという方もいるかもしれませんけれども、もしけがをしたとか勤務状態が変わったとなると、送 迎もなかなか難しくなってくるというふうに思いますので、ぜひその公共交通の利用が進むような意識づけを町全体として考えていただきたいというふうに思いますので、先ほど言ったイベントのほうは無料でやっていただくというのも大変いいことですが、それと同時にそういった意識づけをしていただきたいと思いますが、この件についてもう一度回答をお願いしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 すみません、意識づけに関しましては、私としてはまず乗ってもらうという以外にないのかなと思っております。それは、高校生の親の方たちに10万円支給の際に意見交換させていただきました。これによれば、早朝の送り迎えのタイミングというのは親子2人でコミュニケーション取る手段で、ここは自分の中では大切な時間なんだとかそういったお声もいただいたので、そういったご判断はやっぱり必要なのかなと。各戸で各家族で行うものなのかなと思っておりますけれども、そういった先ほど議員おっしゃったような対応できないという方に関しましては、まず便利だということを、意外に便利だということを乗ってもらってご体験いただくしかないのかなというふうに考えております。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 私も利用したことありますけれども、実際乗ってみると便利なんですよね。特に寒河江です。アルコールが入ったなんていうと車運転できませんので、そういう場合は9時頃のバスもありますので、大変便利だなというふうに私自身は思っています。そういう面では、町民の方々に乗っていただく。乗っていただければ案外便利なんだなというのが分かっていただけるんじゃないかというふうに思いますので、その辺の意識づけを今後も粘り強くやっていただきたいというふうに思っています。

それでは、最後の質問に移ります。

問4ですけれども、地域公共交通で働く従業員の雇用条件を向上させ、優秀な人材が集まるような町の委託条件を見直す考えはないのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** お答え申し上げます。公共交通の委託条件の見直しについてでございます。

こちら大変恐縮ながら、会計法の予決令なども法律の制約がございますので、ちょっとご 期待に応えるような答えにならないかもしれません。スクールバス及び路線バスの委託業務 については、打合せを行った上で参考となる資料を頂き、委託料を積算し入札を経て契約を 行っております。

議員ご質問の雇用条件の向上については、委託先の事業者からご努力いただきたいと考えておりますが、委託条件の見直しについては、これまで同様、協議や確認を行い参考となる 資料を頂きながら、見直しが必要なものについては見直していきたいと考えております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 雇用条件とかその労働条件に関しては、経営努力によって改善をしていくというのが筋だというのは私も理解しますけれども、社員が14人、非正規が11人、25人ほどを抱えている今の町内の民間業者にとってみれば、ほとんどが公共交通に携わることで事業を運営しているというふうに理解しています。

算出根拠である1日9,000円という数字については、もう数年以上変更になっていないん じゃないかというふうに思いますけれども、そういう面で入札のときにそれを上げてくれと いう入札の仕方もあるんでしょうが、最低賃金がここ数年で30%以上上がっています。そう いう中で委託料に算出する根拠の9,000円という金額については、何年間そのままになって いらっしゃるのか、ちょっとそこを分かれば教えていただきたいというふうに思います。

- **〇古澤議長** 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの伊藤議員の賃金の単価の件だという ふうに思っておりますが、こちらのほうは事務局のほうで把握できている状況としては、お おむね10年程度据え置かれているのかなというふうに捉えているところでございます。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 10年も9,000円のままでずっと経過しているということは、最賃が 先ほども言いましたけれども、ここ数年30%以上上がっている中で、逆に下がってきている んじゃないかというふうにも思われますので、その辺については事業者と協議の上で、改善 する方向で町も考えていただきたい。そうでないと優秀な人材、あるいは本当に今運送業、 旅客業に携わる人というのは、募集しても集まってこないという状況があるようにも聞いて います。

ましてや西川町にある事業所は、年間1回のボーナスも何も出ないというような条件で、 それはその陸運業をやっている経営者が判断すべき問題でしょうけれども、そういったこと を考えたときに、もっと町の公共交通、そこしかないんだということから見れば、ぜひ町と 事業者との協議の上で、10年も変わっていない賃金の査定、算定根拠を少し協議して変えて いくというような方向性も持っていらっしゃるのかどうか再度お尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 見直しについての方向性でございますが、そういった状況も踏まえまして、来年度の予算編成に向け、内部でも調整をして確認をしていくというふうなこれまでどおりの対応になりますけれども、改めて協議をしていきたいというふうに思っております。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- **〇9番(伊藤哲治議員)** ぜひそういうことで協議を重ねていただければというふうに思います。

もう一点、最近コロナ禍、あるいはロシアのウクライナ侵略によって燃料費が高騰しています。燃料代というのは物すごく上がっているというふうに思っています。電気料も今後上がっていくということですけれども、今でさえもう20%以上電気料が上がっているんじゃないかなというふうに私なんかは体感していますが、路線バス、あるいはデマンドバス等にスクールバス等に係る燃料費の高騰分については、当初契約で年度末に見直しを図るのかどうか、その辺について分かれば教えていただきたい。

- 〇古澤議長 答弁は十田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** ただいまいただきましたご質問の燃料費でありますが、年度末の実績をもって精算をさせていただくというふうな形を取っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。
- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 年度末に燃料費の高騰分については協議をしていくということですが、ぜひそういった面で事業者が大変な状況の中で、町民の足を守るために頑張っているわけですので、ぜひその辺に目をかけていただいて、今後もやっていただければというふうに思うわけです。

いろいろ申し上げましたけれども、町民アンケートの結果からも、やっぱり満足度は低いけれども重要度はすごく高いんだという地域公共交通に対して、今後行政としても目を配っていただいて、町民の足が守られるように重ねての努力をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

〇古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。 これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

令 和 4 年 1 2 月 9 日

令和4年第4回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年12月9日(金)午前9時30分開議

日程第 1 議案の審議・採決

議第55号 財産(給食運搬車)の購入について

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第57号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)

議第58号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第59号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第60号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第61号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第 2 請願の審査報告

日程第 3 議員派遣について

日程第 4 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 5 議第62号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)

出席議員(10名)

1番 後藤一夫議員 2番 荒木俊夫議員 3番 佐 藤 仁 議員 4番 佐藤光康議員 5番 菅 野 邦比克 議員 大 泉 奈 美 議員 6番 耕 二 議員 7番 佐藤 佐藤 8番 幸 吉 議員 伊藤哲治議員 10番 古 澤 俊 一 9番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 前 田 雅 孝 君 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木 真 也 君 会計管理者 出納、室長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 兼町民税務課長 産業振興課長 兼農委事務局長 工藤信彦君 商工観光課長 土 田 浩 行 君 建設水道課長 真壁 正 弘 君 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安達晴美君 生涯学習課長 奥山純二君 監 査 委 員 髙 橋 將 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 松田一弘君
 議事係長
 鬼越晃一君

 書
 記 柴田 歓那君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま菅野町長より追加議案、令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)の1議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第5、議第62号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)とします。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議第55号 財産(給食運搬車)の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

〇安達学校教育課長 議第55号 財産(給食運搬車)の購入の契約の締結について、補足説明 を申し上げます。

本議案につきましては、太平興業株式会社山形支店、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店、

西東北日野自動車株式会社山形支店の3者を指名し、11月22日に入札を行った結果、寒河江市大字寒河江字石田28、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店が491万8,110円で落札いたしましたので、消費税込みで540万9,921円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等につきましては議案参考資料をご覧ください。設計金額は、消費税 抜きで668万円、予定価格も同額となっております。

財産購入の概要につきましては、給食運搬車1台の購入を行うものであります。

納入期限は、令和6年3月25日としております。

なお、本事業は第3回定例会におきまして、一般会計補正予算(第3号)で債務負担行為 補正の議決をいただいている事業となっております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

[「令和6年の納入」と呼ぶ者あり]

- 〇安達学校教育課長 令和6年です。
- ○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 今、学校教育課長からありましたけれども、納入期限が令和6年3月ということは、再来年の3月ということでよろしいんですかね。なぜそんなに長くかかるのか、ちょっとその辺の理由が分からないので教えていただきたい。
- 〇古澤議長 答弁は安達学校教育課長。
- ○安達学校教育課長 指名業者等からもお聞きいたしまして、納入期限につきましてはそのぐらいの時間が今の状況ではかかるというようなお話もお聞きしておりましたので、9月の議会のときに、債務負担行為のほうで補正をさせていただいたという経過がございますので、どうぞご理解お願いいたします。
- **〇古澤議長** ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、公職選挙法の委任規程に基づき、西川町議会議員及び西川町長の選挙運動の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成、それぞれの公費負担額を定めておりますが、公費負担額については公職選挙法施行令で定める額を準用しているところであります。

公職選挙法施行令に規定する公営単価は、3年に1度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としており、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成、それぞれの公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを受けまして、改正を行うものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第4条の中では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額を規定いたしておりますが、第2号ア中の自動車を借り入れる契約の場合の各日の限度額について、1日の限度額について、現行の1万5,800円を1万6,100円に、同じくイ中の燃料の供給の契約の場合の単価について、現行の7,560円を7,700円に、それぞれ改めるものであります。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

第8条の中では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額を規定いたしておりますが、現行の作成単価の限度額7円51銭を7円73銭に改めるものであります。

第11条の中では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額を規定いたしておりますが、作成単価の限度額525円6銭を541円31銭に、加算額31万500円を31万6,250円に、それぞれ改めるものであります。

議案書をご覧いただきたいと存じます。

議案書の附則では、この条例は公布の日から施行することを規定いたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第57号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第6号)につきまして、補 足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,014万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,487万3,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人件 費の組替え補正、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費に 係る補正であります。

初めに、人件費以外の歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の下段中央部にページを付しておりますが、9ページ、3、歳出をご覧ください。 歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補 正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたし ております。主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

9ページの第1款第1項第1目議会費につきましては、人件費の補正であります。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、ウクライナ情勢などの影響で電気料金が値上げされていることに伴い、役場庁舎電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費183万2,000円、役場車庫に公用車を入庫する際にシャッターに接触し損傷したことに伴い、シャッター修繕のための施設用修繕料64万9,000円、同じく公用車修繕のための車両用修繕料8万円をそれぞれ追加するものであります。

第2目文書広報費につきましては、郵便料金の所要見込額を精査し、郵便料100万円を追加するものであります。

第5目企画費につきましては、第7次西川町総合計画書印刷製本費44万6,000円、町内4か所の郵便局に委託しておりますLINE機能サポートの月次報告、月ごとの報告を求めるための郵便料6,000円をそれぞれ追加し、委託料は仙台市での特産品販売促進のためのビニールバッグ製作、クリアファイル製作、LINE機能拡張、基幹系パソコン設定、財務会計システム改修、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあってテレワーク用職員端末を整備するためのパソコン整備、同じく都市部の駅なかに月山カフェをオープンするための出店準備、それぞれの業務委託料1,885万5,000円の追加であります。

次のページをご覧いただきまして、LINE拡張機能の精査及び広報紙NETWORKにしかわの紙面作成ソフトの老朽化更新に伴う使用料31万7,000円、弓張平公園の月山スノーランドの営業や冬期間の重機の移動に際して支障となる光ケーブル及び電柱を移転するために光ファイバー等工事請負費59万4,000円、マイナンバー業務用パソコンを購入するための備品購入費50万円、地域おこし協力隊の事業企画を行う地域活性化起業人の派遣負担金の増額に伴い、企業負担金420万円、弓張平公園支障電柱移転工事負担金370万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、テレワーク用職員端末を整備するためのパソコン整備事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,100万円を充てるものでありますが、これまでの補正予算で、交付金については歳入として受け入れているところであります。

第6目支所及び出張所費につきましては、電気料金が値上げされていることに伴い、大井 沢防雪活動センター電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費12万9,000円、同じく老朽化 による浄化槽ブロワー修繕交換のための施設用修繕料7万7,000円をそれぞれ追加するもの であります。

第8目職員研修費につきましては、研修講師旅費のための費用弁償4万1,000円、町職員 が参加しております全国町村会主催、地域農政未来塾の開催回数の増加に伴い、普通旅費7 万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第1目税務総務費につきましては、人件費の補正であります。

次のページをご覧いただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付拡大強化のために会計年度任用職員報酬25万円を追加し、職員手当等は人件費の補正、事務用消耗品費15万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、マイナンバーカード交付事業費等補助金310万円を追加するものであります。

第4項第4目西川町議会議員補欠選挙費につきましては、人件費の補正であります。

第5項第1目統計調査総務費につきましては、人件費の補正であります。

第7項第1目開発費につきましては、給料、職員手当等、次のページをご覧いただきまして、共済費は人件費の補正、需用費及び備品購入費は大井沢温泉館の床暖房の故障に伴い、ブルーヒーターを購入するために施設用修繕料24万円を備品購入費へ組み替えるものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、給料及び共済費は人件費の補正、需用費及び役務費はスクールバス車両の故障に伴い、令和4年中に廃車を予定しておりました路線バス車両を使用する必要性が生じてまいりましたので、車両用修繕料20万円、車検手数料9,000円をそれぞれ追加し、次のページをご覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって原油価格や物価高騰による町内の社会福祉事業者3事業者の経済的負担を軽減し、社会福祉サービスが安定して供給できる体制確保を支援するための原油価格等物価高騰対策支援事業補助金760万円、所要見込額の増額に伴い、重度心身障がい(児)者医療給付金200万円、路線バスの車検に伴い、自動車重量税2万5,000円、国民健康保険特別会計の財政安定化支援のための繰出金486万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、重度心身障がい(児)者医療給付事業に係る補助金100万円を 追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、人件費の補正であります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、所要見込額の増額に伴い、子育て支援医療給付費300万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、子育て支援医療給付事業に係る補助金75万円を追加するものであります。

第2目児童措置費につきましては、令和3年7月から低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付した子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の額の確定に伴う返還金207万6,000円を追加するものであります。

第3目母子福祉費につきましては、所要見込額の増額に伴い、ひとり親家庭等医療給付費 30万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、ひとり親家庭等医療給付事業に係る補助金15万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、職員手当等及び共済費は人件費の補正、次のページをご覧いただきまして、電気料金が値上げされていることに伴い、にしかわ保育園電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費170万円を追加するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、給料及び共済費は人件費の補正、需用費は灯油代金が値上げされていることに伴い、保健センター灯油代金の所要見込額を精査し、施設用燃料費12万円、電気料金が値上げされていることに伴い、保健センター電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費14万円をそれぞれ追加するものであります。

第2目予防費につきましては、総合がん検診の実施案内対象者の増加に伴い、印刷製本費9万9,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策としてオミクロン株対応ワクチン接種に際して、国の方針により先行して接種案内書を郵送する必要が生じたことに伴い、郵便料29万4,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金29 万4,000円を追加するものであります。

第3項第1目病院費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対応するための病院事業会計不採算地区病院の運営に要する経費612万円を追加し、次のページをご覧いただきまして、令和4年3月に、西川町大字水沢のご出身で埼玉県にお住まいになられておりました荒木勝男様からいただきましたご寄附で、透析装置及び胃カメラなどの医療機器を購入することに伴う、病院事業会計建設改良に要する経費1,800万円を追加するものであります。

第5款第1項第1目一般失業対策事業費につきましては、所要見込額の増額に伴い、地元 雇用や地元定着、就労促進のための新規学卒者雇用奨励金10万円を追加するものであります。

第6款第1項第6目水田農業推進対策費につきましては、経営所得安定対策交付金の申請 手続電子化のデータ移行作業のための推進事業補助金173万6,000円を追加し、全額、山形県 経営所得安定対策等推進事業費補助金を充てるものであります。

次のページをご覧いただきまして、第7款第1項第1目商工総務費につきましては、職員 手当等は人件費の補正、委託料は仙台市での特産品販売促進業務委託料33万円を第2款総務 費へ組み替えるために、33万円を減額するものであります。

第2目商工振興費につきましては、地域経済の振興及び関係人口創出の拠点施設、産業振興複合施設を整備するために、地質調査業務を委託するための基本設計業務委託料154万円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって町内を訪れてくださる皆さん方が町内滞在中に利用できるテレワーク環境を水沢温泉館に整備するための整備工事請負費104万5,000円を追加し、山形県信用保証協会との契約に基づく保証料補給金の額の確定に伴い、22万3,000円を追加するものであります。

第3目観光費につきましては、令和5年2月に開催されます第18回月山志津温泉雪旅籠の 灯りにおいて、週末等に日帰り客を受入れするに際して、駐車場警備員の配置などに伴う実 行委員会への補助金50万円、月山夏スキーシーズン及びグリーンシーズンの無料シャトルバ スの利用者数の増加などに伴い、運行負担金15万7,000円、おいしい山形空港及びJRさく らんぼ東根駅から月山志津温泉、姥沢及び大井沢方面などへのタクシーやレンタカーの利用 者数の増加などに伴い、二次交通対策事業補助金20万円をそれぞれ追加するものであります。

第8款第1項第1目土木総務費につきましては、職員手当等は人件費の補正、次のページをご覧いただきまして、町道除雪などで使用いたします除雪ドーザ及びロータリーの点検整備、修繕に係る所要見込額の増額に伴い、車両用修繕料2,000万円を追加するものであります。

第4項第2目公共下水道費につきましては、電気料金が値上げされていることに伴い、西川浄化センター電気料金の所要見込額を精査し、また薬剤の所要見込額の増額に伴い、公共下水道事業特別会計事務費254万9,000円を追加するものであります。

第9款第1項第2目非常備消防費につきましては、防災活動車の自動車重量税として事務 用消耗品費2,000円を自動車重量税へ組み替えるものであります。

第4目災害対策費につきましては、防災行政無線再免許申請手数料として防災行政無線保守点検業務委託料3万9,000円を手数料へ組み替えるものであります。

次のページをご覧いただきまして、第10款第2項第1目学校管理費につきましては、コロナ禍にあって感染防止のために、西川小学校図書館の司書及び司書補助の時間外勤務時間の増加に伴う会計年度任用職員報酬16万1,000円を追加し、給料は人件費の補正、司書及び司

書補助の会計年度任用職員が図書館大会へ参加するための費用弁償5,000円、電気料金が値上げされていることに伴い、西川小学校並びに旧水沢小学校及び旧大井沢小学校の電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費539万3,000円をそれぞれ追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって西川小学校の感染防止のためにパーティションを購入するための備品購入費5万2,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、パーティション購入に伴う学校保健特別対策事業費補助金2万5,000円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、電気料金が値上げされていることに伴い、西川中学校電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費271万円を追加するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、給料、職員手当等及び共済費は人件費の補正、会計年度任用職員であります郷土史調査員の通勤旅費の増額に伴い、費用弁償4,000円、次のページをご覧いただきまして、電気料金が値上げされていることに伴い、西川交流センターあいべ及び西川町歴史文化資料館の電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費100万1,000円、西川交流センターあいべ大ホールの音響設備が経年劣化などにより不具合が生じていることに伴い、音響設備改修工事請負費246万5,000円、西川町大字岩根沢地内の国の重要文化財であります月山出羽湯殿山三神社社殿が令和4年冬の降雪で一部損傷したことに伴い、所有者への文化財管理補助金85万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、電気料金が値上げされていることに伴い、自然と匠の伝承館及び大井沢自然博物館の電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費 13万5,000円を追加するものであります。

第5項第2目体育施設費につきましては、電気料金が値上げされていることに伴い、町民体育館及び町民体育館分館電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費19万5,000円を追加するものであります。

以上が歳出でありますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が3,369万4,000円、 急を要する事務事業に係る経費が8,645万2,000円、それぞれの追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

7ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第14款国庫支出金341万9,000円、第15款県支出金、次のページをご覧いただきまして、363万6,000円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する額については、7ページ

をご覧いただきまして、第10款地方交付税1億1,309万1,000円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

〇2番(**荒木俊夫議員**) 2点お聞きいたします。

1点目は補正予算の9ページになりますけれども、2款1項5目企画費の委託料でございます。

月山カフェ出店準備委託料とございますけれども、これの相手先が分かれば相手先と、あと金額、準備なので出店までの総額はどのぐらいかかるのかと、場所、あと運営費、委託料なのか、収支でどうするのかです。あと期間、これは月山カフェということでございますけれども、カフェだけなのかアンテナショップ的な要素もあるのか、これも含めて、今の考えていらっしゃる内容をお聞きしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、19ページになります。文化財の管理の補助でございますけれども、 岩根沢三山神社については国指定の文化財でございますけれども、これに文科省というのか、 国からの補助というのはないのかどうか、手続されたのか、これについてお聞きをいたしま す。

- 〇古澤議長 1点目は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、第1点目についてお答えします。

月山カフェの出店準備に係る業務委託ということにつきましては、あくまでも今年度の補正予算については、関係人口創出のために、仙台及び東京のほうに関係人口の基になる人が多い地域に、関係人口を創出するための拠点をつくっていきたいというような構想に基づきまして、アンテナショップというよりも、飲食で西川町の食の素材を提供して、そこで西川町のよさを知っていただいて、そのよさを知っていただいた方が西川町に訪れる、そこの拠点で西川町のファンになっていただくというような拠点で整備できればというような考え方になっております。

今年の業務委託の考え方ですけれども、あくまでも町の素材を生かした、どんなメニューができるのかということで、今のところはワンプレートで提供できるような食の提供と、ドリンクのものが提供できるものということで考えておりまして、そのメニュー開発、あとは

出店の計画の方法など、あとどういった期間でやれるのかということの調査を考えていきた いということであります。

その計画を基に、来年度、実際にテスト的な販売をする期間を設けながら、そのテストに基づきまして、実際、どんな事業者さんがその企画に応募いただけるのかということにつきましては、今回、水の文化館でやったような、事業者にサウンディング調査のようなものをやりながら、そのカウンターパートとなる事業者も探しながら、そして新規出店という考え方はあるものの、既存の、既に営業している店舗さんを借りてやっていくのかというあらゆる方法を考えまして、できれば令和6年度にその拠点のほうをオープンできないかというようなスケジュール感で考えていきたいというものであります。

したがいまして、今回の月山カフェの業務委託につきましては、その出店計画の基本構想 とかメニュー開発の準備に当たる事業というようなことで、大体費用につきましては500万 前後ぐらいの業務委託の費用を想定しているところであります。

以上であります。

- 〇古澤議長 2点目は奥山生涯学習課長。
- **〇奥山生涯学習課長** 文化財管理補助金についてでございます。

このたびの補正につきまして、岩根沢三山神社の冬期間の雪の重みの関係で、国の補助もございます。申請をしているところでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ありがとうございます。

そうしますと、月山カフェはこれから準備ということで、委託をして調査をしていただくんでしょうけれども、もし委託先が、今、想定しているところがあれば教えていただきたいことと、今の課長のお話ですと、東京と仙台にしたいと。別に新しく店舗を設けるのではなくて、西川町の素材を扱っていただいて、西川町の関係人口、ファンを増やしていきたい、そのための下地調査であると。もちろんメニューもどうするかというのは、相手方もあるわけですから、そういった点でやっていくと。そうすると大体、今の構想としては、これをやった場合については、運営とかいうのは別に町で持たなくとも、素材を買っていただいてやっていっていただけるというふうに考えていらっしゃるのかなと思うんですけれども、それをちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

東京とか仙台で、町の食材を食べたり飲んだりして、西川町に来てみたいという方が増え

ればいいなというふうに思いますし、コスト的にもそんなにかかっていかないのかなと、運営としては、思うわけですけれども、その辺もう一度ちょっとお願いしたいということと。

あと、三山神社については、国のほうにも要望しているということで、これは直接、事業者、神社さんのほうに、そういう羽黒のほうに入るのか、町を経由するのか、それにプラスで町として補助するということの考え方でよろしいのか、総額どのぐらいかかるのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

- 〇古澤議長 1点目は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 1点目につきましては、現在、月山カフェなるものの事業構想について、いろいろご提案をいただいている事業者さんがおりますけれども、そちらのほうに調査のほうはお願いしていくことになっていくのかなと思いますが、ただ、その事業者さんが運営会社になるというような、イコールではないかなというように考えています。あくまでも、まずは準備期間の調査、いろんな企画を立てていくことにお手伝いいただくというようなことで、来年度行っていくテスト販売というようなものを踏まえて、その結果、新規であるとか既存の店舗を改装するとかということで、その業態に合った事業者さん、何社さんからのお声をいただいて、この会社なら信頼して運営をお任せできるというものを選定した上で、その事業者さんと一緒になって企画をして、経営をやっていきたいということでございます。

現在のところ、あくまでも仮でございますが、箱のほうは町のほうで改装して、運営のほうはそのカウンターパートになる事業者さんが運営していくというようなことで、一応、材料提供は恐らく西川町総合開発が地域商社という役割で材料供給をしていって、そしてそこで売り上げたものについては自走できるような運営というような形でいけないのかなといような想定をしているところであります。

以上です。

- 〇古澤議長 2点目は奥山生涯学習課長。
- ○奥山生涯学習課長 補助金の負担の関係でございます。

この事業につきましては、所有者、宗教法人の月山出羽湯殿山の三神社の申請によりまして、国・県、それから町の負担になります。当然、所有者の負担もございます。そのうち国の負担が70%ということになります。町の負担、実質的には13%ということになりまして、この事業、2か年にわたってということで、今年度分の総事業費につきましては661万5,000円ということでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 説明していただいてありがとうございます。

やはり、都会に店舗を構えると非常にコストもかかりますし、その運営が成功するかどうかは非常に難しい。また、いろんなメニューをそろえなきゃいけないということがあれば、やっぱり1品程度で西川町がしていくというのは、既存の施設をお借りしたほうが、これは経営者としてもうまくいくのではないかなというふうに思いますので、その辺はコストの関係もぜひ検討しながら進めていただきたいと思いますし、西川町の特産品とかこういったものについても、今度は供給の問題もあるわけですから、ぜひバランスを取りながら産業振興課とも協議をしていただいて、いいものを、おいしくていいものを、新鮮なものを、ぜひ西川町を知らない方々にも多く届けていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、文化財については、非常に、西川町にある貴重な文化財でございます。守っていく というのは非常に大変なことでございますけれども、ぜひ支援をしていただいて、後世に残 していただきたいというふうに思います。

以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

5番、菅野邦比克議員。

○5番(菅野邦比克議員) 私のほうから何点か質問させていただきます。

1つは今、荒木議員からも質問ありました月山カフェ、これについて東京都内の駅の中と 書いてありますけれども、ちょっと私、どの辺の場所だか分かりませんが、場所の設定が大 体どの辺の位置ですよというのが分かれば教えていただきたい。

それから、2款1項5目企画費、地域活性化起業人企業負担金420万とありますけれども、地域活性化起業人というのは、三大都市圏から、主に本社がある企業から地方に移住して、人の流れとかいろんな地域の安心、安全をするというふうなことですけれども、その負担については国の特別交付税措置というふうなことで、負担はないわけですけれども、この期間については6か月から3年というふうな縛りはあるわけですけれども、これ終わった段階で、また延長したり、新たな形でその事業を引き継ぐとかという考えで持っていこうとしていらっしゃるのか、それちょっとお伺いしたい。

それから、もう一つ、この前の全協でもいろいろ話が出ましたのですが、水沢温泉のテレ ワーク環境整備というようなことがありますけれども、アンケート、この前取っているとい う話でしたのですが、老人クラブ、町内会長にアンケートを出しているということでしたけれども、実際、どういう形で返ってきていらっしゃるのか、あれば教えていただきたいと思います。

それから、机も18席分ということですけれども、18席で足りるのか足りないのか分かりませんが、18席分ぐらいというような、根拠といいますか、分かれば教えていただきたいというふうに思っています。

あと最後に、今の水沢温泉にテレワーク施設をつくるというような経緯がもし分かればお 示しいただければ大変ありがたい。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 先に荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 何点かご質問がありましたが、私のほうからは1点目、2点目のご質問にお答えいたします。

まず、最初の月山カフェの想定する場所につきましては、現在、想定し得る場所としては 東京都内、もしくは神奈川、横浜市内などの都市部の中ということで想定をしておりますが、 具体的にはどこというようなところまでは詰め切れて、今からということになりますので、 ご承知いただければというように思います。

2点目ですが、地域活性化起業人につきましては、議員ご指摘のとおり最長3年間でございます。最長3年間でございますので、それぞれのミッション、使命の3年間の中でやり切っていただきまして、基本的には終了後についてはその業務は町のほうで引き受けて対応してまいりたいというように考えております。

以上です。

- 〇古澤議長 菅野町長。
- ○菅野町長 では、2点お答えさせていただきます。

アンケートのほうと申し上げたのは、8月に実施した町民のアンケートの個別事項でございます。何でも自由記載のところにその旨書いておりました。

また、経緯というのは、そのアンケートを起因しまして、そのあとうん十回に及ぶ対話会の中で度々、交流施設というのを町で整備してほしいというようなことを、私、聞いただけで7回の対話会でその話が出ておりますので、それを踏まえて、どこでということで今、その対話会の中で、今どうせ使ってないよねと、今、遊休施設になっているよねというような水の文化館や水沢温泉館の話が出たということでございます。

今後については、区との対話会を8回、これから実施しますので、その中でこういう形になるので、ぜひテレワークの人もいるけれども、交流施設として、お茶飲み場として使っていただきたいという旨、ご説明いたします。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) ありがとうございます。

地域活性化起業人の令和3年度、今年の4月1日現在の受入れ自治体というのは258、活性化に携わっている方が395というようなことで、西川町は4年度に入るわけですけれども、全国の流れからいくと非常に早い活性化の起業人の受入れというふうなことで、これから非常に西川町も変わってくるだろうというふうなことですけれども、まだ分からない部分もありますので、その辺は逐一質問していきたいと思いますけれども、これの今、受入れして、3年後の姿みたいなのはどういうふうに描いていらっしゃるのか、お聞きさせていただければというように思います。

それから、水沢温泉については今、区長さんとかいろいろ話あるというようなことですので、やっぱり娯楽といいますか、休憩施設にもなっておりましたので、説明についてはよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

あと、先ほど18席になった経緯なんてもし分かれば、机、ちょっと、20席なのか30席なのか分かりませんか、18席と決めた何か根拠みたいなのがあったらお願いしたいなというふうに思っております。

やっぱり、町民にとってはあそこは休みたいという場所もあるでしょうですので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

- **〇古澤議長** 1点目は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 1点目のご質問にお答えいたします。

地域活性化起業人はその自治体、地域の課題に対して、都市部の企業が、その知見を有する方が、自治体が抱えている企業に沿って応援するというようなことでございますので、地域おこし協力隊は、その後3年間は地域に残って定着していただくというようなことが目的ですけれども、活性化起業人は3年間の中で自治体が抱える課題を解決できるように応援するというような趣旨の制度でございますので、現在、1社さんから空き家を基軸とした地域課題解決のビジネスに取り組んでいただくというようなことにしておりますが、今般、補正でご提案申し上げた起業人につきましては、2社、3名の方ということで、SDGsやゼロカーボンの西川町の今後の取組への協力ということと、もう一つは道の駅の経営強化という

観点でご支援をいただきたいというように想定しているところでございます。 よろしくお願いいたします。

- 〇古澤議長 2点目は菅野町長。
- **〇菅野町長** 大広間の利用数ということで、机の数、席数ということでよろしいでしょうか。 お答え申し上げます。

大広間は2つございます。大きい大広間、小さい大広間、2つございます。大きい大広間 に机3つ、小さい大広間に机2つ、合計机5個でございます。5つについては4人がけの机 になりますので、最大合計20人かと思われます。

ちなみに、大広間が使用できる令和4年10月の利用状況は、大広間の利用状況は21名でございます。21名のうち、町内の利用者はほとんどおりません。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 起業人について今、2社、3名というふうなお答えありましたんですけれども、これはいろんな問題があった場合、また追加して募集していくというような形になるのか、これから問題点があればでしょうけれども、その辺ちょっと確認させていただきたいです。

あと、水沢温泉の今の、令和4年と言ったんですよね。二十何人というのは令和4年1月でしたか。ただ、今あまり利用していないというか、コロナで使っていないと思いましたので、人数的には少なかったのかなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○古澤議長 回答要りますか。ほかございませんか。 7番、佐藤耕二議員。

○7番(佐藤耕二議員) 何点か、お願いしたいというように思います。

まず、先ほど荒木議員からもありましたけれども、月山カフェですけれども、ちょっと私、聞き逃したかどうか分かりませんけれども、委託費が1,880万あるわけですけれども、月山カフェに係る委託料が幾らなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、16ページなんですけれども、今、商工振興費の中で水沢温泉館の話ありましたけれども、全員協議会の中では、テレワーク使用される方は無料だというふうにお話を伺いました。大広間を利用する方はどうなるのかなと、これも無料になるのかどうか、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

それから、観光費なんですけれども、月山志津温泉雪旅籠の灯り補助金が50万円となって

おります。これは当初予算見ますと、当初予算は100万円なわけで、先ほどのお話、説明ですと、駐車場の警備というお話だったのかなというふうに思いますけれども、100万から150万というと約50%の増になるわけですけれども、この辺の根拠は、当初予算にじゃこれが含まれていなかったのかどうか、その辺も併せてお聞きしたいというように思います。

それから、もう1点ですけれども、二次交通対策事業補助金ですけれども、これも20万円、これも当初予算を見ますと100万円ですけれども、利用者増ということで先ほどお話をお伺いしました。3つあるわけです、この二次交通というのは。そのうちの月山ライナーというのは、もう10月16日で終わっております。残りは西川インターの定額タクシーですか、これと月山のレンタカーの宿泊割、この2つが来年3月26日あたりまでだと思いますけれども、それを見込んでのこの20万の補正なのかどうか、令和3年度と比べてどのくらい増えていらっしゃるのかどうか、併せてお願いしたいというふうに思います。

- **〇古澤議長** 1点目は、答弁をいただきますのは、荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 第1点目のご質問ですが、荒木議員にご答弁申し上げましたとおり、月山カフェの事業企画に係る委託料につきましては、530万前後の費用を想定しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 2点目の回答は菅野町長。
- ○菅野町長 水沢温泉館のテレワーク施設というか、交流スペースの料金についてお答えいた します。

これは、サテライトオフィスが建設される令和6年4月、営業される令和6年4月までは、 テレワークの方、カフェを交流される方、ごろんと寝られる方、全て無料になります。

- ○古澤議長 雪旅籠等々においては土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 それでは、私のほうから雪旅籠の増額分ということでお答えいたします。 雪旅籠につきましては当初で見込んでおったわけでありますが、開催期間1か月間という ことの中で、さらに一般のお客さんを入れてというふうに変わりましたので、その辺で、警 備員も雇わなくてはいけないというふうなことで増やしたものでございます。

それまでは2週にわたって、金、土、日の期間だけ開催ということになっておりましたが、 1か月間という期間の中で、さらに前回は一般のお客さんは入れなかった、お泊りのお客様 だけだったんですが、今回は一般のお客様を入れるというふうなことになりましたので、そ の分の経費の増額であります。 二次交通につきましては、月山ライナーでありますけれども、これまではイベントということで、4月から10月半ばまでのリフトの運行期間だけの乗合タクシーを運行できるというふうになっておりましたが、月山観光開発のほうで資格を取りまして、通年営業できるということになりましたので、この分を見込んで増やさせていただいたものでございます。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 水沢温泉館の大広間関係の利用料ですけれども、皆さんが無料になるということで、ある意味非常にありがたいなと思います。ただ、条例があるわけで、水沢温泉館の条例があるわけですよね。この条例の変更はしなくていいのかどうか。この中に、利用料金という項目がありますので、その辺をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、二次交通対策の事業ですけれども、月山ライナーの話でしたけれども、月山ライナーはそうすると今度、期間が延びるというように理解してよろしいんでしょうか。もしそうならば、その周知がされているのかどうか、お願いしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 1点目は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

条例の必要は、必要ございません。というのは、一番最後の項に、指定管理者がその範囲 の上限の料金のうちで収める場合には、その変更は必要ございません。

- ○古澤議長 2点目の答弁は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 月山ライナーの件についてでありますけれども、通年運行できるという ふうになりましたので、これまでと違って1年間運行できるというふうになりました。

それから、この広報関係でありますけれども、お宿さんのほうにはお知らせしております。 お宿さんで予約を受けたときにご案内するというふうなことになっておりますので、そちら のほうは済んでおります。

なお、広報については、これから紙面等で、SNS等でもやっていきたいと思っております。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 先ほど、町長のほうから利用料金の話、いただきました。

これ、第4条に、利用料金は第2条の使用料の額の範囲内においてあらかじめ町長の承認 を得ると、これに該当するというようなことでよろしいわけですね。分かりました。

それから、今の月山ライナーの件ですけれども……7条、失礼しました、分かりました。

それから、月山ライナーのほうは、宿のほうに通知しているという話でしたけれども、私のうちも宿なんですけれども、私、見た記憶ないんですけれども、いつ頃出ているんでしょうか。

- **〇古澤議長** 月山ライナー、再度、土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 係のほうでご案内させていただいていたと思っておりました。あとは、 先ほど私、町のホームページのほうでも月山ライナーの関係は掲載させていただいてござい ました。

以上です。

宿のほうに届いていないというお話でありましたので、ちょっとそこは係のほうに確認させていただきます。

〇古澤議長 ほかございませんか。

4番、佐藤光康議員。

○4番(佐藤光康議員) 今、出ていました水沢温泉館のことです。

先ほどから条例のことが出ていますけれども、水沢温泉館の条例の第1条に、町は町民の健康増進及び福祉の向上を図るために水沢温泉館を設置したということであるわけですね。 あくまでも町民の健康増進及び福祉の向上ということで、第4条で温泉館の設置の目的を効果的に達成するために、その管理を指定管理者に行わせることができるということがあるわけです。

今、西川町総合開発が指定管理になっていますけれども、それを選定する場合もしっかりと選定基準がありまして、事業計画書の内容が、目的をしっかりと効果的に達成することができるかどうかとか、要するに健康増進と福祉の向上、そして生活弱者というのに配慮しているかとか、そういう審査のポイントがあるわけです。

町の提案として、全て休憩室をテレワークの場所にするということが出ているわけですければも、この条例の目的にはどこか違うんじゃないかと思うんですければも、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- 管野町長 条例との整合性について申し上げます。

町民の健康増進、福祉の向上ということでございますけれども、今、対話会を高齢の方と されると、話合いの場、交流するような場が欲しいというような意見が最も多いです。その 交流の場を私はつくりたいと思っております。 よくあるのが、地区外の方が来ていただけると公民館使いづらいのよとか、地区を越えて話すような場が欲しいと。ぜひ役場の1階も使ってほしいなどとかお話をさせていただきましたけれども、やっぱりこういった役場じゃ駄目だべというようなお話もいただくわけです。そうすると、今、遊休施設どこなんだろうと考えたときに、水沢温泉館や文化館、文化館はこれからの施設改修というのにお金がかかりますので、そういったテレワークにも使えるというふうにすれば、今、国のほうの交付金、コロナ特別交付税の交付金も使えますので、それを利用して、テレワークにも使えますけれども、町外のテレワークで来た方との交流もあるかもしれませんし、とにかくご高齢の方も居心地やすい場所でお話をしていただきたいと思っております。

全協の繰り返しになりますけれども、居心地やすさというのは人それぞれでございますので、畳にするのか、カーペットも用意しておいてできるのかと、したほうがいいのかということはニーズに応じて対応させていただきたいと思っております。

なお、カーペットを敷くときに、例えば小さい大広間であれば4分10秒で片づけることができますので、すぐにその対応をいただければと思います。ちなみに、大きい大広間を使うんで片づけてほしいというふうにおっしゃった場合には、5分46秒ほどで片づけることができます。

そういった面からも、利用に準じ、ニーズに応じて対応して、とにかく交流の場となって ほしいと思っております。

〇古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番(佐藤光康議員) ありがとうございます。

今、町長が本当に交流の場なんだと、そして地区を越えて皆さん交流するんだと、全くそのとおりだと思うんです。今まで温泉館の休憩室はいろんなところから集まってくると、ああ皆さんはあそこの親戚の方がとか、うち吉川なんだとか、いろんな話がそこで広がって、非常に地区を越えた交流の唯一の場が、もしかしたら高齢者にとってはあそこなのかもしれません。ゆっくりと畳の上に寝っ転がって、いろんなことをしゃべって、お昼は銘水館から取って、ゆっくりと夕方までできると、もう最高の場所だったと思うんです。

ですから、今、町長が言われましたけれども、ぜひ、そういう場所をしっかりと確保していただきたい。よろしくお願いします。

それで、もう1点ですけれども、今まで町として、水沢温泉館を健康福祉のために、介護 予防事業として一般介護予防教室とかを積極的に水沢温泉でやってきたんですね。1月1回、 水沢温泉ではぴんしゃん広場というんですか、こういうのをやってきたということで、これ も続けていくということでよろしいわけですね。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、今はコロナの関係がありまして、様々な教室が開催できない、条件つきで開催しているものもございますけれども、そういう状況でありますので、会場につきましては調整をしながら、今後も継続して開催をしていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 今、町民の方は結構心配しているんですね。交流の場所がなくなる んじゃないかということを心配しています。やっぱり、テレワークで皆さん方、方々使うと 私は休めないねと心配している方もいます。ですから、やはり今、町長が言われましたよう に、ぜひ交流の場、地区を越えた交流の場として畳敷きを、カーペット敷くんだと言いましたら、ある町民の方がダニが増えて、おらやんだという方がいました。ですから、大体どこでも畳敷きあるべというふうに言っていましたから、ぜひ町民の方と対話しながら、今、町長が言われましたように、交流の場をぜひ確保していただくようによろしくお願いいたします。
- **〇古澤議長** ほかございますか。

1番、後藤一夫議員。

O1番(後藤一夫議員) 1点質問させていただきます。

17ページ、8款1項2目除雪費であります。車両修繕料2,000万円が計上されております。 まず、第1点目として、修繕内容について具体的にどのような修繕を行うのか、お伺いし ます。

また、この修繕が必要になったということが、いつの時点で分かったのか、お伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- **〇眞壁建設水道課長** 後藤一夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、具体的にどのような修繕の内容かということでありますが、 町所有の除雪ドーザ及びロータリー車が14台ございまして、その中で経年劣化により駆動系 のエンジン、あとドライブシャフト等々の劣化で故障が発生しているというような状況にあ ります。そのために、その箇所を直すものでございます。 あとは、どの時点で分かったかということでございますけれども、例年、シーズン前に車 検と点検整備を出すわけですけれども、その時点で部品をばらして中を確認して、その時点 で分かるものでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) シーズン前に部品をばらして点検するということなんですが、もう 既に雪が降っております。除雪機ももう既に稼働していると思われます。この時点での補正 予算、補正を組んでの修繕ということに対して、遅くないのかと感じるわけですがいかがで しょうか、お伺いします。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 修繕の件でお答えいたします。

今回の修繕の時期に関しましては、部品の点検というのが定期的に秋に行うものですから、それを受けての、定期点検を受けてのこの時期の計上ということでございます。こちらの一般会計予算の12月補正の中では、この案件が最も町民の方の生活に影響するような予算かと思います。こちらはぜひご理解いただいて、修繕をさせていただければと思いますけれども、点検のほうは、最も効率のいい時期がこちらなのでございます。事業者の一斉点検のところで、事業者が行う点検に合わせて行うというのが最も効率的なんでございますけれども、気象状況の状況を見まして、今年は少し早いというような情報があったら、その点検も少し早めにするように、ここは検討させていただきたいと思っています。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 私からは、ちょっと3点ほどお願いします。

9ページの2款総務費、テレワーク用パソコン、これ予算説明書を見ますと1,323万ほどあります。先ほど説明ありましたけれども、ちょっと聞き逃したので、どういうものかだけです、これは。お知らせいただければというように思います。

あと、11ページの職員手当ということで、マイナンバー制度に対する残業というんですかね、そういうのだと思うんですけれども、七十数%を超えると補助金、一応満額といいますか、最高分を得られるということで今、頑張ってもらって目標を達成というような状況だという報告がありましたけれども、何か昨日だかおとといだかの新聞を見ると、五十何%が対象になるとかと新聞に出ていたんですけれども、それって補助金の金額が、対象が七十数%と五十何%で違うのかどうか、ちょっとそこら辺分からないので、ただ幾ら今年度からお金

が来るといっても大変だと思うんですよね。夜の残業、あと土曜日の出勤とか、ちょっとそこら辺を考えると、達成したのであれば少し緩和してもいいのかなと。昨日あたりも、防災無線でやりますよということで、大変ありがたい話なんですけれども、そこら辺のちょっと確認だけです。お願いしたいというふうに思います。

あと、16ページの商工振興費のやつで、これ産業推進複合施設というのの基本設計154万ですか、これあいべのところに今から建てようとしている建物の基本設計だと思うんですけれども、これからの流れとして、基本設計、実施設計といくのか、あくまでも兼ねるのか。あと、委託料ですので、業者は今からということになるんでしょうけれども、いろいろプレゼンテーションなんかあります。そこら辺、今の現状をお聞きしたいというように思います。

- ○古澤議長 1点目は、テレワーク等々においては荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、第1点目ですが、テレワーク用パソコンというのは、 ノートブック型のパソコンを65台考えております。現在、コロナ禍も第8波となっておりま して、リモートワーク、自宅でも作業できるようにということに加えまして、対話会も非常 に多くなってきています。その対話会でもパソコンが使用できるようにとか、あとは最近、 会議はオンラインでの会議がほとんどになってございますので、職員一人一人、今、タブレット型26台しかございませんので、かなり不足感を感じているところでございますので、今 後65台購入いたしますと、ほぼ全職員、行政職一般職には渡るようなことになりますので、 そういった形で臨機応変な業務対応をできるように、このたびパソコンを配備したいという ものでございます。

以上でございます。

- ○古澤議長 2点目のマイナンバー等々において土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 マイナンバーカードの申請交付に対する対応でございますけれども、おかげさまで達成をしておりまして、県内1位の申請も交付も率というふうになっておりますが、そういった状況を踏まえまして、現在の町民の方の申請状況を踏まえて、12月では11月よりも若干、対応の日にち、例えば土日の日数なんかも減らして対応をしているというふうな状況であります。状況を見て、議員からいただいたような対応を、調整をして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○古澤議長 3点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 産業振興複合施設の今後の計画も含めてということでありますけれども、 この施設につきましては、今現在、設計士さんのほうと、あと町民の方を入れましてワーク

ショップを開催しております。どういったものがこの建物には必要なんだというところ、町 民の方のご意見もお伺いして、建物に入るものをこれから絞っていくというところであります。

あしたも第2回のワークショップということで開催いたします。最初の説明から申しますと、説明を1回やって、ワークショップ1回やって、今度は2回目ということで、都度3回を開いております。今後はあと2回、明日やって、その次とその次ということで、全4回のワークショップを開催して、中の機能を決めていきたいというふうに進めておるところであります。

今回の補正に関しましては、地盤調査関係、やっておらなかったということでありました ので、その費用を盛り込ませていただいたところであります。今年度は基本設計の部分だけ になります。

以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 何か、いつも土田課長と質疑応答があんまりかみ合わないんですけれども、私が聞いたのは基本、まあそれはじゃいいです。

それで、業者さん、委託料ですから今からということなんでしょうけれども、先ほどは設計事務所さんも交えてというような話がありました。何か今回はプロポーザル方式で、一応、設計事務所との決定ということで、私もそのプレゼンテーションに行ってきましてお聞きしたんですけれども、結果的に1者しかプレゼンテーションがなかったということで、それはいいんですけれども、プロポーザルを入れた経緯、別にプロポーザル形式が私、悪いと言っているわけではないんですけれども、1者しか来なかったので、それが当然引き続いて設計をやるというようなことになるんだろうとは思うんですけれども、その方々を交えてのワークショップなんかもやっているようですので。

プロポーザルというと、西川町であんまりやっていなかったわけです。やったのはたしか 西川小学校あたりのときはやったというようにお聞きしておりますけれども、いい点、悪い 点はあるかと思いますけれども、その背景が、もし話せないんであれば話さないで結構です。 話せるのであれば話せる範囲内でお聞きしておけば、私にとってはいいのかというふうに思 います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** プロポーザル、企画競争入札に至った経緯について申し上げます。

企画競争入札を行ったのは、産業振興複合施設の整備を行った事業者がいないんです。ただ、町のほうも、どんなものが今トレンドになっているか、交流も含めてというようなことで、機能面に関してはあまり指定をして決まったものを建てるということは、ニーズベースに応じた対応ではございません。ある程度というか、町民の意見をしっかりお聞きして、反映して、町民の方も使っていただける企画、設計にしなくてはいけないと思って、町民の巻き込みも含めての企画競争入札にさせていただきました。

肝は、この複合施設というのを決まったものを建てると、こういう設計でお願いしますということを町が言えるほど、町のほうも新しい事業でございますので、町民と一緒につくっていきたいなという志の表れです。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) プレゼンテーションに私、行ったらば、もう1人いて、私の同級の設計事務所さんが2人いて、その方もプレゼンテーションをしてくれた方を知っていました。いろいろ経験がある方なんだと、私もお聞きしました。なるほどなということで、500平米という大した規模ではないのにプロポーザルというのは、あんまりないわけですけれども、そういう特殊な建物なのでというふうな、私の同級生も私に話をしてくれましたので。

ただ、1者しかいなかったというのはちょっと残念で、2者、3者がなってそこで競い合っていただいて、そしてその中で選ばれればなと。審査するほうは、課長さんたちが審査して、2者も3者も来ると大変だとは思いますけれども、今後その在り方も検討していただいて、これからいろいろな建物が建つんだとすれば、今後に生かしていただければなということでお願いしておきたいというふうに思います。

あとは、税務課のほうは大変でしょうけれども、今、一頑張り、頑張っていただいて、よろしくお願いしたいなというふうに思います。

私は以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 2点ほどお尋ねをします。

各款項目にわたりますので、光熱水費についてちょっとお尋ねをしたいんですが、2款、 それから7款といろんな款項目で、小学校は420万、中学校は270万、保育所に関しては170 万、廃校に関しては120万とか、いろんなところで施設で、あいべもそうですけれども、光 熱水費が補正されております。

今、電気料がどんどん上がって、もう3割以上、上がっているというふうに思います。1

月から何か国のほうでも助成をするという話もありますが、そういう中でも一般家庭では綿入れ2枚くらい重ねて着て少し節約するかとか、そういう形でみんな値上げに対して防衛をしようというふうにしていますけれども、町で各施設について光熱水費を補正で増額をして、この冬を乗り切っていくという面では、小中学生、あるいは保育園の子どもたちに寒い思いをさせないというのは分かりますけれども、町として何かこういう形で節約をしていこうとか、ここはこういうふうにしていこうとか、蛍光灯を1本減らそうとか、お昼時間は電気を消そうとか、そういった光熱水費の値上げに対しての対策というのを何か講じていらっしゃるのかどうか、1つお尋ねをしたいのと。

それから、原油燃料代、原油価格等物価高騰対策支援事業補助金ということで、3事業所に760万円を補助するというふうになっていますが、灯油代等もかなり上がっています。そういう中で、当初予算で生活困窮者に灯油代の補助として5,000円を支給するというふうになっていますが、その補正、例えば生活困窮者も普通の人も皆同じですけれども、大変な思いをしているわけですが、その5,000円の灯油代の補助というのをもう一度見直して、もう少し値上げに伴う分の補助をかさ上げするとか、そういう考えがないのか、その2点についてお尋ねをします。

- ○古澤議長 1点目の答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 ただいまご質問のありました2点のうち1点目につきまして、議員ご指摘の とおり、各課、いわゆる町の様々な公共施設に係る電気料金の関係でございますので、私の ほうからご説明させていただきます。

具体的なものとして考えているものというご質問でございますけれども、一言で言えばウォームビズを早々に要綱を定めまして実施したいというふうに考えております。先般、地元新聞のほうにも掲載になりましたけれども、東京都あたりも今、私もとっくりと言う世代なんですけれども、タートルネックの着用を進めながら、具体的には、そして室内の設定温度を低くしてやっていこうと。職員の中にも、既にもう冬になりますとタートルネックの着用をやっておるような職員もおりますけれども、そういった形で服装を中心としながら、室内の設定温度をというような形で、いわゆるクールビズの冬版を設定してやっていこうということで考えておりまして、これにつきましては職員の労働組合のほうからも、ウォームビズの検討というふうなことでの申入れといいますか、そういったものがちょうどこの間、1週間ほど前になされておるところでございますので、それについてやっていきたいというふうに考えております。

なお、電気料金については、議員ご指摘のとおり、様々な料金形態ありましたので、これまでも本町としましても、少しでも安い契約形態というようなことを電気事業者とも打合せしながら、2年ほど前から安い契約を交わすなりして、節減の、電気料金の削減の努力には努めてまいっておりますけれども、今後とも議員ご指摘のとおり、国の補助とか、あるいはどういった電気料金の形態になるのか、そういったことも勉強していく必要があるというふうには考えております。

以上のとおりであります。よろしくお願いします。

- **〇古澤議長** 2点目は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず冬期間のいわゆる燃料代、今、昨年度から暖房代補助と言っておりますけれども、こちらにつきましては、第4回臨時会の際に補正予算でプラス5,000円のかさ上げを計上いたしまして、ご可決を賜っていただいたところでございます。今、申請の手続を取りまとめているところであります。

また、今般、65歳以上の方々に1万5,000円ずつクーポン券をお配りするということで、 こちらのほうでも燃料代のほうに充当なるかと思いますので、ご理解をいただければと思い ます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) この冬はウォームビズを実施したいという話ですが、ほかの自治体でもウォームビズをやるというところが結構増えています。そういう面では、早急にぜひやっていただいて、少しでも電気料、光熱水費を下げていくという方向でやっていただきたいというふうに思います。お昼時間、電気がついているところも結構ございますので、お昼時間、仕事をしていないのだったら小まめに消すとか、そういうこともぜひ指導していただいて、各施設での光熱水費、足せばばかにならない額になりますので、その辺についてはぜひ配慮をお願いしたいというふうに思います。

あと、灯油代、燃料代の助成については、5,000円追加して1万円にはなっていると思いますが、それ以上に今、かなり急激に上がっているというふうに思いますので、65歳以上には1万5,000円1人当たり、この前助成をするという形になりましたけれども、困っているのは65歳以上だけじゃございませんので、子どもたちだって、赤ちゃんを育てるのにだって大変困窮をしているわけです。ですから、その辺について再度何らかの形で助成をするとい

うような、補助を出すというような考えが今後出てこないのかどうか、その辺について菅野 町長のお考えをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 対策、物価高騰の、65歳未満の子育て世代の支援について申し上げます。

現在でも、既存の政策において子育て世代への補助は、私としては今、十分できているのかなと思っております。それ以上に今、必要だということであれば、ニーズに応じて対応いたします。

〇古澤議長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第58号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第58号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,982万7,000円とするものであります。

7ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第1款第4項第1目の趣旨普及費については、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業として、その広報のためのリーフレット等作成及び医療費年間通知追加封入を国保連合会に委託するための委託料1万2,000円、第2款第6項第1目の傷病手当金については、積極的な広報に伴う申請者増の見込み分として傷病手当金32万円、第9款第1項第3目の償還金については、令和3年度山形県国民健康保険給付費等交付金の額の確定に伴う返還金1,337万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

5ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げた内容に伴い、第4款第1項第3 目の社会保険・税番号制度システム整備費補助金を1万4,000円、第5款第1項第1目の保 険給付費等交付金を6万7,000円、第7款第1項第1目の一般会計繰入金を486万2,000円、 第8款第1項第1目の繰越金876万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し 上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第58号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。 担当課長の補足説明を求めます。

真壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第59号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) につきまして、補足説明を申し上げます。 補正予算書をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,244万1,000円といたすものであります。

5ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款1項2目処理場管理費の10節需用費につきまして、物価高騰により西川浄化センターの薬品費及び電気料254万9,000円を追加するものであります。

4ページをご覧ください。

歳入につきましては、一般会計繰入金であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第60号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億847万5,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第4款第1項第1目の介護給付費準備基金積立金について、西川町介護給付費準備基金条 例第2条第1項の規定により、令和3年度の法定の介護サービス費等に対し保険料の収入超 過となったことから、その剰余金440万5,000円を基金として積み立てるため追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げました内容に伴い、第7款第2項第1目の介護給付費準備基金繰入金を337万4,000円減額し、第8款第1項第1目の繰越金を777万9,000円追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し 上げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野病院事務長。

〔病院事務長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野病院事務長 議第61号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

収入から申し上げます。

収益的収入につきましては、1款2項2目他会計負担金に不採算地区病院経営に要する経費(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)といたしまして、612万円を追加するものであります。

支出の内訳といたしまして、1款1項3目経費のうち、令和4年度において原油価格等の 高騰により不足が見込まれる電気料406万円、重油代206万円の計612万円を計上するもので あります。 6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、令和4年3月23日、水沢出身の荒木勝男様が教育や医療への 思いでご寄附いただいた寄附金のうち、1,800万円を1款2項1目一般会計出資金として追加するものであります。

支出につきましては、1款1項1目有形固定資産購入費に医用画像保管電送システム、通称PACSのバックアップ用のネットワークアタッチドストレージの購入に要する経費71万3,000円を追加するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条では、収益的収支の既決予定額7億6,230万1,000円にそれぞれ612万円を追加し、 7億6,842万1,000円といたすものであります。

2ページをご覧ください。

第3条では、資本的収入の既決予定額575万円に1,800万円を追加し、2,375万円とし、支出では、既決予定額7,089万8,000円に71万3,000円を追加し、7,161万1,000円とするものであります。

収支の補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は4,786万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金は4,736万1,000円にそれぞれ改めるものであります。

第4条では、負担金及び支出金の補正に伴いまして、予算第8条一般会計からこの会計への負担を受ける金額2億7,000万円に2,412万円を追加し、2億9,412万円に改めるものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上 げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第61号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第5、議第62号 令和4年度西川町一般会計補正

予算(第7号)を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第5を直ちに議題とすることに決定しました。 議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第62号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,648万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、令和4年12月2日に可決成立いたしました国の令和4年度第2次補正予算の中に、令和4年4月以降に出産された方を対象に出産・子育て応援交付金を交付する事業が盛り込まれており、本町でも早急に取り組む必要がございます。

このため、歳入歳出につきましては第3款民生費に161万5,000円を追加し、歳入に関しましては第10款地方交付税27万円、第14款国庫支出金107万6,000円、第15款県支出金26万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 追加日程第5、議第62号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)を議題 とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第62号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第7号)につきまして、補 足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,648万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、ただいま提案理由の説明で町長が申し上げましたとおり、国の令和4年度

第2次補正予算が可決成立したことに伴い、急を要する事務事業の経費に係る補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の5ページ、3、歳出をご覧ください。

主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

5ページの第3款第2項第1目児童福祉総務費につきましては、妊娠届出時に出産応援交付金として5万円、出生届出後に子育て応援交付金として5万円をそれぞれ交付する出産・子育て応援交付金交付事業の実施に伴い、ラベルシート等の購入を行うために事務用消耗品費5,000円、本事業の一環として行う出産育児相談のパンフレット作成のための印刷製本費5,000円、同じく出産育児アンケートの返信のための郵便料5,000円、応援交付金160万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、出産・子育て応援交付金として国庫補助金107万6,000円、同じ く県補助金26万9,000円、国・県支出金として合計134万5,000円を追加するものであります。 次に、歳入についてご説明を申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました事務事業の実施 に伴い、第14款国庫支出金107万6,000円、第15款県支出金26万9,000円をそれぞれ追加し、 それでもなお不足する額については、第10款地方交付税27万円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第62号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の審査報告

○古澤議長 日程第2、請願の審査報告を議題とします。

請願第2号 「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願については、お手元に配付してあります総務厚生常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣について

〇古澤議長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

〇古澤議長 日程第4、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。 会議を閉じ、令和4年西川町議会第4回定例会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員